山口大学大学院東アジア研究科

博士論文

明治期山口県域における近代産業の勃興と地方企業家

平成29年3月

畠　中　茂　朗

目　次

序　章 …… 1

第1章　近代移行期から明治中期における山口県産業の動向と企業勃興 …… 11

はじめに …… 11

第1節　近代移行期から明治10年代の長州・山口県における初期的企業勃興 …… 12

1　近代移行期の長州藩・山口県経済 …… 12

2　明治10年代までの山口県における初期的企業勃興 …… 13

(a)　明治9年頃の山口県における企業(工場)の設立状況 …… 13

(b)　近代的企業の萌芽としての協同会社の設立 …… 14

(c)　明治10年代までの山口県における初期的企業勃興 …… 17

第2節　日清戦争前までの山口県における企業勃興 …… 19

おわりに …… 20

第2章　明治前半期における士族授産企業の設立と展開

～山口県の事例を中心として～ …… 35

はじめに …… 35

第1節　明治政府の士族授産政策と地方における士族層への対応 …… 38

1　明治政府の士族授産政策 …… 38

2　山口県における勧業局の設立と士族就産所 …… 39

(a)　明治維新後の山口県士族の動向と勧業局の設立 …… 39

(b)　授産局(のち就産所)の創設 …… 40

第2節　士族授産企業の萌芽としての木綿聚社の設立と展開 …… 41

第3節　山口県における国立銀行の創設 …… 43

第4節　政府資金の貸付による士族授産企業の創設とその特徴 …… 45

1　覇城会社 …… 46

2　殖鱗社 …… 48

3　豊浦士族就産義社 …… 51

第5節　持続的成長を遂げた士族授産企業～セメント製造会社～ …… 52
おわりに …… 57

第3章　旧長州藩士笠井順八の企業家活動
～小野田セメントの創業と地域経済への関与～ …… 71
はじめに …… 71
第1節　笠井順八の履歴と小野田セメントの創業 …… 72
1　誕生から幕末期の笠井順八 …… 72
2　明治維新以後の笠井順八とその経営理念 …… 72
3　小野田セメントの創業と業務運営体制の構築 …… 74
(a)　小野田セメントの創業と工場の建設 …… 74
(b)　業務運営体制の構築 …… 76
第2節　小野田セメント成立後の運転資金の調達と経営危機の発生 …… 78
1　小野田セメント成立後の運転資金の調達 …… 78
2　経営危機の発生と笠井の退陣 …… 79
第3節　小野田銀行の設立と経営状況 …… 82
1　小野田銀行の設立と笠井順八 …… 82
2　小野田銀行の経営状況 …… 84
第4節　小野田軽便鉄道の設立と鉄道輸送の展開 …… 86
1　小野田軽便鉄道の設立 …… 86
2　小野田軽便鉄道の敷設と鉄道輸送の展開 …… 87
第5節　経営陣の交代と小野田セメントの発展 …… 89
1　経営陣の交代 …… 89
2　小野田セメントの発展 …… 91
おわりに …… 92

第4章　旧長府藩士豊永長吉の企業家活動
～地方企業家の成長と事業展開～ …… 119
はじめに …… 119
第1節　企業家豊永長吉の経歴と事業資金の捻出 …… 120

1　史料の検討 …… 120
2　豊永長吉の経歴と事業資金の捻出 …… 121
(a)　誕生から幕末期まで …… 121
(b)　明治維新以降 …… 122
第2節　関門地域における企業家活動 …… 124
1　赤間関米商会所の設立 …… 124
2　士族授産企業としての豊永組の設立 …… 126
3　門司築港会社の設立 …… 128
第3節　化学企業の設立動機と地方企業家からの脱皮 …… 130
おわりに …… 131

第5章　日本舎密製造会社の創業と事業展開 …… 140
はじめに …… 140
第1節　日本舎密製造会社の創業 …… 140
第2節　工場の建設と生産状況 …… 142
1　小野田の工場建設と千寿製紙会社 …… 142
2　創業初期の経営組織と生産状況 …… 146
第3節　日本舎密の株主総会と事業展開 …… 148
1　株主総会と経営者の役割 …… 148
2　明治期を中心とした事業展開 …… 151
おわりに …… 153

終　章 …… 167

序　章

(1)研究の目的

本研究の目的は、明治維新以降のわが国が資本主義的な経済発展を遂げ工業化していく過程で、西洋から移植された近代産業に着目し、近代産業の担い手となる企業家の果たした役割を通じて、近代産業が地方においてどのように受容され、定着していったかを明らかにしていくことにある[1]。対象とする時期は近代産業がわが国に移植された近代移行期から考察を始め、数度にわたる企業勃興を経験した明治中後期までを主な研究の対象とする。

明治期の工業化は、江戸時代以来の在来産業と西洋諸国から移植された近代産業とがあたかも車の両輪となって進展していったといわれている[2]。このうち在来産業は、「近世以来の伝統的な商品の生産流通ないしサービスの提供にたずさわる産業であって、主として家族労働、ときには少数の雇用労働に依存する小経営によってなりたっている産業」と定義されている[3]。これに対して近代産業は、幕末の近代移行期頃より「海外から移植された技術と制度にもとづいた産業」とされるが[4]、これには大規模な資本設備を備え多数の労働者を雇用する製造業や鉄道業・海運業・電力業・金融業等を含むものとする。本研究は、このうち個々の株式会社形態の企業によって担われた近代産業の発展過程を東京や大阪といった都市部ではなく、地方への波及過程を中心に検証していく。

わが国がアジア諸国の中で最も早く工業化を遂げた背景として考えられるのが、工業化の直接的な担い手となる株式会社形態の企業の早急な全国的な展開にあった。こうした全国各地で起きた企業の設立に向けた動きを企業勃興と呼んでいる。企業勃興は、1886年から1889年にいたる第1次企業勃興と1896年から1899年にいたる第2次企業勃興が知られている。新潟県域の状況を分析した谷本雅之もこうした「日本の企業勃興は、大都市の一部における企業設立の試みではなく、地方における広範な企業設立現象を伴っていた」との認識を提示しているが[5]、工業化の過程の解明にはこうした地方の動向を研究していくことが、必要不可欠な要素となろう。

本研究が主要な論点として取り上げている、「地方」に研究の視点が据えられるようになったのは比較的近年のことである。特に最近の傾向として地方をテーマとした研究に力点が置かれるようになったのは、中村尚史が述べている「地方からの産業革命」が大きな影響を与えていることは疑いないことである。

中村尚史は「産業革命の起源と展開過程を、地方の視点から見直す」ことを主要なテーマ

として研究をすすめ、「様々な経営資源や情報が集積し、企業勃興にとって有利な条件が揃っている大都市に伍して、地方が企業勃興の原動力となり、産業革命の展開を支え得たのはなぜか」が問題意識の原点にあると述べている[6]。中村尚史の研究によって明らかにされている地方は岩手県と福岡県である。岩手県では、工業化にむけた経済主体の不足や地域内外でのネットワークの不足のため産業革命への自律的な動きは日露戦後まで持ち越された。一方、福岡県では炭鉱業者等を経済主体として明治前期より産業革命に向けた自律的な動きが見られ、安川・松本等の地方財閥も成長していった[7]。本研究ではこうした地方研究の深化を目的として、研究の対象を現在の山口県域に設定する。

現在の山口県域は、近世まで長門国と周防国の 2 カ国からからなり、関ヶ原の戦いで敗れた外様大名の毛利氏が支配し、一般には長州と呼称されていた地方である。同地には、天保年間に作成された地誌である『防長風土注進案』があり、この史料を用いて数量経済史の手法によって当時の長州経済を分析した研究者が西川俊作である。西川は前工業化段階のいわゆるプロト工業化の過程で、長州経済は他の地域と比較して最も進んでいたと述べ[8]、「一地方史ではあるが、しかし明治維新の尖兵となったこの藩の経済史は江戸時代後半から明治時代における全国史理解の一助となる」とも指摘している[9]。

西川が明らかにした幕末から明治初期にかけての山口県域のプロト工業化の段階は、農商資本による在来産業が主体の時代であった。しかし、明治維新後、西洋から移植された近代産業が次第に産業構造の基軸となっていく資本主義化の過程で、山口県域のプロト工業化の動きは一転して時代の流れに取り残され、近代産業(特に工業部門)への転換に対応できなかった。この結果、明治期の山口県は総体的に工業化が低調になったと西川は分析している。しかし、全体から見れば比重は小さいものの、山口県でも一部ではあるが近代産業(特に工業部門)の萌芽は見られた。それは、プロト工業化の担い手であった農商資本によるものではなく、旧武士層を担い手として新たに出現した産業化の動きであったことが既に指摘されている[10]。しかし、なぜ旧武士層が産業化の担い手になったか、については十分に明らかにされている訳ではない。本研究は、その点を解明するため、旧武士層に焦点を当てて分析することで山口県の産業化の特徴を浮き彫りにすることを目指したい。

明治維新の震源地となった長州・山口県域からは、旧武士層出身の多くの有為な人材が明治政府の高位高官となっていった一方で、本研究で考察していくように地元にとどまって工業化に貢献した旧武士層出身者がいた。長州・山口県域は近代日本を建設していくことになる政府高官と、地元に残った旧武士との関わりを軸とした人脈を考察することがで

きるフィールドでもある。わが国の工業化について、これまでの研究の中には「在来産業の自生的発展としてではなく、官営企業の創出をはじめとして維新政権の殖産興業政策に強力に主導されざるをえなかった」と政府の役割を強調する見解がある[11]。確かに政府高官を多数輩出した山口県域では、本文でも考察していくように政府高官の支援の手が差しのべられてはいるが、それのみによって工業化が進めていったのではなかった。

本研究では山口県域の工業化の進展過程を個別企業の事例から検証し、近世から近代へと時代が移りゆく中で、近代産業が勃興していく地方の姿を浮き彫りにしていくことを課題としている。明治期の地方における近代産業は「広大な農業社会の広い海の中に浮かぶ島でしかなかった」ともいわれているが[12]、しかし、地方の変容を惹起することになったのが、中村尚史も指摘しているように「近代産業が勃興し、産業革命が進展すること」であるとするならば[13]、その近代産業の主要な担い手は誰であったのかという点に注目して検証していく必要がある。その際に、担い手となった企業家を比較検討することで、一様ではないと思われる企業家の類型化を目指したい。

(2)先行研究の検討と本研究の意義

前述したように本研究では、旧武士出身の「地方企業家」に着目して分析を進めていく。

企業家についてはシュンペーター(J.A.Schumpeter)の「革新者、新結合を遂行する者」との考え方が広く知られているが[14]、本研究における明治期の企業家については、「移植された新産業を起業するという大胆さと、起業に成功した新産業分野の企業が直面した困難な状況を克服しつつ、継続して経営していくという能力を備えた経済主体」と定義する[15]。こうした企業家の努力により持続的な発展を遂げた企業によって近代産業は牽引されていったのである。

明治維新以降の産業化の担い手をどの階層の出身者に求めるかという研究は、昭和30年代から昭和40年代の前半までにその多くが蓄積されており、東畑精一は、『日本資本主義の形成者～さまざまな経済主体～』の中で、「日本資本主義において企業的精神の発揮者となり、産業の戦士(Captain of Industry)となったものには、旧武士が圧倒的に多かった。明治の企業家の系譜は彼らよって色どられていたのである」と指摘した[16]。東畑の著作と同じ年に刊行された坂田吉雄の『士魂商才～日本近代企業の発生～』では、士魂商才について、「町人が士魂を身につけるという線ではなく、武士が商才を身につけるという線で進んだ。ここに日本の近代経済発展の特色がある。この書の意図はその間の事情を士族出身実

業家の例についてしらべてみることにある」として、岩崎弥太郎、五代友厚、渋沢栄一等を事例に挙げて検証を試みている[17]。

外国人研究者においてもサンソム(George B.Sansom)は『西欧世界と日本』の中で、「維新とその後ほぼ一世代にわたる政治生活とを推進していった勢力は、(中略)ブルジョアジーではなくて、このような武士たちが、資本主義的構造の基礎をすえたのであり、また同時に、西欧の先進工業諸国において強力な富裕階級の影響の下に実現したのとはほとんど似るところのない政治制度を発展させた」とし[18]、スミス(Thomas C.Smith)も「近代的企業家の第一世代の多く、もとりわけ最も初期の、最も大胆な企業家は、武士階級出身者であった」と[19]、両者ともに工業化の過程で果たした武士の役割を強調している。

この他、企業家の統計的な研究としては石川健次郎の「明治期における企業者活動の統計的観察」があり[20]、石川はこの研究を踏まえて、「明治期における経営者のなかでも、特に士族経営者があらゆる産業分野で最も数多く、活躍したことがわかる。士族が経営者として、わが国の工業化に貢献したとされるゆえんでる」との結論を導き出している[21]。しかし、一方で、企業家の出自についてヒルシュマイア(J.Hirschmeier)は武士と商人の均等説を唱え[22]、浅野俊光は武士・商人・農民といった階級区分におさまりきれない人々から出現したという限界階層者説を唱えるなど[23]、企業家の出自については必ずしも結論が出されているわけではない。これらの先行研究の多くは、士族が工業化に貢献したという石川の研究に見られるような「統計的」な観察である。おそらくは地域によっても大きく異なると考えられる企業家に関する個別事例の積み上げによって、士族の役割の再評価も可能になると考えられる[24]。

こうした企業家については、今日まで厖大な研究が蓄積されているが[25]、この中で特に明治期の地方企業家に着目した早期の研究としては、中村隆英の研究を挙げることができる[26]。中村隆英は「地方産業の開発者たち」として、磯村真五郎(大分)、安川敬一郎(福岡)、大和田荘七(福井)、荻野万太郎(栃木)、斎藤斐(茨城)、籠橋休兵衛(岐阜)、宮本甚七(静岡)を取り上げている。このうち地方財閥の創業者となる士族出身の安川敬一郎以外は、一般には殆ど知られていない無名の地方企業家といえよう。中村隆英はこうした無名の地方企業家について、「果敢な企業者たちが全国に散在していたからこそ、中央で渋沢らの振る指揮棒の下で、新たな事業が急速に勃興することができたのである。産業発展のオーケストラに参加しようとする者が、他のアジア諸国の場合よりも多かったことが、明治の経済発展を速かならしめた理由の一つであった」と地方企業家の存在意義を強調している[27]。

その後、地方企業家を本格的な研究の素材として取り上げたのが、阿部武司である。阿部は「これまで明らかにされている史実の多くは大都市の企業家に関するものであり、地方の産業の担い手については不明な点が少なくない」と指摘し、「明治期の大阪府泉南地方(現在の大阪府岸和田市以南の地域)における産業発展が、どのような企業家によって推進されたのかを考察し、研究上の重要な空白を埋めることをめざす」と述べている[28]。この研究では、泉南地方において産業発展に関わりを持った地方企業家の全体的なサーベイが行われているが、阿部はその中でも、商人出身の企業家藤本荘太郎に着目している。新在来産業に位置付けられる堺の段通業界をリードした藤本のことを阿部は、「輸入防遏、輸出振興をめざす経済的ナショナリズムが旺盛な企業家精神の源泉であった、とみられる人物が全国各地に相当数存在したが、荘太郎もその一人であった」とし[29]、藤本のことを同地方における指導的企業家の一人であったと評価している。

阿部の研究手法は、まず、地域の特性を明らかにしたうえで、藤本荘太郎の企業家活動を検討していくという、「地域経済史と経営史の組み合わせとでもいうべき手法」であった。近年の地方企業家に関する研究で注目される中村尚史は、こうした阿部の研究手法を下敷きにしつつ、三池地方の企業勃興を地元の地方企業家を主体にして考察している[30]。三池土木会社や三池紡績会社を事例として企業体の設立過程やその後についてが、地方企業家の動向と絡めつつ詳細に分析されている。しかし、阿部や中村尚史の研究は史料面の制約もあってか、個々の地方企業家の性格を考える上で重要な履歴等には立ち入った検討は行われていないうえ、取り上げた企業家が商人層か士族層かといった出身階層についても、詳しい言及を行っていない。しかし、明治前期の企業家を研究していく場合、彼らの生年は多くが 1800 年代前半の江戸時代である。したがって、彼らがどのような身分(社会的環境)の中で生まれ、成長していったかという点に着目することはその後の企業家活動を解明していくための重要な要素と考える。

これらの企業家によって引き起こされた現象が前述した企業勃興であり、産業化を考察していくにあたっての重要な要素となる。この企業勃興に関する初めてのまとまった研究は、高村直助編著『企業勃興』であろう[31]。その後、中村尚史の研究など企業勃興を扱った研究が現れてきたが[32]、特定の地方を対象としたものとしては、高嶋雅明の和歌山県を事例とした研究[33]、草野真樹の福岡県を事例とした研究がある[34]。また、本研究のフィールドである山口県の企業勃興については佐々木淳の研究が存在する[35]。佐々木の研究は山口県でも企業勃興が見られたことを明らかにした初めての研究であるが、『山口県勧業年

報』を素材としているため、『勧業年報』の調査項目が整ってくる明治中後期を中心とした研究となっており、佐々木にとどまらずこれまでの企業勃興に関する研究は、概ね明治 10 年代後半の第 1 次企業勃興以降を研究の対象としたものである。

こうした企業勃興に関する先行研究に対して、石井寛治が「初期的企業勃興」との概念を提示している[36]。これは、1870 年代後半(主として 1877 年から 78 年頃)に国立銀行や器械製糸場の設立が相次いだことに着目したもので、この「初期的企業勃興」を経て、第 1 次企業勃興へと繋がっていくというものである。しかし、これまでの企業勃興に関する研究では、前述したように「初期的企業勃興」はその射程に入れられていなかったが、士族授産企業を含めた企業制度の萌芽の過程を検証する場合には重要な時期といえる。そこで本研究では、山口県域について「初期的企業勃興」の前後から考察をはじめることにする。これにより近代移行期から明治期を通観しての企業勃興の軌跡が追えることになる。

本研究では、近代産業の勃興とその担い手となった企業家を、旧武士層との関係において山口県域という地方の視角から、個別事例に即しつつ検討していくことを課題とする。このことは山口県と同様に工業化では後れを取ったといえる岩手県において、不足していたとされる経済主体の核となる存在の解明を試みるものである。

(3)本研究の構成

第 1 章では、近代移行期から 1890 年前後までの長州・山口県域の経済状況を、プロト工業化から近代工業への転換・成長が挫折した地として捉え、工業化の担い手の断絶と新たな勃興という観点から、部分的に見られた工業化の過程を検証する。その一方で、「初期的企業勃興」に触れつつ、旧武士層を主体とした近代産業の萌芽の過程を考察していきたい。

第 2 章では、明治初年から 1880 年代前半頃にかけての近代移行期において、士族によって設立・運営された士族授産企業を考察していく。士族授産企業が果たした山口県域における産業化に対する先駆的な役割や、士族授産企業を設立することの理由も含めて明らかにしていきたい。

第 3 章は、全国に設立された士族授産企業の中で、最も成功した事例の 1 つといわれる小野田セメントの創業者である地方企業家笠井順八を取り上げる。小野田セメントについては創業の過程を含めて、明治期の経営状況を考察していくが、これまでは研究の対象とされていなかった笠井によって設立された小野田銀行や小野田軽便鉄道も取り上げる。地方企業家である笠井が、こうした近代産業を通して小野田地域の工業化で果たした役割の

解明を目指したい。

第 4 章は、地方企業家の旧長府藩士豊永長吉を事例として考察した章である。旧武士出身の地方企業家である豊永が、幕末から明治期にかけてどのようにして企業家へと成長を遂げていったかという過程を明らかにしていくことを目的としている。その際に、豊永にとって旧武士層出身ということが、企業家活動を展開していく中でどのような意味があったのかも検討しつつ、旧藩主家との関連についても考察を加えていきたい。

第 5 章では、前章で詳述した豊永が創設した企業の中で、最も重要な企業である、日本舎密製造会社の事業展開を考察する。同社は、創成期の化学産業の中で主要な位置を占める化学企業といえるが、経営面についてはほとんど研究されていない企業であった。そこで本章では、創業者である豊永と同社の事業運営との関係について、経営危機の回避や株主への対応など、豊永が行った経営者として実践した行動を考察していく中で、旧武士出身の企業家がわが国の近代産業の発展過程で果たした役割を明らかにしていきたい。

こうした構成をとることで、明治維新以降の山口県域における近代化の過程で旧武士層の果たした役割の再評価が可能となろう。そして、旧武士層出身の笠井順八と豊永長吉という地方企業家について、彼らに関する個別事例を積み上げていくことで、その性格の違いを浮き彫りにして、地方企業家の類型化を目指したい。

注

1) 本研究は、わが国の「工業化」の過程を検証していくことであるが、「工業化」については製造業を中核とした第 2 次産業が強くイメージされる。そこで、本研究では金融業などの第 3 次産業を含む場合は適宜、「産業化」の用語を使用する。
2) 明治以降の日本経済は近代産業と在来産業が同時並行的に発展を遂げていったと最初に提唱したのが、中村隆英であった(同著『戦前期日本経済成長の分析』岩波書店、1971 年)。一方で、西成田豊は「近代日本の工業化過程における在来産業と近代産業の関係は、在来産業の主導性でも、両者の相補的関係でもなく、近代産業の主導性が強調されなければならない」と主張している(「日本の産業革命と在来産業～論点の整理を中心に～」、『一橋大学研究年報　社会学研究』第 43 号、2005 年、86 頁)。
3) 中村隆英『明治大正期の経済』東京大学出版会、1988 年、177 頁。
4) 中村隆英『戦前期日本経済成長の分析』、20 頁。
5) 谷本雅之「動機としての『地域社会』～日本における『地域工業化』と投資行動～」(篠

塚信義・石坂昭雄・高橋秀行編著『地域工業化の比較史的研究』北海道大学図書刊行会、2003年、236頁)。

6) 中村尚史『地方からの産業革命～日本における企業勃興の原動力～』名古屋大学出版会、2010年、3頁。なお、近年の地域を対象とした経済史の研究動向をまとめたものに、高柳友彦「『地域』経済史研究の現状と課題～近代日本経済史研究を中心に～」(『歴史学研究』第929号、青木書店、2015年)がある。この中で高柳は「東京・大阪といった大都市の消費市場や流通業者との結びつきだけでなく、資金面を加えた両者の関係性を明らかにすることが求められていると」の指摘を行っている。

7) 中村『地方からの産業革命～日本における企業勃興の原動力～』、終章を参照。

8) 長州のプロト工業化については、西川俊作(牛島利明・斎藤修編)『数量経済史の原点～近代移行期の長州経済～』慶應義塾大学出版会、2013年を参照されたい。

9) 西川俊作『数量経済史の原点～近代移行期の長州経済～』、5頁。

10) 山口県文書館編『山口県政史　上』山口県、1971年、177頁、山口県総務部統計課編・発行『山口県の統計百年』、1968年、31頁、中国電力㈱エネルギア総合研究所編『山口県を中心とした産業発展の歴史』公益財団法人中国地方総合研究センター、2014年、24～25頁、漁剛志「山口県における近代産業の興りと産業技術資料」(『山口県立山口博物館研究報告』第41号、2015年、2頁)。

11) 藤井光男・丸山惠也編著『現代日本経営史～日本的経営と企業社会～』ミネルヴァ書房、1997年、46頁。

12) 武田晴人編『地域の社会経済史~産業化と地域社会のダイナミズム』有斐閣、2003年、「はしがき」。

13) 中村尚史『地方からの産業革命～日本における企業勃興の原動力～』名古屋大学出版会、2010年、3頁。

14) 清成忠男編訳『企業家とは何か』東洋経済新報社、1999年、153～160頁。

15) 本章における企業家の定義は、清成忠男編訳、直前書、171頁、山崎充「『地方の時代』の企業家像」(『経済評論』日本評論社、1983年6月号、46～57頁)を参照して作成した。

16) 東畑精一『日本資本主義の形成者』岩波書店、1964年、61頁。

17) 坂田吉雄『士魂商才～日本近代企業の発生』未来社、1964年、6～7頁。

18) George B.Sansom(1950) "*The Western World and Japan*"(金井圓・多田実・芳賀

徹・平川祐弘訳)『西欧世界と日本』下巻、筑摩書房、1966年、43～44頁。

19) Thomas C.Smith(1988) "*Native Sources of Japanese Industrialization*, 1750—1920"(大島真理夫訳『日本社会史における伝統と創造　増補版～工業化の内存的諸要因1750 - 1920年～』ミネルヴァ書房、2002年、152頁)。

20) 石川健次郎「明治期における企業者活動の統計的観察」(『大阪大学経済学』第23巻第4号、1974年)。

21) 石川健次郎「華族資本と士族経営者」(由井常彦責任編集『日本経営史講座　2　工業化と企業者活動』日本経済新聞社、1976年、144頁)。

22) J.Hirschmeier(1964) "*The Origins of Entrepreneurship in Meiji of Japan*"(土屋喬雄・由井常彦訳『日本における企業者精神の生成』東洋経済新報社、1978年)を参照。

23) 浅野俊光『日本の近代化と経営理念』日本経済評論社、1991年を参照。

24) 士族をめぐる近年の研究動向として、鈴木淳は「明治前半の歴史では士族が大きな役割を果たし、その取扱いが大きな課題でもあった」と述べている([書評・内山一幸『明治期の旧藩主家と社会～華士族と地方の近代化』吉川弘文館、2015年]、『史学雑誌』第126編第2号、2017年、84頁)。なお、内山の著書は旧柳河藩主立花家とその旧家臣が、旧藩領の近代化の過程で果たした歴史的な役割を分析したものである。

25) 企業家に関する近年の研究としては、個別の企業家をダイジェストで取り上げた宇田川勝の一連の研究がある。宇田川勝編『企業家に学ぶ日本経営史』有斐閣、2011年、宇田川勝『財閥経営と企業家活動』森山書店、2013年、宇田川勝編『ケースブック日本の企業家—近代産業発展の立役者たち—』有斐閣、2013年がある他、「企業家とは何かと」いう啓蒙書的な読み物として、宮本又郎・加護野忠男・企業家研究フォーラム編『企業家学のすすめ』有斐閣、2014年等がある。

26) 中村隆英『あの時この人　日本経済の建設者』日本経済新聞社、1973年。

27) 中村隆英、直前書、50頁。

28) 阿部武司「明治期における地方企業家」、『大阪大学経済学』第38巻第1・2号、1988年、125頁。

29) 阿部武司「藤本庄太郎—堺段通業の組織者—」、沢井実・阿部武司・竹内常善編『近代日本における企業家の諸系譜』大阪大学出版会、1996年、115頁。

30) 中村尚史「地方の企業勃興—福岡県三池郡を中心として—」、武田晴人編『地域の社会経済史』有斐閣、2003年。

31) 高村直助編著『企業勃興』ミネルヴァ書房、1992年。

32) 阿部武司と谷本雅之は、企業勃興期における地方資産家の投資動向を分析した研究の中で、「企業勃興の主体として、資産家一般とは区別される、地方企業家とも名づけうる存在の重要性が浮び上がってくる」と述べている(阿部武司・谷本雅之「企業勃興と近代経営・在来経営」、宮本又郎・阿部武司編『日本経営史　2　経営革新と工業化』岩波書店、1995年、104頁)。

33) 高嶋雅明『企業勃興と地域経済～和歌山県域の検証～』清文堂、2004年。

34) 草野真樹「地方の企業勃興とその担い手～福岡県を事例として～」(『経営史学』第47巻第1号、2012年)。

35) 佐々木淳「明治中後期における山口県の会社企業～『山口県勧業年報』を用いて～」(『山口県史研究』第8号、2000年)。

36) 石井寛治『資本主義日本の歴史構造』東京大学出版会、2015年、29～31頁。

第１章　　近代移行期から明治中期における山口県産業の動向と企業勃興

はじめに

西洋諸国から導入した技術や制度・思考にもとづいた製造業を中心とする近代産業の形成が開始されたのは、明治維新を直接的契機としてのことであった。近代産業の形成は、その後の日本資本主義の展開に大きな力となっていくのである。そこで、本章ではわが国における資本主義の地方への広がりといった側面から、産業化の展開を近世の長州藩領を踏襲して設置された山口県について、幕末の近代移行期から明治期を中心として検討する[1]。そして、同地方でこうした近代産業が形成されていく過程を、それらを構成している個別の経済主体の中核である企業の形成と定着という企業勃興の視角から解明を試みる[2]。その際、株式会社等の成立による私的資本の集中・集積の過程を明らかにしていくことも産業化の解明には必要な要件となろう。

近代移行期からの長州・山口県域については、西川俊作による一連の研究がある[3]。この中で西川は、本研究の主要な対象としている明治期の山口県域について、マクロ的な統計数値からは「工業化に挫折した地域」との見方をしている一方で、個々の企業を「経営史の視点から見ると、『遅れ』という表現は当らないかもしれない」との言い回しをしている[4]。こうした西川に対して、佐々木淳は、山口県内にどの様な業種の会社企業があったのかといった「網羅的な検討がなされているとは言い難い」として、『山口県勧業年報』を用いて山口県域においても企業勃興が見られたことを実証している[5]。しかし、佐々木の研究は、『勧業年報』の調査項目が一定してくる 1880 年代後半の明治中後期を対象としているうえ、『勧業年報』の項目にそった「網羅的」な研究にとどまっており、個別企業について掘り下げた研究は行われていない。また、企業勃興に関する研究では、佐々木が対象としていない 1870 年代後半に、すでに「初期的企業勃興」が始まっていたと石井寛治が指摘している[6]。産業化の進展過程にとって石井の提示した「初期的企業勃興」は、その後の本格的な企業勃興を惹起する要因として注目しておく必要がある。

そこで本章では、これらのことを踏まえて幕末から 1880 年代前半を含めた、近代移行期からの長州・山口県域の産業化に向けた胎動の一端を、「初期的企業勃興」にも注意を払いつつ個別企業の事例を取り上げながら明らかにしていきたい。

第1節　近代移行期から明治10年代の長州・山口県における初期的企業勃興

1　近代移行期の長州・山口県経済

幕末期の長州藩の経済力を知る手掛りとしては、長州藩当局によって作成された『防長風土注進案』(以下では、『注進案』と略す)が現存する[7]。『注進案』は、長州藩(萩藩)が幕末の藩政改革に関連して『国郡志』を編集するための基礎資料とすべく、藩内の11郡17宰判の各町村から提出された明細書(原本は395冊)を編集した地誌であり、作成にあたっての統計的な数値は概ね1842(天保13)年を基準としている[8]。

江戸時代の「藩」の経済力を計るバロメーターである長州藩の石高は、江戸初期に37万石でスタートし、『注進案』が作成された頃の領内の石高は、新田の開発などにより100万石を超していたといわれている[9]。また、長州藩内における米以外の主要生産物としては塩や紙があり、さらに、これらに蝋と木綿織を加える場合もある。このうちの塩は古来より瀬戸内海沿岸で生産されていたが、藩政時代になって大規模な塩田の開発が三田尻浜を中心にして進められ、この地方で製塩されたものが北前船によって主として東北や蝦夷地などで販売されたことから、同地方では塩のことを「三田尻」と称したともいわれている[10]。紙も山代地方(現在の岩国市周辺)を中心にして生産されていた藩政期の重要な商品で、藩の主要な財源となっていた。米をはじめ、塩や紙などの生産に牽引された長州藩の経済力を『注進案』の数値を利用して分析した西川俊作は「この当時(1842年前後…引用者)、長州藩はおそらく前工業化経済として最も『進んでいた』と思われる」[11]と結論づけている。

こうした前工業化期の主要な農産品である米に加えて、手工業品の紙・塩の明治維新以後の生産状況を『明治七年府県物産表』から検討してみることにする。まず、塩は生産高110万石・生産額74万円でともに山口県が全国1位で、2位の飾磨県(現在の兵庫県南部)とは生産額(同県、39万円)で約2倍近い開きがある。つぎに紙も山口県が全国1位の138万円の生産額で、2位の高知県(生産額、46万円)の約3倍となっている。米の生産について見ると山口県は生産高が68万石で全国8位、生産額の467万円は全国6位という順位であった[12]。これらの統計数値を見ると、幕末の長州藩は塩・紙・米を中心とした物産でかなりの収益を計上していたことは確かで、全国の諸藩の中でも屈指の経済力を有していたであろうことは充分に推察できる[13]。

また、明治初年の農村手工業の生産額においても、山口県は353万2603円で第6位の生産額を示している[14]。藩政期から近代移行期にかけての長州藩=山口県は米などの農業生産に加えて、農村手工業でも全国でトップレベルの水準にあったといっても過言ではな

かろう。しかしながら、こうした農村での生産に経済的基盤を置いていたプロト工業化の段階から、工場等での生産力的基礎が資本主義の発展の原動力となっていく明治以降の山口県は、プロト工業から近代産業(特に工業)への転換にうまく対応できなかったために、次第に工業化の動きは緩慢なものとなっていった。

これは明治初年まで高度な発展を遂げていた在来産業(プロト工業)の多くが衰退していった為である。まず、生産量・生産額ともに全国1位であった塩は、経営規模が拡大しないままに推移し、製塩方法の近代化も進展しなかった。さらに、生産コストの安い外国塩の輸入に加え生産過剰による塩価低落や日露戦争後の塩専売制施行にともない、廃業するものが相次いで、徐々に衰退していった[15]。和紙に関しても、藩政期における貢租としての厳格な品質管理が消失したために粗製乱造に陥り、なおかつ洋紙の普及にともない壊滅的な状態となった[16]。この他、櫨蝋や木綿織物(家内制手工業)などの藩政期以来の主要な農村手工業は明治期になると全般的に時代遅れとなっていったうえに、綿糸輸入関税の撤廃も重なって衰退していった。これに加えて、山口県は明治期の重要な輸出品であった製糸業や製茶業の発展が見られなかった。また、藩政期の高率貢租に規定され、地主層の発達が未熟であった旧長州藩領では[17]、農業面での資本蓄積が他地域に比べて貧弱であったことも、こうした状況に拍車をかけることになった。

したがって、山口県ではプロト工業化と近代工業は断絶していたと見ることができるのであるが、一部に新興の近代工業の萌芽に向けた動きも見られた。そのために工場等を建設していく母体となる企業の形成と定着が、極めて重要な意味を持つようになってくるのである。

2　明治10年代までの山口県における初期的企業勃興

(a)明治9年頃の山口県内における企業(工場)の設立状況

廃藩置県によって長州藩をはじめとして全国を分割統治していた261の大名家＝藩が消滅し[18]、これまで藩を単位としていた地域経済が府や県を単位とするように編成替えが行なわれた。そして、廃藩置県以来続いていた各地での府または県への統合が一段落する1876(明治9)年の山口県内の企業(工場)数をあらわしたものが表1-1である。

これによると、製造業関係については在来産業である塩の全国一の生産高・生産額が示すように塩焼場の数が飛び抜けて多くなっている。だが、その内容はマニュファクチュアの段階か、そこまでも至らない小規模なものばかりであったと考えられ、まだまだ地元資

本による近代的な意味での企業や工場と呼べるようなものは存在しない状況であったといえる。つまり、山口県においては近世以来の在来産業から近代工業への転換は見られず、明治以降になって新たに工場制度をともなう近代工業が勃興してきたといえよう。その一方で、この表で目を引くのが、非製造業関係の三井銀行出張店と協同社である。

三井銀行出張店は、山口県下の官公金と荷為替等の取扱いを主要な目的として、1872年に三井組下関出張店が開設されたことにはじまる。翌年には山口出張店も設置されて、県内で2店舗を展開することになった[19]。三井組はその後、1876年の国立銀行条例の改正にともない、国立銀行以外でも“銀行”の設立が許されるようになったことから、わが国における初めての私立銀行として同年7月、私盟会社三井銀行(国立銀行と異なり、紙幣発行権を有しない銀行)が開業するにいたったのである[20]。

三井銀行の主要な業務は官金の取り扱いにあったので旧三井組からの店舗や制度が引き継がれるとともに、地方の営業店は幾つかの等級に分けられた。これをまとめたものが表1-2である。この等級はおそらく同行の業務を行なう上での重要度によって分けられたものと考えられるが、県庁所在地の山口が2等出張店であるのに対して、神戸以西で唯一の1等出張店が設置された下関が、同行にとっても如何に経済的に価値のある都市であったかがこのことからも窺える。

(b)近代的企業の萌芽としての協同会社の設立

次に、表1-1では協同社と記されているが、正式には“協同会社”と呼ばれた機関について主として組織面から検討していく。同社を取り上げる意義は、山口県域において地元資本によって設立された、初めて「会社」の呼称が用いられた機関であったことによる。

山口県では藩政期からの備荒貯穀や修補米銀(共済的積立金穀)が廃藩当時、米5万石、現金50万円があり、これを原資に当てた勧業局が1873年に設置された[21]。勧業局ではこの米や現金を活用して県内外で殖産興業を勧めていこうとしたが、士族に不穏な動きがある時でもあり、県下の士族対策のことも勘案して木戸孝允は、これを士族と農工商に按分し勧業局を廃止したうえで、士族のための授産局に25万円を割り当て、残りを農工商のために機関を設立して使用することを提案した。特に農民は地租改正によって租税がこれまでの物納から金納に改正されたことから、初代山口県令となる中野梧一の提唱もあって山口県内の農民の米を一手に引き受けて(地租引当米)、現金に換金する機関として、1874年11月に取り敢えず山口道場門前町の安部平右衛門宅に“現米取扱所”の仮称をもって

開業し、翌 75 年になって木戸孝允の指導のもとに社則が作成されるとともに、組織固めも行なわれて協同会社が設立された[22]。会社という名称が付いているが、株式会社形態の企業とは異なっており、近代移行期の過渡的な組織形態であったと考えられる。

同社の設立に関わったのは前述したように中野梧一と木戸孝允であった。中野は県令退任後に、藤田組に参画して実業界への転身をはかり、大阪商法会議所の副会頭を務めるなど明治前半期の大阪財界において五代友厚・広瀬宰平・藤田伝三郎とともに重要な役割を果たした[23]。また、木戸孝允は岩倉使節団の随員として米欧を現実に見聞しており、両名ともに会社というものの概要はほぼ掴んでいたものと考えられる。この 2 名に加えて、中野を県令(就任時は、山口県参事)に推薦した井上馨は米穀等の商品を取り扱う先収会社(三井物産の前身)を設立して、山口県の米穀の取引を強く望んでいたといわれ、この 3 名が中心となって協同会社の骨格が練られていった[24]。

同社について井上の伝記では、「協同会社はその設立が他の営利的の会社と事情が違ひ、社中人民一般の幸福利害に関係する所が極めて大きいから、県庁からも十分監督保護を加へたこと勿論であるが、併し飽くまで私立の立前で、決して官立の性質のものではなかつた」[25]と記されていることからも、近代移行期に設立された同社の民間企業としての性格の一端を知ることができる。

このように協同会社は一般の私的な会社とは異なる側面があることから、内務省にも届出をしたうえで、木戸の指導で作成された社則が 1875 年 6 月に完成した。同社の社則は度々改訂されているが、会社としての体裁を整えるようになったと考えられる 1876 年 10 月に改訂された社則の第 1 条から第 3 条では、株主や資本金について次のように規定されている[26]。

第一条

一　此会社ハ資本金来歴ニ述ル如ク藩政中各種ノ修補金穀ヲ併合シタルモノニシテ明了ニ其株主ヲ確認シ難シ、然レトモ其修補ナルモノ多キハ田地上ヨリ成立セシテ以テ右大区中田地ヲ所有スル者ヲ以テ株主ト見做ス、株主タルモノハ一己眼前ノ私利ヲ言ハズ衆庶協同ノ公儀ニ依リ永ク資本ヲ保護シ一般ニ天授ノ幸福ヲ保全スル一大利益ヲ増殖シ不時天災相互ニ救助スルノ義務ヲ盡シ、誠意ヲ以テ神明ニ誓ヒ確定シタル左ノ箇条ヲ犯スコト勿レ

第二条

一　米五万石金弐拾五万円ヲ以テ資本トナス

第三条

一　会社ノ名ハ株主タルモノ相協和シテ以テ幸福利益ヲ公同スルノ義ニ取リ協同会社ト名号ス

株主は、資本金が藩政時代の修補金穀に由来することから、これらを藩に納めた田地の所有者であるいわゆる地主層を株主と規定し、資本金は現物の米 5 万石と現金 25 万円であった。社名も「協和」と「公同」から命名されており、この会社の目的は地租引当米の取り立とその換金、こうした公金の取り扱い、茶・蝋などの物産の販売と物産引当に際した前貸し、鰊・油糟といった金肥の購買であった。藩政期の専売制を模倣しつつその域を出ていないところも見受けられ、事業内容の面からは明治前期に各地で設立された銀行類似会社に相当する会社であったといえる[27]。

それではこの協同会社は実際にどのようにして運用されていたのであろうか。前述したように同社の社則は何度か改訂されているので、1876 年に作成された社則から検討していく。この社則によると社長をトップにして副社長が置かれ、副社長につぐのが頭取と副頭取で、これは社長によって推挙されることになっていた。頭取と副頭取の定員は特に定められておらず、これらは今日の取締役に相当する役職であった。こうした管理職のもとに計算課・運輸課・倉庫課・出納課・書記が置かれて、実務を担当していた。営業を開始した頃の会社重役は、表 1 - 3 で示した陣容であったが、このうち主宰(社長)の木戸孝允は名前だけで実際の会社の経営は副主宰(副社長)の中野に託されていたのである[28]。中野が辞任した後は、長州藩士で県の官吏となった吉田右一が副社長に就任し、木戸の後任の社長には頭取の勝間田稔が就いた。この経営陣の交代前後からこれまでにも県下の一部でみられていた引当米に対する疑義が生じて農民の批判が次第に高まり、同社が県内の米を一手に引き受けるという当初の役割は後退して、引当米については強制するのではなく、納税者となる農民の自由裁量に任せるようになったうえで、1877 年には引当米制度が廃止された[29]。

同社の業務も県民への資金の貸出や印刷所の経営といった新たな事業展開を迫られるようになり、事業内容は益々、銀行類似会社の性格を強くしていった。株主については、1879 年からこれまでの土地所有者から県内の町・村といった行政組織に改めたが、松方デフレの影響もあって窮乏化していく農民層からは同社の利益金の返還を求める声が増していっ

た。こうした中で、1889 年 2 月末に協同会社は解社を決議し、会社の現有財産は株主である県下の各町・村等の基本財産に編入されることになった。設立以来、約 15 年で山口県下において初めて地元資本を用いて設立された会社は命脈を絶ったのである[30]。

明治前期における協同会社の意義としては、「会社」の存在を広く県民に知らしめたことが挙げられる。このことは、同社の設立に際して、広く県民に対して「論言」を発して協同会社について、その意義・目的・経営内容を知らしめたという事実からも明らかであろう[31]。一方、協同会社は山口県の数少ない近代工業である小野田セメントなどにも資金貸与を行っており、明治前期の産業化の過程で金融面でも一定の役割を果たしていたといえる。

(c)明治 10 年代までの山口県における初期的企業勃興

1883(明治 16)年になると山口県でも表 1 - 4 で示すように資本金をもとにした、幾つかの企業の設立(国立銀行を除く)を確認することができる。この中で営業種類から見た西洋から移植された近代的な産業としては、海運業(覇城会社)、セメント製造(セメント製造)、活版印刷業(瞬報社)などがある。協同会社も経営組織面から見ると明らかに江戸時代とは異なり、資本金を有し階層的な組織で運営されるといった近代的な要素を備えていたといえよう。しかしながら、資本金額を見ると半数は 1 万円に満たない小規模な企業が多いことがわかる。なお、この表に掲載されている企業の中でセメント会社は、長州藩士であった笠井順八が厚狭郡西須恵村(現在の山陽小野田市)において創業し、現在も企業体として存続している山口県を代表する近代企業であり[32]、豊永組も国立銀行と同様の機能を有した近代的な金融機関であったといえる[33]。

また、明治維新以後の資本主義化の先導的役割を果した繊維製造業を中心とした工場数については、『山口県第二回統計表』[34]によると 1883 年 12 月末現在で、山口県には次のような工場があった(但し、同書には、工場の名称や資本金額は記載されていない)。

織物八、製糸二、紡績二、裁縫一、綿繰一、精綿一、生楮蒸一、岩石紙一、活版一、陶器二、鋳物二、産紙一

以上を合計すると 23 の工場が県内で稼働しており、繊維製造関係が 15 と大半を占めている。この内の 10 工場が玖珂郡岩国町(現在の岩国市)に所在しているが、同町には義済堂があり、幾つかは同社の工場であったと考えられる。

義済堂は、旧岩国藩士の士族授産を主要な目的として 1873(明治 6)年に設立された[35]。当初は義成堂と称され、設立の中心は旧岩国藩士で藩政期には藩の会計部門を担当していた三須成懋である。資本金は 20 万円が予定され、主な業務は藩政期には専売品であった岩国紙の売り捌きと貧窮した旧藩士達への質屋貸金業であった[36]。しかし、資本金の調達が思うように進まなかったため事業の拡大ができず、1875 年に義成堂を一旦解散して、旧藩主吉川氏の出資による義済堂が改めて設立された。事業の基本は義成堂の頃と同じように紙の売り捌きや質屋等の金銭貸借を継承しつつ、1878 年からは旧岩国藩士に交付された金禄公債証書の保管業務を行うようになった。金禄公債証書を義済堂に預けた者を外社員として就業資金の優先的な貸付けや、内職の斡旋等を行なった。

しかし、三須はこれだけでは困窮士族への支援は到底不十分であるとして、近世後期より周防国の柳井や岩国などで生産されるようになっていた縞木綿や縮木綿の生産技術を活用した綿工場を、1878 年に開設して士族授産の側面をより強化した。その後、工場設備の拡充につとめ 1881 年までに 6 工場を有するまでになり、同社では第 1 工業所(帆製工場)、第 2 工業所(中機小機工場)、第 3 工業所(紡績工場)、第 4 工業所(製糸工場)、第 5 工業所(綿打繰綿工場)、第 6 工業所(メリヤス製造工場)と呼称された。この工場を 1882 年に大森貝塚の発掘で知られる博物学者のモース(E.S.Morse)が訪問し、その印象を次のように記している[37]。

(前略)吉川公の家来であるところの紳士が数名、仲間同志で会社(義済堂…引用者)を組織し、そして紡績工場を建てた。この計画を吉川公も奨励し、多額な金をこの事業に投資した。今日では広い建物いくつかに、木綿布を製造するすべての機械が据つけてある。これ等は粗末な、原始的な、木造の機械ではあるが、而も皆、我国の紡績工場にある大きな機械に似ている。百人以上の女と三十人の男とが雇れているが、男は全部袴をはき、サムライ階級に属することを示している。糸以外にこの工場は、一年に十万ヤードに近い木綿布を産出する。二人の強そうなサムライが、踏み車を辛抱強く踏んで、機械のある部分に動力を与えているのは、面白かった。また外にある部屋には、ある機械を動かす装置があり、これもまたサムライが廻転していたが、彼等は、我々が覗き込むと席を下りて丁寧にお辞儀をした。(後略)

こうしたモース(E.S.Morse)の記述より、木製とはいえ機械を用い、従業員がいっせいに

働いている様子が窺えることからも近代的工場と呼びうるものであったといえよう[38]。同工場の女子については、1879年より平民の女子の採用をはじめるようになり、1883年には女子職工だけで150人を超え[39]、工場の諸施設の中でも製糸部門では1890年に座繰製糸から器械製糸へ転換されるなど、工場の更なる近代化がはかられていった[40]。経営管理機能は1890年より堂長三須成懋を中心にして各職務の分担と責任が明確にされるようになって、企業体としての体裁を整えるようになった[41]。しかし、吉川家の出資による家政機関的な存在から脱皮して資本金10万円の合資会社組織に変更されるのは1899年のことであった[42]。しかし、義済堂は前述した協同会社と同じように、山口県における近代企業の先駆けとなった組織形態の一つでもある。

義済堂でもみられた綿織物業の山口県域での動向を一瞥しておく[43]。長州・山口県内の織物業は幕末の動乱の中で沈滞傾向にあった。しかし、義済堂などが所在した県下の東部(主として周東地域)を中心とした地域において、明治期になると新たな展開も見られるようになり、在来産業から近代産業への模索も見られた。特に、日清戦争後には戦後の好況もあって生産量も増大していったが、その後は、生産量も頭打ちとなり大きく発展していくことができなかった。生産形態では義済堂に見られるように、工場制度を取り入れたものも生まれていったが、明治期の山口県においては、その多くが近世以来の家族労働に依拠しており、綿織物業等の繊維産業の分野において、大きく飛躍していった企業等がなかったのが、山口県の特色といえよう。

第2節　日清戦争前までの山口県における企業勃興

明治20年代における山口県内の企業の動向を知るための資料としては『山口県第三回統計表』(以下では、『第三回統計表』と略す)があり[44]、これは「明治二十二年ノ事実ヲ詳記スル」ことを目的として山口県内務部によって作成されたものである。『第三回統計表』によれば、1889(明治22)年12月末現在で山口県内に商業会社と工業会社を合わせて36の企業(資本金1000円以下の工業会社は除く)があり、その資本金額の合計は約70万円となっている。

これを表1-1や表1-4と比較すれば、企業数や資本金額の伸びは明らかであり「今からほぼ一世紀前の一八八〇年代後半、わが国は史上最初の企業勃興期を迎えていた」[45]とする指摘は、確かに山口県においても認めることができる。また、『第三回統計表』から資本金1万円以上で株主(組合員)を有する株式会社形態(銀行を除く)の企業を掲出したものが

表 1 - 5 である。この中で最大の資本金を有する企業となっている共栄社は、都濃郡徳山村(現在の周南市)に 1884 年に設立された海運会社で、当初 5 万円の資本金でスタートし、会社の発展にともなって 1887 年から資本金を 30 万円に増資している。1889 年当時、山口県内に本社が所在する企業としては、第百十国立銀行に次ぐ規模の企業となっていた。その後、1891 年に本社を徳山から大阪に移転して業容の拡大を図り、1894 年には社名も共栄汽船株式会社と改称している。しかし、日清戦争後に経営状況が悪化したため資本金を 100 万円に増資したうえ、社名を日本汽船株式会社と改めて経営努力を続けたが、結局のところ高知の帝国商船株式会社と合併している[46]。

表 1 - 5 の企業としては、海運が共栄社を含めて 3 社、金融関係が 3 社、繊維を含めた製造関係が 3 社で、共栄社を除くと企業規模では貸金などの金融関係の比重が高いといえる。製造関係としては、この他、1889 年に旧長府藩士豊永長吉等によって硫酸とソーダを主要な製造品とする日本舎密製造会社(現在の日産化学工業の前身)が資本金 50 万円で東京において設立され、その工場が笠井順八の斡旋もあって厚狭郡須恵村(現在の山陽小野田市)に建設されることになった。同社は 92 年に本社を東京から下関に移転し、小野田セメントと並んで山口県における代表的な近代産業の担い手となる企業として成長していくのであるが[47]、設立当初の本社所在地が東京であったため、『第三回統計表』には県内の企業としては掲出されていない。

このように、明治 20 年代前半を中心とした第 1 次企業勃興期は、山口県においても企業規模の拡大により次第に私的資本の集中・集積が進行していた時期でもあった。

お わ り に

本章では、幕末維新期から明治 20 年代半ば頃までの長州・山口県域の経済発展と企業の形成過程を検討してきた。幕末に 260 余あったといわれている藩の中で、プロト工業化の段階の長州藩は全国有数の経済力を有していたといえるが、廃藩置県後の中央集権化の過程で藩が廃止されて、全国が府県に統合されて行く中で、次第に幕藩体制期の優位性を失っていった。

これは米などの農産物を中心とした封建経済から、資本主義の形成にともなって工場などの生産力的基礎をもった産業がわが国の経済の主体となっていく中でおきた、経済の構造転換といいうるものであった。山口県はこうした構造転換にうまく対応できず次第に取り残されていったといわれている。これはプロト工業化の挫折によるものであるが、繊維

関係では明治初年に旧岩国藩士族によって義済堂が設立されている。吉川家の庇護を受けた義済堂ではあるが、県下の繊維関係では先鞭を付けた企業の一つである。また、表１－４の「初期的企業勃興」の中で製造業関係については数社にとどまっており、その中でも最も目を引くのがセメント製造会社であるが、いずれも明治以降に士族によって創業されている。

このような山口県に対して、愛媛県では近世後期より織物業が農家の副業や家内工業と広く行われており、明治以降も綿ネルさらにはタオルの生産が盛んとなった[48]。福井県においても近世以来、農村部を中心にして広範な展開を見せていた織物業から明治以降に輸出向羽二重業が勃興している[49]。しかし、山口県においては近世の主要な産業である塩業は小規模のままで大規模化することなく専売制の施行で衰退し、和紙も明治になって粗製濫造と洋紙の普及が相まって衰退していった。また、藩政期の高率貢租により地主制も発展せず、そのため資本の蓄積も緩慢であった。したがって、山口県ではプロト工業化期の近世と近代は断絶しているのであり、近世の豪商資本にかわる新たな産業の担い手を必要としていたのである。その担い手の中核となっていくのが、次章以下で明らかにしていくように旧武士層出身の人々であった。

しかしながら、山口県においても産業化にむけた萌芽となる非製造部門において企業の設立が見られた。まず、近代移行期の組織形態として注目したいのが協同会社である。社則を木戸孝允が作成したとされ、資本の出資状況から近代企業とは言い難いものの組織面では、事業が複数の部門から構成され、社長以下の階層的な経営管理機能が備わっていたといえる。このような明治以前には存在しなかった組織が形成されたことで、企業とは如何なるものであるかということを県民に広く知らせることに役だったといえ、同社は山口県における企業形態の先導的役割を果たしたといえる。

また、表 １－４ の「初期的企業勃興」からも窺えるように、山口県の企業勃興は金融業関係の企業が多かった。国立銀行や銀行類似会社をはじめとした金融業を中軸として活版印刷業などの近代産業を担う企業が設立されていることからも、「初期的企業勃興」は山口県域でも確かに生起していた。そして、明治 20 年代前半の第 1 次企業勃興により株式会社を中心とした合資会社・合名会社という企業形態の諸企業が県下でも設立されるようになり、私的資本の集中・集積という資本主義経済の根幹が山口県においても確立されていくのである。

最後に日清戦争後の第 2 次企業勃興について、その概略のみを一瞥しておきたい。表 1

- 6からも窺えるように、1887年には企業総数20社・資本金総額144万7728円であったものが、日清戦争後の第2次企業勃興期には、2倍以上の企業総数55社・資本金総額332万1366円に増加している。この第2次企業勃興期における会社数や資本金額の増加は全国的な傾向と軌を一にするものであり[50]、わが国にとっては産業革命期に該当する日露戦争直前の1901年の山口県内における企業形態ごとの数と資本金額をまとめたものが、表1 - 7である。この表では株式会社形態の企業について、金融機関(銀行)とそれ以外とに分けて掲出している。企業数では拮抗しているものの、資本金額の面では金融機関(銀行)がそれ以外の株式会社を大きく上回っていることが分かる。石井寛治はわが国の明治期の経済構造について、「金融業の先行的発展と優越的地位は、日本の産業革命の大きな特徴であった」と述べているが[51]、この点は山口県においても確認することができる。

注

1) 本章では、明治以降の社会の変革を、製造業のみにとどまらず鉱業・鉄道業・海運業等におよぶ広汎な変革と捉え、工業化よりも広い意味を持つ「産業化」の用語を用いることもある。なお、「産業化」については、西川俊作・阿部武司編『日本経済史4 産業化の時代　上』岩波書店、1997年、7〜8頁を参照した。
2) 企業勃興に着目した研究としては、高村直助編著『企業勃興〜日本資本主義の形成〜』ミネルヴァ書房、1992年や高嶋雅明『企業勃興と地域経済〜和歌山県域の検証〜』清文堂、2004年等がある。
3) 西川俊作『長州の経済構造〜1840年代の見取り図〜』東洋経済新報社、2012年、西川俊作(牛島利明・斎藤修編)『数量経済史の原点〜近代移行期の長州経済〜』慶應義塾大学出版会、2013年。
4) 西川『数量経済史の原点〜近代移行期の長州経済〜』、58〜59頁。
5) 佐々木淳「明治中後期における山口県の会社企業〜『山口県勧業年報』を用いて〜」(『山口県史研究』第8号、山口県、2000年)、1頁。
6) 石井寛治『資本主義日本の歴史構造』東京大学出版会、2015年、第2章。
7) 『防長風土注進案』の原本は山口県文書館が所蔵し、同館から『防長風土注進案』の活字本全編21冊、『豊浦藩村浦明細書』と『研究要覧』の各1冊の計23冊が刊行されている。『防長風土注進案』は、あくまで萩藩領の生産物を集計したもので、山口県の全域に相当する統計ではない点に注意しておく必要がある。そのためもあって長

府藩(豊浦藩)領の『豊浦藩村浦明細書』が別途に刊行されたのであり、岩国藩・徳山藩・清末藩は含まれていない。

8) 石川卓美「防長風土注進案」(山口県教育会編『山口県百科事典』大和書房、1982年、708頁)。

9) 西川俊作は、152万5000石と推計している(同著『江戸時代のポリティカル・エコノミー』日本評論社、1979年、27頁)。

10) 山口銀行編『山口銀行史』山口銀行、1968年、438頁。

11) 西川俊作『日本経済の成長史』東洋経済新報社、1985年、89頁。

12) 「明治七年府県物産表」(藤原正人編『明治前期産業発達史資料』第1集、明治文献資料刊行会、1959年)によりつつ、山口和雄『増補　明治前期経済の分析』東京大学出版会、1977年、6・17～18・22頁を参照。なお、紙の生産高について西川俊作は、数値が高すぎるとの疑念を呈している(同著『数量経済史の原点～近代移行期の長州経済～』、48頁)。

13) 石井寛治も「近世の長州藩も経済力では数ある雄藩のなかでも突出した位置を占めていた」との考えを示している(同著「近代における山口県人の経済力」、『山口県史の窓』県史編さん室、2016年、1頁)。

14) 農村商品の生産額で上位の府県は、以下のようになっている(括弧内が生産額)。第1位・熊谷県(553万1646円)、第2位・京都府(525万0087円)、第3位・愛知県(519万5055円)、第4位・栃木県(438万6739円)、第5位・名東県(409万5017円)、第6位・山口県(353万2603円)、第7位・新潟県(287万9808円)、第8位・大阪府(259万3528円)、第9位・筑摩県(209万8543円)、第10位・山梨県(191万6709円)までが上位10府県である(前掲「明治七年府県物産表」および山口『増補　明治前期経済の分析』、33～36頁を参照)。

15) 山口県文書館編『山口県政史　上』、山口県、1971年、420～425頁、三坂圭治『山口県の歴史』山川出版社、1972年、253頁、防府市史編纂委員会編『防府市史　通史□　近代・現代』防府市、1998年、204～205頁。

16) 『山口県政史　上』、395頁、山口県立山口博物館編『防長産業の歩み』山口県教育委員会、1981年、94～95頁。

17) 高率貢租と地主制との関係について、木部和昭は「萩藩における貢租率の高さは、(中略)近世・近代を通じて低調だったといわれる防長地域の地主制の展開状況を規定

していたのは間違いない」と述べている(同著「幕末期小郡宰判における豪農経営とその特質～大道村上田家の地主経営と酒造業の分析を中心に～」、渡辺尚志編『幕末維新期萩藩村落社会の変動』岩田書院、2002年、139頁)。

18) 松尾正人『維新政権』吉川弘文館、1995年、228頁。

19) 三井銀行の山口県下への出張店の開設について詳しくは、拙稿「明治前半期における三井銀行(三井組)の地方への展開過程～下関出張店の事例を中心として～」(『山口県史研究』第8号、山口県、2000年)を参照されたい。

20) 明治初年の三井が如何にして企業制度を取り入れていったかを丹念に追った研究に、大谷明史「三井組の西欧会社制度導入計画　上」(『金融経済研究所論集』第1集、金融経済研究所、1999年)、同著「三井組の西欧会社制度導入計画　下」(『金融経済研究所論集』第2集、金融経済研究所、2001年)がある。

21) 小林茂『長州藩明治維新史研究』未来社、1968年、354～355頁。

22) 木戸孝允が社則を作成したとする根拠は、『松菊木戸公伝』下(木戸公伝記編纂所編、マツノ書店、1996年)の「社則の規定は全く公に委嘱し、翌八年四月一日を以て起業の期となす」(同書、1745～1746頁)との記載によるものである。この他に『山口県政史上』、138～140頁、山口市史編集委員会編『山口市史』山口市、1982年、350頁に木戸孝允が社則を作成したとの記述があり、「稿本　忠愛公伝　第九編第三章」(山口県文書館所蔵、両公伝史料1914)にも「孝允は協同会社の社則を練り」との記載がある。

23) 田村貞雄「初代山口県令中野梧一の生涯」(田村貞雄校注『初代山口県令中野梧一日記』マツノ書店、1995年)、佐藤英達『藤田組の経営者群像』中部日本教育文化会、2008年、115～136頁を参照。なお、中野が設立発起人として藤田伝三郎等とともに名を連ねている硫酸製造会社の創立関係史料が、伊牟田敏充「明治前期の会社機構に関する一考察～硫酸製造会社の事例～」(同著『明治期株式会社分析序説～講義用テキスト～』法政大学出版局、1976年)に収録されている。

24) 小林『長州藩明治維新史研究』、346～347頁、松尾正人『幕末維新の個性8　木戸孝允』吉川弘文館、2007年、207頁。

25) 井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝　2』原書房、1968年、570頁。

26) 「協同会社達物其他諸控」(山口県文書館所蔵)に所収されている同社の「社則」による。なお、この「社則」は、山口市編『山口市史　史料編　近代』山口市、2011年に全文が採録されている。

27) 銀行類似会社について詳しくは、拙稿「明治前半期における私立銀行および銀行類似会社について～山口県の事例を中心として～」(『山口県地方史研究』第 81 号、山口県地方史学会、1999 年)を参照されたい。なお、銀行類似会社とは、銀行業務と公債証書や物品の売買業務を兼営する企業のことで、商法等の法律制度が整う以前の明治前期のみに見られた金融企業のことである。

28) 井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝　2』、570 頁。

29) 山口県文書館編『山口県政史　上』、142～143 頁。

30) 小林『長州藩明治維新史研究』、401～414 頁。なお、協同会社は 1876 年に開国直後の朝鮮の釜山に進出し、翌 77 年には同社の朝鮮貿易専門の商社といえる協同商会が大阪に設立されたため、協同会社は同年 12 月に朝鮮から撤退している。協同商会は朝鮮の釜山・元山・仁川・ソウルに支店を開設して営業活動を展開したが、協同会社と同じく 1889 年に解散している(田村貞雄「初期日朝貿易に活躍した大阪協同商会」、『山口県史研究』第 6 号、1998 年を参照)。本章では主として組織面から協同会社を検討してきたが、協同会社と(大阪)協同商会との関係を含めて、明治前期における巨大銀行類似会社であった協同会社の事業活動を、多面的に考察していくことを今後の課題としておきたい。

31) 小林『長州藩明治維新史研究』、366 頁。

32) 小野田セメントについては、本書第 2 章、第 3 章を参照されたい。

33) 豊永組について詳しくは、拙稿「明治前半期における赤間関の金融機関～豊永組の分析を中心として～」(『山口県史研究』第 5 号、山口県、1997 年)を参照されたい。

34) 山口県文書館所蔵(戦前 A 総務 526)。

35) 義済堂については主として、義済堂編・発行『義済堂百年史』、1974 年を参照。なお、義済堂(義成堂)が創設されることになった背景には旧岩国藩以来の藩財政問題や旧藩主吉川家との関係が複雑に絡みもあってのことであり、この点について詳しくは、桂芳樹『岩国藩財政史の研究』岩国徴古館、1986 年を参照されたい。

36) 桂芳樹『下連城と三須成懋』岩国徴古館、1976 年、37～38 頁。

37) E.S.Morse(1917) "*Japan Day by Day*"(石川欣一訳『日本その日その日　3』平凡社、1992 年、95～96 頁)。

38) 西川俊作・阿部武司編『日本経済史 4　産業化の時代　上』、91 頁。

39) 藤重豊「周防岩国義済堂の創設」(『山口県地方史研究』第 22 号、山口県地方史学会、

1969年、25頁)。

40) 佐々木淳「第一次大戦期における機械織りの服地用綿布生産～合資会社義済堂(山口県玖珂郡岩国町)の事例に則して～」(『山口県史研究』第11号、2003年、42頁)。なお、同稿は改題・改稿されて、同著『アジアの工業化と日本～機械織りの生産組織と労働～』晃洋書房、2006年に再録されている。また、山口県の綿織物業に関する研究動向については、同書、166頁を参照されたい。

41) 義済堂編・発行『義済堂百年史』、47頁。しかしながら義済堂では、創設以来、職務規定等はこまめに作成されているが、企業体としての定款にあたるものは、管見の限りで合資会社となった1899年まで作成されていない。また、旧藩主吉川家の家政機関としての側面を併せ持っていたので、同社が近代企業としての体裁を整えるようになるのは合資会社となって以降のことであるといえよう。

42) 『義済堂百年史』、133・390～391頁。なお、義済堂は1919年に株式会社へ組織変更し(当初資本金150万円、直後に180万円に増資〔同書、393～394頁〕)、その後、21世紀初頭まで繊維関連の中小企業として存続した。しかし、2005年に業績不振のため岩国の工場を閉鎖して資産処分と会社の清算手続きを開始し、伝統ある社名を継続させるため新たに同名の(株)義済堂が設立された(『山口新聞』2005年6月2日付けによる)。

43) 三宅紹宣「明治期山口県における綿織物の生産形態」(有元正雄先生退官記念論文集刊行会編『近世近代の社会と民衆』清文堂出版、1993年)を参照。なお、近世からの周防の木綿業について、簡略ながらよくまとめられた研究に、関順也「柳井木綿」(地方史研究協議会編『日本産業史大系7　中国四国篇』東京大学出版会、1960年143～149頁)がある。

44) 山口県文書館所蔵(戦前A総務527)。

45) 高村編著『企業勃興～日本資本主義の形成～』、2頁。

46) 徳山市史編纂委員会編『徳山市史　上巻』徳山市、1984年、847～851頁、田村貞雄「明治中期に活躍した徳山共栄社」(『徳山地方史研究』第28号、2007年)を参照。

47) 日本舎密製造会社については、本書第5章を参照されたい。

48) 愛媛県史編さん委員会編『愛媛県史　近代上』愛媛県、1986年を参照。

49) 福井県編『福井県史　通史編　5　近現代』福井県、1994年を参照。

50) 佐々木「明治中後期における山口県の会社企業～『山口県勧業年報』を用いて～」、

17 頁、伊牟田敏充「明治期における株式会社の発展と株主層の形成」(『明治期株式会社分析序説～講義用テキスト～』に収録)を参照。

51) 石井寛治『日本の産業革命～日清・日露戦争から考える～』講談社、2012 年、51 頁。

表１－１　山口県における企業(工場)数

(1876 年)

名　　称	企業(工場)数
三井銀行出店	2
養蚕場	1
就産局	1
協同社	1
正米会所	4
製糸場	1
女工場	1
塩焼場	526

注:①表記史料の「諸場」の項目より企業等に関連したものを掲出した。

②三井銀行は、下関と山口に出張店を開設。

③就産局(のち授産局)と協同社(協同会社)は、私的企業とは言い難い。

④女工場については不明であるが、木綿聚社(第２章参照)の可能性もある。

出所:「山口県治一覧表」(山口県文書館所蔵)より作成。

表1-2　創業時三井銀行の営業店舗一覧　(1876年7月)

等級		名称	備考
分店	1等	大阪	
	2等	西京	京都分店と改称
		横浜	
		神戸	
出張店	1等	愛知	名古屋出張店と改称
		宮城	仙台支店と改称、1887年に廃止
		函館	
		下関	赤間関出張店と改称
	2等	松阪	1893年に出張所へ変更
		千葉	1878年に廃止
		茨城	1881年に廃止
		青森	
		岐阜	
		津	
		大津	
		敦賀	
		和歌山	
		島根	1884年に廃止
		山口	1880年に廃止
	3等	広島	
		長崎	
		札幌	
		土浦	1878年に廃止
		下妻	1878年に廃止
		小田原	1892年に出張所へ変更
		豊橋	1876年に廃止
		山田	1882年に廃止
		横須賀	1892年に出張所へ変更
		小倉	1876年に廃止
		園部	出張所に変更し、1892年に廃止
合計		30店舗	

注:上記の30店舗に東京の本店を加えると31店舗となる。

出所:『三井銀行八十年史』85～86頁、489～490頁より作成。

表1-3　創設時の協同会社の経営陣　(1875年)

氏　名	役　職	備　　考
木戸孝允	主　宰	旧長州藩士、明治新政府参議
中野梧一	副主宰	旧幕臣、初代山口県令となり、実業界へ転身
勝間田稔	頭　取	旧長州藩士、山口県官吏から愛知県令等を歴任
林　勇造	副頭取	小郡の豪農(老農)

注:創設時の主宰・副主宰は、その後、社長・副社長と呼び名が変更されている。

出所:『山口県政史　上』141頁、『増補　近世防長人名辞典』91・194頁より作成。

表 1 - 4　明治前半期の山口県における初期的企業勃興　(1883 年 12 月末現在)

名　称	営　業　種　別	所　在　地	創業(年)	資本金(円)
協同会社	貸金	吉敷郡上宇野令村	1876	238,849
協力社	貸金、米・塩・紙・肥料販売	佐波郡三田尻町	1879	9,000
公共社	貸金、公債証書売買	都濃郡徳山村	1879	11,200
物産商社	貸金、公債証書・木炭売買	阿武郡萩東田町	1879	38,550
豊永組	貸金	赤間関区東南部町	1880	40,000
殖鱗社	養魚(鮭)	阿武郡土原町	1880	3,220
覇城会社	帆走船航海	阿武郡土原町	1880	30,000
セメント会社	セメント製造	厚狭郡西須恵村	1881	40,000
開盛社	廻漕	大島郡小松開作村	1881	1,000
瞬報社	活版印刷	赤間関区東南部町	1881	800
尚象社	陶磁器制作	阿武郡椿郷東分村	1881	3,350
共宣社	貸金、売薬	佐波郡三田尻町	1881	2,500
長谷銅山社	坑業	阿武郡川上村	1882	4,440
共進商社	廻漕、荷物運搬、貸金	赤間関区西南部町	1882	10,000
保全社	栽桑	阿武郡堀内村	1882	2,000
産綿会社	綿検査直入	玖珂郡岩国町	1883	10,000
酒類共進会社	酒類販売	赤間関区観音崎町	1883	10,000
職工会社	栽桑、製糸	阿武郡川島村	1883	6,893
合　計				461,802
(18 社)				(協同会社を除く) 222,953

注:①下記資料は、「明治十六年中ノ事業ヲ表章スル」ことを目的として作成されたもので、1885 年に刊行されている。

②協同会社は本文でも述べたように、営利企業とは異なる側面があるため、資本金の合計額は同社を除いた金額も掲出した。

③創業年順に配列したが、創業年は下記資料に記載されたままとした。

④国立銀行(第百三国立銀行、第百十国立銀行)を除いた企業を掲出した。

⑤資本金の円以下の金額は、切り捨てにした。

出所:『山口県第二回統計表』(山口県文書館所蔵)より作成。

表１-５　山口県内における株式会社形態の資本金１万円以上の企業　(1889年)

名　称	所在地	営　業　種　目	資本金 (円)	株主(人)	職工数(人)
授産社	玖珂郡岩国町	工業・蚕糸・牧畜・開墾	34,560	1,280	
防長精米会社	都濃郡末武南村	精米・貸金	50,000	16	70
セメント製造会社	厚狭郡須恵村	セメント製造	57,150	130	105
義済堂	玖珂郡岩国町	織物等	28,965	不明	135
共栄社	都濃郡徳山村	汽船取扱	300,000	519	
石炭売捌会社	厚狭郡高千帆村	石炭売捌	30,000	49	
鶴天社	豊浦郡長府町	廻漕店	10,000	30	
豊永組	赤間関市	貸　金	60,000	155	
公共社	都濃郡徳山村	貸金・公債売買	11,200	6	
覇城会社	阿武郡萩町	海　運	30,000	不明	

注:①授産社の株主は、下記資料に記載された数値である。

②公共社は、株主ではなく、「組合人員」と記されている。

③職工数は、記載のあるところのみを記した。

出所:『山口県第三回統計表』(山口県文書館所蔵)より作成。

表１－６　山口県の企業総数と資本金額の推移

年　次	企業総数　(社)	資本金額　　(円)
1887	20	1,447,728
1892	41	1,706,595
1897	55	3,321,366
1902	89	6,355,290
1907	119	10,633,050
1911	127	11,880,920
1916	180	29,138,560
1921	270	155,919,250
1925	327	164,218,935

注:①企業総数は、株式会社・合名会社・合資会社・銀行(国立銀行を含む)等を合計したもので、山口県内に本社(本店)を有する企業である。

②資本金額は、公称資本金の総額である。

出所:『山口県勧業年報』(明治期)、『山口県統計書』(大正期)および『山口県史研究』(第４号)116頁などを参照して作成。

表１－７　日清戦争後の山口県における企業の設立状況　(1901年)

企業形態	企業数(社)	公称資本金額 (円)	払込資本金額 (円)
株式会社(金融機関以外)	27	2,393,750	1,179,668
株式会社(金融機関)	26	3,645,000	2,304,750
合資会社	30	357,950	318,384
合名会社	9	63,500	58,250
合計	92	6,460,0200	3,861,052

注:下記の資料は「明治三十四年分」の統計資料として、まとめられたものである。

出所:『山口県第十八回勧業年報』(山口県文書館所蔵)より作成。

第２章　明治前半期における士族授産企業の設立と展開
～山口県の事例を中心として～

はじめに

本章の目的は、明治初年から 1880 年代前半頃にかけての明治前半期の地方において、士族によって設立・運営された士族授産企業が如何にして創業資金を調達し、どの様な経営形態を構築したかを、個別の士族授産企業の事例から考察するものである。その際、企業組織の中でも、合本形式に着目してこの課題に迫りたい[1]。

明治政府の行った秩禄処分の過程で、1871 年頃より各地で士族授産事業が展開されていくことになったが、その事業主体として士族による団体(結社)がさかんに結成された[2]。その中でも西洋から移植された「会社」制度の要素を持った結社を本章では士族授産企業と称することにする。

士族を主体とする士族授産事業についての先駆的研究に、吉川秀造の『士族授産の研究』がある[3]。同研究は、士族授産事業の全国的なサーベイには優れているが、士族授産「企業」に関する個別事例に立ちいった分析は行われていない。一方、最近の士族授産に関する研究では、落合弘樹の「士族授産の政治史的考察」が注目されるが[4]、政治史的側面から政府の士族授産政策の経緯を考察したものであり、やはり士族授産の個別事例に関する検討はなされていない。また、桐原邦夫の「士族授産事業論序説～明治維新と士族の役割～」は[5]、士族授産事業の中でも主として茨城県士族が行った開墾事業に解明の力点が置かれ、矢部洋三の『安積開墾政策史』も士族授産事業の中で唯一官営事業として行われた福島県の安積開墾事業を取り上げるなど[6]、就農事業を主とした研究が中心である。宮本利行・北原かな子・肥田野豊・北原晴男の共同研究である「青森県における士族授産と津軽藍産業への試み」は[7]、青森県を事例として同県内で展開された士族授産事業の全体像の解明を目指した研究であるが、士族の藍産業に対する取り組みに主眼があり、やはり事業組織そのものに関する考察は行われていない。このように各地における士族授産の研究は着実な歩みを見せているが、士族授産事業を「企業」として捉える研究は乏しいのが現状である。

こうした研究状況の中で、福岡県内を事例とした岡本幸雄の『士族授産と経営～福岡における士族授産の経営史的研究』では、個別の士族授産企業が考察の対象とされており、本章の分析視角に最も近い研究といえる[8]。但し、岡本は、「筑陽社」等の個別の士族授産

企業数社について、経営事情・組織と運営・事業展開等を分析しているが、それぞれの士族授産の事業主体が結社なのか「会社」組織なのかは明確にしておらず、経営史的手法では重要と思われる株主に関する検討も行われていないなど、残された課題も多い。

そこで本章では、士族による「会社」制度の発展過程について、明治初年から 1880 年代前半の時期について時系列的に組織や運営の特徴を把握しながら、その資金調達の在り方や、株主の性格などを分析する事によって、より詳細な実態解明を行おうとするものである。

明治政府は、西洋から移植した「会社」制度に関する知識を広めるために、1871 年に『会社弁』と『立会略則』の 2 冊を大蔵省から刊行し、各府県に配布したといわれている[9]。士族は近世期の知識階級であり、こうした西洋の新知識についても充分に適応し理解しうる能力があったと考えられるから、士族の間に「会社」制度が受容されやすかったであろうことは想像に難くない。

さらに政府は、1876 年に改正国立銀行条例及び改正国立銀行成規を発布して、国立銀行の創設を主として全国の士族層に促した[10]。アメリカからほぼ完成した姿で移植された株式会社組織の国立銀行の創設を通じて、士族は株式会社の概念・知識を普及定着させるという意味でも一定の役割を果たすことになった[11]。したがって、士族の設立した授産企業は、『会社弁』や『立会略則』の刊行や、1872 年の国立銀行条例の発布を通じて、株式会社の要素を取り入れる形で形成されたものと考えられる。しかし、実際には 1880 年代後半からの第一次企業勃興期を迎えるまでは、国立銀行以外の業種における株式会社制度の導入は、士族授産企業のみならず、農商設立の企業においても試行錯誤の下で行われたのが実情であり、その定着までにはなお時間を要した。日本の「会社」制度はこうした試行錯誤の中から確立していったのであり、成功例、失敗例を含めて、その形成過程を見ることは日本の「会社」制度の源流を見る上で重要な作業と考える。

以上の問題関心を踏まえた上で本章では、長州藩閥の母体として政府との関係が深く、官辺の情報や優遇が受けやすかったと考えられる山口県を主要なフィールドにして、同県で設立された士族授産企業の動向から、地方における企業制度の受容過程を考察していく。

同県の士族授産企業の状況について、松方デフレの影響下の 1885 年に刊行された『明治十八年七月　山口県県治提要』には、「商工会社ノ数ハ総計八十四アリト雖モ、一般商況ノ不況ニ依リ漸次衰頽ニ赴キ、ソノ過半ハ休業ニ類スルモノアリ、然ルニ現今其資本確実ニテ営業上較観ヘキ者ハ、山口協同会社、厚狭郡西須恵村セメント製造会社、阿武郡萩覇

城会社、岩国義済堂是レナリ」とある[12]。この中で「資本確実ニテ営業上較観ヘキ者」とされる4社中、セメント製造会社、覇城会社、義済堂の3社が士族授産企業であり[13]、山口県の「会社」制度の発展を主導していたのが士族であったことは明らかである。吉川の研究においても全国で設立された士族授産企業の中で、最も成功した事例としてセメント製造会社(小野田セメント)が取り上げられている[14]。同県で士族授産企業が発展した背景には、史料に見える残り1社である協同会社のほか、士族就産所という組織が設立され、独自の士族層への融資制度が存在していた点も見逃せない。本章では士族層への政府貸下金を含め、こうした県レベルでの金融支援システムをも視野に入れた分析を行うことで、山口県の地域的特徴についても解明してみたい。

近年の経済史や経営史研究では、中村尚史が述べているように「地方からの産業革命」という用語が象徴しているように、「地方」を鍵概念とした研究が存在意義を高めている[15]。中村は1900年代初頭以前を「地方の時代」とし、それ以後を「都市の時代」として把握する方法論をとり、経済の主体となる企業の設立についても、地方ならではの「顔の見える関係」の重要性を指摘している。また、「地方における企業勃興の展開過程は、見方をかえれば地域社会における会社組織という新しい制度の受容過程でもある」とし[16]、地方における「会社」制度の受容や普及の過程を研究していくことの必要性を指摘している。しかし、中村の研究は企業勃興期以降を主として対象としているが、本章が士族授産企業の解明を目指している1880年代半ば以前は、第1章で詳述した初期的企業勃興期に該当し、企業組織の受容に関する研究蓄積の薄い分野であるとともに、その後の本格的な企業勃興を準備した胎動期と位置づけられる。地方において企業勃興に向けて何が準備され、何が欠けていたのかその状況の解明を行うことも重要であり、中村の研究でも充分に解明されていない、1880年代以前の「会社」制度に力点をおいて考察していくことを課題としたい。

本章が士族授産企業に着目するのは、以上のことからも、国立銀行などを通じてわが国で最も早くに「会社」制度を理解したであろう士族によって設立・運営されたことによる。しかし、殆ど資本の蓄積がなかったと考えられる士族層が企業を設立するために、国立銀行制度では金禄公債証書の活用が知られているが、それ以外の企業では創業資金の調達にどの様な方法がとられていたかについては、実は不明な点も多い。この点について本章では、株主の存在に着目して考察していく。そして、同県における士族授産企業の創設過程から、過渡的な企業組織の性格を明らかにし、近代移行期の地方において如何にして「会社」制度の土台が構築されたかを解明していきたい。

第１節　　明治政府の士族授産政策と地方における士族層への対応

１　明治政府の士族授産政策[17]

明治政府の行った士族授産政策は、1876年の秩禄処分を契機として、それ以前の前期段階(士族帰農商政策)と後期段階(金融支援策)の２段階で把握することができる。家禄奉還者に官有林や荒地を低価格で払い下げたり、数箇年分の禄を合計して下付し、士族の自助努力を促したりする士族帰農商政策が前期段階である。これに対して、秩禄処分によって士族に下付された金禄公債を活用した国立銀行設立や、公債の資本への転化を目的とした金融支援を柱とする積極的な士族授産政策が展開されていくのが後期段階である。

廃藩置県後の全国の士族への家禄と賞典禄の支払い総額は政府歳入の３割を占め、政府にとっても大きな財政的な負担となっていた。この支払いの全廃が秩禄処分であり、収入を失った士族に自活の道を求めた施策が後期段階の士族授産政策である。政府は秩禄処分の最終措置として、1876年に金禄公債証書発行条例を公布して、華士族に支給していた家禄と賞典禄を全廃し、これを公債証書に切り換えた。士族はこの公債から得られる利息で生活していくか、公債を売却或いは抵当にして資金を借り入れて新たな事業を始めるか、という選択を迫られたのである。このうち後者の形態が、公債の資本(資金)への転化であった。公債の資本への転化で重要な役割を果たしたのが、全国に設立された国立銀行である。士族は金禄公債を国立銀行に売却し、こうして得られた資金を国立銀行に出資して、国立銀行の株主となった。また、政府も公債を担保にした士族授産金の貸付を積極的に展開していった。

士族授産政策は内務省の所管事項として行われ(のち農商務省へ移管)、1876年に省内に授産局が設置された。授産局の主要業務は士族授産金の貸付にあった。大蔵卿大隈重信は、その原資をわが国初めての公債でまかなうとして、募集高 1250 万円の起業公債を発行した。その一部を起業基金として1879年から1882年まで士族へ貸付け、同基金を補充する勧業委託金も合わせて貸付けられた。しかしこれではまだ不十分として、1882年から1889年の間に士族へ貸付けられたのが勧業資本金であり、士族への貸付条件は次第に緩和されていったといわれている[18]。

表２－１は士族授産金として1879年から1885年の７年間に、政府から府県別に貸付けられた件数と金額を、金額の上位府県から掲出したものである。この表からも窺えるように山口県は貸付金の額では全国で上位(第 7 位)に位置している。こうした貸付金額の決定

に当たっては、政府に提出された士族授産結社等の設立計画等を基にして算定されたものと推察されるので、この金額は山口県士族の起業の動きが旺盛であったことを示している(詳しい貸付状況については、表2-4を参照)。なお、前述したように政府授産金の貸付に際しては、士族に交付された金禄公債証書等の諸公債が担保として用いられた。

こうした政府授産金の借り受けは多くの場合、各藩の旧藩士が連名で借り受けて結社(企業や組合など)を組織し、養蚕・製糸・開墾・製茶・牧畜・紡績・竹細工・造船・竹細工・紡績・セメント製造・マッチ製造といった事業活動が全国で展開されることになったのである。

2　山口県における勧業局の設立と士族就産所

(a)明治維新後の山口県士族の動向と勧業局の設立

明治政府がこうした士族授産政策を展開していく一方で、山口県でも士族授産に関わる独自の機関の設立が模索されていった。

廃藩置県によって設置された山口県は、江戸時代初期より毛利家によって統治された長州藩領をそのまま踏襲しているが、明治初年には萩藩(のちに山口藩)、岩国藩、徳山藩(山口藩に合併)、清末藩、長府藩の諸藩が分立していた。このため山口県の士族授産事業は、実際にはこれらの旧藩ごとに違った形で行われていくことになるが、まずは、全県的な取組から検討していく。なお、諸藩を総称した呼称として長州藩を用いるが、諸藩の中でも萩藩については、論旨によって長州藩の呼称を用いる場合もある。

明治初年(1873年当時)の山口県の総人口は約83万人で、この中で族籍別の割合は士族が約7万2千人、平民が約75万人であった[19]。したがって県の総人口の約1割を士族が占めていたことになり、これら士族には明治政府から家禄や賞典禄が支給されていた。

こうした家禄や賞典禄が支給されていたとはいえ、身分制の解体にともなって常職を失った県人口の1割を占める士族への授産は、初期の県政にとって大きな課題であった。

廃藩置県の断行された1871年に山口県では早くも県庁内に、士族のための授産掛と農商民のための勧農掛を設置した。県政が次第に軌道に乗ってきた1873年7月にはこの両掛を廃止し、改めて勧業局が設置された。長州藩には藩政期からの備荒貯穀や修補米銀(共済的積立金穀)が廃藩当時、米5万石、現金50万円あり、同局はこれを原資としていた。しかし、翌74年には勧業局が廃止されたうえで、士族のための授産局と農商民のための協同会社に分割され、資本も授産局に25万円、協同会社には25万円と米5万石が割り当

てられた[20]。

(b)授産局(のち就産所)の創設

授産局は県庁の一部局として1874年11月に設立された。士族のための機関であることから士族授産局と称されることもある[21]。その目的については井上馨が起草したといわれている授産局章程に「弐拾五万円ノ資本金ヲ以テ一般士族ノ産業ヲ与ヘント欲スレハ、金額不足セルハ勿論ナリ、故ニ此授産ハ凡テ一般士族エ産業附授スルノ意ニアラス、従来耕地ヲ所持シ、或ハ且々活計アル人等救助スルコト決シテ相成ラス、只困窮無活計ノ人ノミヲ相救助スルノ主意ナリ」とあり[22]、士族の救済を第一の目標としていた。また、資金の運用については、「弐拾五万円金額ヲ、三分一ハ銀行、又三分一ハ有名ノ慥ナル商人エ預ケ、又三分一ハ商人慥ナル者エ依頼シ、些少ノ手数料ヲ与ヘ米穀等入質ニシテ貸付金等ヲナサシメ、利足ヲ年末毎エ受取ルヘシ」とある[23]。このうちの銀行とは山口県域ではまだ設立されておらず、第一国立銀行等の既存の国立銀行のことを指していると思われる。「慥ナル商人」については、例えば井上と親しい三井のことなのか、あるいは県内在住の商人をことなのかは判然としないが、商人に貸付けて利子を得ようとしたものであろう。また、残る三分の一については、商人などへ委託して貸付を行わせることで資金の運用を図った。そして、これらの運用益が困窮士族の救済や授産事業への貸付および士族の子弟への教育にも充てられたのである。

授産局は1876年5月に就産所(士族就産所)と改称し、これまでの県の一部局から離れて士族が自治的に運営する機関へと移行した。同年8月には金禄公債証書発行条例が制定され、明治政府よる秩禄処分も最終局面を迎えたため、金禄公債をどのように活用していくかが士族の生計維持にとって重要な課題となった。そこで、翌9月に就産所の呼びかけで就産会議が開催された。この中で就産所が諮問した国立銀行の創設について、士族の代表者が討議し、原案の通り国立銀行を設立する旨の回答が得られた[24]。

明治政府は1876年8月に金禄公債証書発行条例と前後して改正国立銀行条例を公布しており、山口県士族による銀行設立は、この改正国立銀行条例によるものである。就産所ではこののち国立銀行を設立するため、就産所の頭取でもあった一門右田毛利家当主・毛利藤内や旧萩藩士で山口県大書記官の木梨信一等が中心となって準備に取りかかっていった(詳しくは後述)。

就産所においては、禄米や金禄公債証書などを担保として士族への資金の貸付を行い、

士族授産に一定の貢献をなした。しかし、原資の運用をめぐって士族間でしばしば紛糾が生じたため、1884年には井上馨を総裁に迎えて組織の再編をはかった。井上は就産所の原資を政府公債や有価証券等に投資して確実に運用し、これらの利子の範囲内で困窮士族の救済を行おうとした。しかし、こうした井上の堅実的な運営や中央統制的な方法などに次第に士族間で批判が強まり、1889年に井上が就産所の総裁を辞職するとともに就産所も解散されることになった。解散時の就産所の資産は井上の堅実な運営もあって32万円に増加していたが、この資産の一部を子弟の教育資金にあてたうえで、残金は県下の士族に分配された。士族一戸あたりの受取額は平均で25円であったといわれている[25]。

このように授産局(就産所)は国立銀行の母体となる一方で、困窮士族への貸付や授産事業への融資といった山口県士族への金融支援面において、一定の役割を果たした。こうした士族支援機関は、他県ではあまり見られない山口県独自のものであり、同県の活発な士族授産事業を支える要因の一つであった。

第2節　士族授産企業の萌芽としての木綿聚社の設立と展開

1875年11月に山口県内の士族によって木綿聚社が創設された。同社は江戸時代の城下町であった萩の困窮化した士族の救済を目的として、旧萩藩士族によって発起された、おそらく県内初の士族授産企業といえる。

同社の設立趣意書では、「今ヤ大ニ工業ヲ起シ、其弊ヲ救フヨリ策ノ他ニ求ムベキナシ、是ニ於テ先ヅ木綿産業会社ヲ開カント欲ス、勧業誘導ノ旨趣ヲ遵奉シ、各自一巳ノ為ニ計ラズ、広ク人民ト利益ヲ共ニシ、公平切実利害ヲ考ヘ、同志協力得失ヲ計リ、其則ヲ厳ニシ、其業ヲ勧メバ竟ニ成ラザルノ理ナシ、此事一タビ挙ラバ、諸ノ工業従テ興ルベシ、夫レ各信義ヲ失ワザルコト終始一ノ如ク、眼前ノ少利ニ眩セズ、他日ノ鴻益ヲ開キ、永ク人民ト富栄ヲ同フセンコトヲ互ニ期望ス」とある[26]。この中の「木綿産業会社」という言葉からも窺えるように、単なる士族による組合的な結社ではなく、西洋風の「会社」を意識して設立されている。

木綿聚社の事業は、木綿糸を買い入れて、これを困窮した士族の婦女子に賃織りさせ、仕上がった綿布を同社が引き取って販売するという、在来的形態の織物業であった。

同社は旧萩藩士族21名(「同盟規則」では20名)が共同出資して設立した企業であり(表2-2)、定款に相当する「木綿聚社同盟規則」は全部で15箇条から構成されている。この規則からは不十分ながらも企業のエッセンスが読み取れ、規則を案出した士族達のこれまでの

わが国にはなかった事業に取り組もうとする、進取の精神が窺える内容である。以下では「会社」制度の面から、その主要な条文を掲出する[27]。

木綿聚社同盟規則

第一条　社名ヲ木綿聚社ト名号スベシ

第二条　授産局ヨリ借下グルトコロノ元金四千円ノ資本金ハ、永年木綿生産ノ元金タルコト勿論ナリ、若シ名々米四石宛ノ質入ヲ以テ借下ゲシタモノナレバ、金弐百円宛ハ自己ノ物ト心得、抜取ルコトヲ許サズ、十四年満期迄ハ木綿仕繰金ヲ除ク外ハ、タシカナル人ニ預ケ置キ、出納ヲ依頼スベシ、又預ル人モ人民保護ノ元金タルコトヲ忘却セズ、格別ニ厚ク注意シテ取計ンコトヲ希望ス

第五条　仕繰金ハ会計役員ヲ設ケ置キ、詳細ニ帳簿ヘ記載シ、社長・副長ノ間、日々検査調印シ、一ヶ月毎ニ勘定仕詰ヲ為スベシ、一ヶ年ノ清算、毎二月普ク之ヲ社員ニ示スベシ

第七条　給禄質入ノ発起人、弐拾名ヲ定限トス、若シ事故アリテ社ヲ退除スル者アルトキハ、会社ノ合議ニテ然ルベキ人ヲ撰挙シ、譲リ渡スベキナリ

第八条　年々利益金ノ内ヲ以テ上納金ヲ払ヒ、其余ノ十分ノ一ヲ以テ当社ノ修補金トナシ、残リ九分ノ内ヲ以テ社費ヲ払ヒ、其余ヲ分配致スベシ

第十条　万一利益金少ク、社費ヲ差引足ラザルトキハ、社中ヨリ利金ヲ以テ償ヒ置キ、後年利益ヲ以テ消却スベシ

第十一条　社則ニ準ジ商務勉強スルトイエドモ、自然損失ヲ生ズルトキハ会社負債ナリ、万一不正ノ所置ヲナシ、損失ニ至ルトキハ、其者ヨリ償フベキハ勿論ナリ

第十二条　毎月十日・二十日会議定日トシテ午前九時揃、弁当用意スベシ、定日ノ外臨時急務アルトキハ、社長ノ見ヲ以テ何時ニテモ会議ヲ設クベキナリ

第十四条　毎年二月会議ノ節、社中入札ヲ行ヒ役員撰任スベシ

明治八年十一月十五日

まず、同社の元金(資本金)は 4,000 円の確定資本金制をとっていた。資本金の調達にあたっては、発起人各自が禄米 4 石を担保にして前述した山口県の士族授産局より 200 円を借り受け、これを会社に拠出して資本金に充当した(200 円×20 名=4,000 円)。企業体とし

ての存続期間も 14 年満期と定めてあり、その永続性が確認できる。会社機関については、同社を代表する社長のもと副長といった選挙で選出される役員がおり、経営組織上の機能分担が行われていた。

そして、月に 2 回の会議と年 1 回の会議(株主総会に相当)が開かれることになっていた。第 8 条では利益金の分配が明記され、第 11 条では損失金の取扱いが規定されている。しかし、同社では株券は発行されていないため、明確な有限責任は存在していない。

このように同社は、近代移行期における合本組織の原型をなす企業形態の士族授産企業として位置付けられる。同社は設立から数年間は企業活動を行った模様であるが、『山口県第二回統計表』(1883 年度分、以下では『第二回統計表』と略す)[28]にはその名称が見あたらないため、この間に解散(または倒産)したものと考えられる。

しかしながら木綿聚社は、県下の士族によって設立された士族授産企業の鼻祖となったものである。設立は協同会社の約 1 年後で、改正国立銀行条例が出される前年のことである。企業組織の要素としては、確定資本金制と永続性(14 年間という一定期間の持続性)さらには会社機関の存在(社長・副長等が業務を担い、会議の開催を明記)を確認できるが、まだ株式会社といえる内実は備えていなかったといえる。しかし、同社の形態は江戸時代までの商家の構造とは明らかに異なっており、近代的企業の萌芽的要素を帯びていたといえよう。

第 3 節　山口県における国立銀行の創設

1872 年の国立銀行条例によって設立された第一国立銀行等の 4 行の国立銀行を前期国立銀行と呼ぶのに対し、山口県には 1876 年の改正国立銀行条例に基づく後期国立銀行として、第百三国立銀行と第百十国立銀行の 2 行が設立された[29]。前期国立銀行では正貨兌換制度の樹立が目指されたが、規定が厳しかったために 4 行の設立にとどまった。そこで引換準備を正貨から政府紙幣に変更して国立銀行券の発行を認めたのが改正国立銀行条例である。同条例では、士族に下付された金禄公債証書を資本金として出資することが認められたこともあり、全国で 153 行の国立銀行が設立された。

国立銀行は、アメリカの国法銀行をモデルにして明治政府が制度設計した上記の条例に依拠して創設されたものである。必然的に、当時のアメリカの株式会社組織を反映した会社として成立しており、好むと好まざるとに関わらず株式会社の要件を具備するものであった。

したがって、山口県に設立された第百三国立銀行と第百十国立銀行の２行は、同県内において最も初期の段階で設立された株式会社組織の金融企業であったと位置付けられる。創立の経緯については「国立銀行一件控」が残されている[30]。この史料はおそらく明治政府(大蔵省)に提出された第百三国立銀行と第百十国立銀行の創立関係の書類(創立証書、株主名〔持株・住所・族籍・氏名を記載〕、定款、誓詞〔頭取・取締役〕等を記載)の控えとして作成されたものであり、山口県の国立銀行の設立過程を知ることができる貴重な史料である。以下では同史料を用いつつ、地方の国立銀行における「会社」制度の確立過程を検討していきたい。

山口県の国立銀行はともに金禄公債証書を基にして設立されたいわゆる禄券銀行である。山口県は旧長州藩領を踏襲して設置されていたが、長州藩は実際には萩藩を本藩とし、支藩として、岩国藩、徳山藩、清末藩、長府藩が置かれ、全部で５藩から成っていた。このため国立銀行の設立は、それぞれの旧藩ごとに検討された。このうち、萩・岩国・徳山の3藩の士族は1876年頃より設立に向けた準備に取りかかった模様である。

この中で山口県では初めてとなる第百三国立銀行が、旧岩国藩士によって設立された。岩国藩は現在の岩国市域を領有した、表高３万石の毛利一門の吉川氏を藩主とした支藩であった[31]。同藩の士族層が士族授産事業の一環として取り組んだのが第百三国立銀行であり、同行の創立証書によれば資本金５万円(のちに８万円に増資)の金融企業であった。紙幣発行高は４万円、株主総数は88名で、１名を除いて旧岩国藩士族が出資していた。1878年10月23日に大蔵卿大隈重信より設立免許を受け、同年12月２日に開業した。発起人の筆頭で初代頭取を務めた桂重華は、旧岩国藩の大組に属する家禄195石の上級武士であった[32]。

一方、第百十国立銀行は、毛利宗家にあたる旧萩藩(廃藩時は山口藩)および旧徳山藩(廃藩時は、山口藩に合併)の士族が中心となって設立された。やはり士族授産を目的とした国立銀行である[33]。同行は1878年５月に資本金100万円で設立計画を立てたが、大蔵卿より資本金額があまりに巨額であったために計画の再考を求められた。そこで資本金を 60万円に減額した計画案を大蔵省に再提出して設立の内諾を得た。同年９月に第百三国立銀行とほぼ同様な形式の創立証書を旧萩藩士族の毛利藤内、佐々木男也、中川澄三、大玉保重、草刈一甫の５名を発起人として作成し、11月25日に大蔵卿より設立免許を受け、翌1879年３月10日に山口町に本店を置いて開業した。計画案の再考を求められたことで、第百三国立銀行より設立が若干遅れることになったが、創立時の資本金は再計画案通りの

60 万円、紙幣発行高は 46 万 4000 円であった。それでも同行の資本金額は、全国で 153 行設立された国立銀行の中では、第十五国立銀行(1782 万円)、第一国立銀行(250 万円、のちに小野組の破産で 150 万円に減資)、第四十四国立銀行(70 万円)に次いで全国で第 4 位の資本金額を有しており、当時としては大銀行と呼べる規模であった[34]。

表 2 - 3 は、第百十国立銀行の設立当時の株主分布状況をあらわしたものである。株主総数は 1544 名で、「国立銀行一件控」によると、株主の全員が山口県内在住の士族であり、そのほとんどが旧萩藩士と旧徳山藩士で、廃藩時に山口藩と呼ばれた藩の士族であった。資本金の払込の大部分は士族に交付された金禄公債証書があてられて 60 万円の約 85%を占め、残りは金禄公債証書以前に発行された秩禄公債証書と現金(政府紙幣)であった。山口県内での金禄公債証書の受給者は 1 万 5,385 人、証書の支給額面高は約 652 万円であるから[35]、交付額のおよそ 1 割が同行に集積されたことになる。同行は 60 万円という巨額の資本金の調達すために、5 株以下の零細株主が半数近くを占めていた。

同行の株式は 1 株 50 円で、12,000 株が発行されたが、この株式(株券)については定款の第 6 条で売買は自由とされた。永続性については、創立証書の第 4 条で 20 年と規定され、一定期間の永続性を有していた。会社機関については、定款第 29 条で頭取や取締役等の役員(職員)について規定され、頭取以下の役職者は全員山口県士族で、初代頭取には毛利一門の毛利藤内が就任した。株主総会についても第 13 条以下で、「総会ノ事」に関する規定が設けられている。有限責任制については、同行の定款では規定されていないが、改正国立銀行条例の第 29 条等に有限責任制に関する規定がある。したがって、同行の定款に規定が無くとも、すべての国立銀行にはこの有限責任に関する条規が適用されていたと見なすべきである。

このように同行は創設された時点で、前述した政府の制度設計に依拠し、①全社員の有限責任制、②会社機関の存在、③譲渡自由の等額株式制、④確資本金制と永続性、の 4 点をすべて備えた完成された株式会社であり、後続の士族授産企業にも少なからぬ影響を及ぼすことになる。

第 4 節　政府資金の貸付による士族授産企業の創設とその特徴

明治政府からの授産金の貸付は、前述したように政府士族授産政策の後期段階における柱となる政策である。政府が募集した起業公債によって得た起業基金の一部が士族授産のために貸付けられた。しかし、これだけでは充分な授産資金とはならず、追加として勧業

委託金と勧業資本金の計3種類が政府からの授産金として貸付られることになった。こうした授産金の貸付のうち山口県分をまとめたものが表2-4の政府授産金貸付状況である。以下では、この表に名前のある「覇城会社」、「豊浦士族就産義社」と、勧業資本金の貸付を受けていた「殖鱗社」の3社について検討していくが、考察は創設年順に行った。

この3社は、後述するように1890年代にはともに解散(または倒産)している士族授産企業である。しかし、改正国立銀行条例および改正国立銀行成規の公布後に設立された企業として、木綿聚社に比べて企業組織としても進化した内実を備えており、「会社」制度の構築過程を検証するに当たっては、貴重な過渡的位置にあるといえる。なお、表2-4に社名のある「セメント製造会社」については、次節で詳述する。

1　覇城会社

旧萩藩士族の佃基清によって1880年に設立された士族授産企業である。覇城会社については『第二回統計表』(1883年度分)を初めとして、明治前半期の幾つかの統計書でその社名を確認することができる。表2-5は『山口県第三回統計書』(1889年度分、以下『第三回統計書』と略す)[36]より覇城会社、セメント製造会社、豊浦士族就産義社の3社を抽出したものであるが、覇城会社は萩を所在地として海運業を営む資本金3万円の会社としてこの頃までは存続していたことが分かる。同社の設立の経緯について、『世外井上公伝』は次のように記述している[37]。

> 下関は西海に於ける関門として諸船舶の出入夥しく、運漕上枢要の位地を占めてゐる。この下関を本拠として、国内東西の物品を運送し、その物産を貿易しようと志したのが佃等の海運業であつて、先づ二艘の帆船を製造して之に従事し、漸次事業を拡張して自営力食の途を計らうとしたのである。その資金として有志士族所有の公債金約三万円を集め、之を抵当として十三年三月に三万五千円の借用を政府に願出た。政府はその請願を容れ、起業公債金の中より三万円を貸与することにした。そこでこの三万円を資本とし、又就産所よりの補助を得て、愈〻海運業が開かれることになつたのである。

これによれば、会社の所在地は萩としているが実際の拠点は下関に置いて、海運業を目的として会社が設立されたことが分かる。そして、金禄公債証書を抵当とすることで政府の起業基金の貸与を受け、これを資金(資本金)に充てた。

設立後の同社の経営は順調に進展し、1884年に佃は工部省へ出願して、同省が所管して

いた洋式帆船千草丸を借受けて事業の拡大を計っている。さらに、授産金として貸付を受けた起業基金の返済についても、5 年間の据置期間経過後も経営基盤が確立していないという理由で返済の延期を申し立て、政府は返済を 5 年間延期し、6 年目からは無利子 15 年賦償還を認めた。また、先に貸出していた千早丸も 300 円という破格の値段で払い下げている[38]。

こうした工部省等の政府の便宜について『世外井上公伝』は「この事業については、公(井上馨・筆者注)はさして立入つた世話はしなかつたようであるが、この事業たる蓋し就産所援助の一事業であつたのである」と述べている[39]。しかし、井上馨は明治政府の工部卿をはじめとして就産所の総裁も務めており、覇城会社へはその就産所からも補助を出していたとの記述から見ても、ある程度の便宜が図られたと見てよいであろう。また、政府所有の洋式帆船の破格値での払い下げなども、井上馨だけにとどまらない、中央政府と山口県士族との繋がりが窺える。

この覇城会社について、1880 年代の半ばに阿武見島郡役所の行った調査では「蒸気船ヲ所有シテ運漕ヲ業トシ、開設以来日尚浅シ、未タ航海ノ収利ヲ聞カサレトモ、目今欠クヘカラサル営業ユエ後来利益アラン」とあり[40]、この時点では同社の業種に対する今後への期待が述べられている。さらに、『山口県第二回勧業年報』には、1884 年 12 月の調査として同社について、「所在地・長門国阿武郡萩土原村、定期航路ノ延長・肥前長崎ヨリ支那上海マテ三百里、常時航路ノ延長・肥前長崎ヨリ横浜マテ或ハ横浜ヨリ箱館マテ七百里、西洋形風帆船・艘数・三、噸数・七七六、船長以下乗組人員・四八」との記載があり[41]、手広く海運業を営んでいた様子が窺える。しかし、1889 年度の山口県の統計書までは覇城会社の名前が見えるものの、『山口県第七回勧業年報』(1890 年度分)[42]からはその名称が見えなくなる。

覇城会社は山口県内への政府からの士族授産金の貸付額が後述するセメント製造会社よりも多く、事業内容からしても当時にあっては最も期待された士族授産企業であったと考えられる。設立後の滑り出しも順調だったように見えるが、同社については会社の内部資料(定款や株主名簿)等を全く見いだすことができず、統計書の記載事項も表 2 - 5 から窺えるように株主や従業員数などが不詳のため、どのような企業形態で運営されていたのかをはじめとして、その内実や消長について不明な点が多い。しかしながら、洋式帆船や蒸気船を用いていたということからみても、近代的海運会社であったと考えてよいであろう。

2　殖鱗社

殖鱗社は、覇城会社と同じ 1880 年に山口県萩において、鮭・鱒の養殖を目的に設立された士族授産企業である。同社を設立する契機となったのは、1878 年に内務省勧農局版として発刊された『養魚法一覧』(金田帰逸著・溝口耕一画・穴山篤太郎出版)を旧萩藩士族達が一読したことによる[43]。同書に感化された萩在住の士族で、山根恕、内藤左平、糸賀外衛、林良輔、小幡高政等の発起で創立されたのが同社である。「養魚法創業主意」では、「今ヤ欧米各国ニ行ハル養魚ノ方法実ニ天ノ化育ヲ助ケテ水産鱗族ヲ殖スル妙工ト云フヘシ、稍ヤ我国ニ伝播シテ已ニ一二率先スルノ地方アリト聞ク、萩ノ如キハ幸ニ適宜ノ大川アリ豈之レヲ棄擲スヘケンヤ、乃チ養魚法施設センコトヲ官ニ請求ス、官モ亦認可シテ教師ヲ派遣シ其術ニ着手ス」とあり、欧米の養魚法を我が国に導入するが、その際には教師が内務省勧業局から派遣されてその指導にあたるとのことであった。養魚法創業主意の「欧米各国ニ行ハル養魚ノ方法」との文言からも窺えるように、養魚という業種自体は在来的なものといえようが、洋式技術を導入した新産業の一種であった。

また、殖鱗社の創設にむけた文書の中には「株主ノ心得」という一項目があり、その中で「土地ノ潤沢人民ノ幸慶ヲ第一トスル者ヲ語合、結社シテ規則確定スヘシ」と会社設立の意義を強調している。資本金額は 3,000 円(これは予定額で、創立時の資本金は 3,260 円であった)ではあるが、株式会社組織の企業であることを意識して設立されている。同社は上記の５名を中心に設立準備がすすめられ、以下のような申合仮規則(定款)が作成された。

申合仮規則

第一条　一　訣社ハ鮭鱒卵ヲ孵化シ養育ノ上川流ニ放チ、繁殖成長ノ後捕獲スルヲ以テ業トス

但、捕漁ノ方法又盗漁ノ取締リ方ハ其節ノ協議ニ付ス

第二条　一　設立スル社ハ殖鱗社ト号スヘシ

第三条　一　資本金額三千円トシ一株金弐拾円トシテ百五拾株トス

但、一名ニシテ幾株ヲ有スルハ妨ケナシト雖トモ、一株ヲ分割シテ有スルヲ許サス

第四条　一　結約入社スル上ハ猥リニ退社スルヲ許サス

第五条　一　株主ハ其株券ヲ他エ売買譲渡ノ自由ヲ得ルト雖トモ、社長ノ承認ヲ受ケ元帳ノ書改ヲ請フヘシ、其手続ヲ為サヽル者ハ無効ノモノトス

第六条　一　総勘定ハ毎年仕詰ヲ以テ報告表ヲ作リ株主中ニ報告スヘシ

第七条　一　総益金ノ内ヲ以テ社費俸給等ヲ引キ残金十分ノ一ヨリ少ナカラサル積立金ヲ引除キ此残額ヲ純益金トス、又此内ヨリ十分ノ二ヲ取テ役員ノ賞与金ニ当テ残金ヲ全株主エ配布スヘシ

但、若シ益金之レ無ク自然損失ニ至ル節ハ、株主一統ノ損トナスヘシ

第八条　一　社長一名、取締兼検査掛一名、支配人一名ヲ置キ本社諸般事務ヲ取扱フコトトス

但、事繁忙ニ渉リ人手ヲ要スル時ハ相当ノ日給ヲ以テ株主ノ内ヲ以テ雇使スヘシ

第九条　一　金融ノ都合ニヨリテハ社長其他役員協議ヲ以テ社ノ所有物ヲ抵当トシ、一時借金スルコトアルヘシ

右九ケ条ノ通リ申合セ仮規則相設タルト雖トモ都合ニヨリ添削スルコトアルヘシ

明治十三年十二月

この申合仮規則から殖鱗社の企業体について見れば、確定資本金に基づく株式会社組織の企業で、株式は 1 株 20 円で 150 株が発行され、その売買譲渡は一定の制約はあるものの自由であった。設立時の株主は表 2 - 6 に掲出している。これはまだ予定額の段階ではあるが、株式は筆頭株主でも 10 株しか所有しておらず、低額を広く募集したようだ。出資予定者には第百十国立銀行の第 2 代頭取となり、萩の士族層に夏蜜柑の栽培を唱導した小幡高政、セメント製造会社(小野田セメント)創業者笠井順八、覇城会社を設立した佃基清等が名を連ねている。営業年限も後述の史料から 10 年間と定めており、企業体としての永続性も確認できる。

業務内容は鮭や鱒の卵を孵化させ放流して育成させるという養魚業であるが、これは内務省が参考書を発行してまで国内で育成しようとしていた洋式漁法の一つであり、これに新たなビジネスチャンスを求めて山口県士族が果敢にチャレンジしていった点は評価すべきである。殖鱗社が創設された前後の内務卿は伊藤博文や山田顕義が務めており、さらに同社が設立された 1880 年には品川弥二郎が内務省の勧農局長に就任している[44]。『養魚法一覧』の紹介や内務省からの教師の派遣というのも、こうした山口県出身の政府高官との人脈が活用されたと推察される。

会社機関については、社長・取締役(検査役兼務)・支配人という業務執行者の存在を確

認することができる。これら役員には、株主から社長・内藤左平、取締役・糸賀外衛、支配人・中村一介がそれぞれ就任して会社の運営にあたり、営業報告を行うために年1回の株主総会も開かれていたようである。しかしながら、第7条の「若シ益金之レ無ク自然損失ニ至ル節ハ、株主一統ノ損トナスヘシ」との文言からみても、株主の有限責任制は確立されていない。

同社の企業活動は、本社を阿武郡萩の土原村に置き、1882年から阿武川の下流に位置する太鼓湾で鮭と鱒の孵化養殖事業を開始した。資金としては資本金の他に、明治政府より山口県が借り受けた勧業資本金の中から300円の貸付を受けて事業資金にあて、孵化した稚魚を阿武川上流の川上村付近や、大津郡の三隅川で放流した。1883年には北海道から鮭卵の導入をはかって業容を拡大し、大津郡に分社も置かれた。数年後には同社の放流した鮭・鱒の稚魚が30万尾に及んだことから、行政当局も阿武川流域に一定期間の禁漁区を設定して同社の事業に対して側面からの支援を行った[45]。

しかし、なかなか思うような利益を計上することができず、同社の首脳陣は10年間の営業満期を迎える1891年に解散を決意した。この間に同社の社長を務めた内藤左平は、解散に当たり次のような所感を述べている[46]。

> 先ニ有志諸君ト謀リ、殖鱗社ヲ創立シ、養魚ノ業ヲ開クニ当リ、株主諸君、生力不肖ヲ以テ切ニ社長ノ重任ヲ担ハシム、生乏才浅識、素ヨリ其責ニ任ヘザルヲ知ルト雖モ、委嘱ノ厚キ復タ辞スルト言ナク、聊駑力ヲ尽シ、一意業務ノ旺盛ヲ謀リ、地方経済ノ一端ヲ助ケント欲シタリ、然レトモ其事業タルヤ難ク、十年ノ久シキ一毫ノ純益ヲ分賦スル能ハズ、且期限已ニ迫ルヲ以テ養魚ノ業ヲ廃シ、漁業ヲ地方ノ人民ニ任セテ専ラ社費ヲ減ジ、延滞ノ金利ヲ請求シ、漸次金員ノ増減ヲ見ルニ至レリ、今ヤ満期ニ際シ毎株利金十四円ヲ附シ、元利計三十四円ヲ以テ株券ト交換スルコトニ決セリ、株主諸君、幸ニ之ヲ了セラレヨ

俗に「士族の商法」とも揶揄される慣れない新事業に挑戦し、社長職を務めることになった内藤の経営者としての思いが伝わる内容である。士族授産の一方で、萩の「地方経済ノ一端ヲ助ケント欲シタ」ことも同社の設立目的の一つであった。しかし、満期を迎える10年間で株主に対して利益金の配当を行うことができなかったため、これ以上の会社の存続を断念し、会社に余力のあるうちに資本金の運用で得た利益(20円の株金に対して、14円の

利益)を株主に分配して会社を解散することにしたのである。

なお、明治政府から借り入れた勧業資本金については、同社の解散で返済がどうなったのかは不明である。

殖鱗社は、県下に国立銀行が創設された後に、後述するセメント製造会社に前後して設立された。同社は株式を発行することで資本を調達した株式会社組織の士族授産企業であった。同社の申合仮規則(定款)から確定資本金制、株式の譲渡自由性、会社機関の存在(社長等の役職者、株主総会の開催)が確認できるなど、木綿聚社に比べてかなり進化した企業形態を有していた。しかし一方で、株式会社の決定的指標とされる有限責任制は確立されていなかった。こうした企業体の形成は、県下に設立された国立銀行の中でも、同じ旧萩藩の士族等によって設立された第百十国立銀行の影響を受けていたものと推察される。同社では、理解の難しい有限責任制は採用されないなどの側面もあったが[47]、合本組織の形成に向けては木綿聚社に比べてより進歩的な状態にあったといえよう。

3　豊浦士族就産義社

同社はその名が示しているように旧長府藩(1869 年に豊浦藩と改称)の士族授産を目指した結社として 1884 年に設立された。表 4 に掲げたように事業内容としては開墾と雑工業を行うことになっていた。このうち雑工業では、竹細工・筆・紙などを製造する授産所や養蚕伝習所などの諸施設が設けられていた[48]。これらはいずれも江戸時代から続いてきた在来的産業の枠を越えないものであったが、困窮した士族の就業を目的とするものであった点に特徴がある。

同社については、長府藩の正史である『毛利家乗』にも若干の記述が見えるが[49]、その設立に深く関わった旧長府藩士豊永長吉の履歴である「四士履歴」(下関市立長府図書館所蔵)には[50]、「明治十七年二月十七日、士族就産義社ヲ設立シ其社長ニ撰任セラル」として次のように書かれている。

> 維新以来士族ノ家産日ニ凋弊スルヲ憂ヒ曩ニ興殖舎ヲ置キ、又豊永組ヲ設ケ終始其困弊ヲ未然ニ保護セントス旧藩主及県令モ亦屢懇嘱スル所アリ、則チ中村勝三、河村光三等ト謀リ此社ヲ設ケ農工業ノ道ヲ開キ無職ナル士族ヲシテ適当ノ業ヲ就カシメンコトヲ企画ス

同社は興殖舎(内容不明)や国立銀行に代わる公債保全機関として生まれた豊永組(銀行類似会社)に続いて、旧長府藩士のために設立された 3 番目の士族授産機関である。旧長府藩

の失業士族の手に職を付けさせるための実業的な結社として政府から勧業委託金 7,500 円を借り受けて設立された。『第三回統計書』によれば、同社は資本金 5,775 円、株主 77 名とされていることから(表 2 - 5)、株式会社組織の企業であったが、同社に関する定款や営業報告書等の内部史料が見いだせないために、詳しい運営方法については不明である。

創業後の同社について『地方巡察使復命書』[51]には「総代豊永長吉外三人、藁紙製造ニ従事スル者男女五十人製造高一ケ年凡二千四百締、竹器ニ従事スル者凡二百五十人一ケ年製造高凡代価九千円、機織ニ従事スルモノ女子百五十人一ケ年製造高凡九千反、雑品ニ従事スル者凡百人一ケ年製造代価凡三千六百円ナリト云」と書かれている。この中の従事者数は内職者を含んでいたと思われるが、この数値から見て旧長府藩士の雇用には一定の役割を果たしていたことが窺われる。しかし、「四士履歴」には「明治二十三年一月故アリ士族就産業(義)社ヲ廃シ、其社長ヲ辞ス」とあり、設立から数年で同社は解散(または倒産)している。解散に至った経緯については不明である。

第 5 節　持続的成長を遂げた士族授産企業～セメント製造会社～

旧長州藩士笠井順八によってセメントの製造と販売を目的として設立された、後には一般に小野田セメント(現在の太平洋セメント)の名称で知られることになる士族授産企業である。創設後も持続的成長を遂げ、全国に設立された士族授産企業の中で、最も成功したといわれている同社については、これまでも藤津清治等によって多くの研究が蓄積されている。その中でも、藤津の「『セメント製造会社』と株式会社」という研究では、公債の資本への転化の過程を詳述しており、本章でも大いに参考にした[52]。しかし、同論文は小野田セメントという企業単体のみを対象としており、山口県内に設立された他の士族授産企業との比較や、創業資金の調達過程に関する分析については手薄であるため、本稿ではこうした点を追求しながら同社の企業組織について再検討を行ってみたい。

まず、同社の創設にあたって笠井等の発起人は、創業資金を 6 万 1,600 円と見込み、これを県下の士族に下付された 7 分利付金禄公債証書で 8 万 8,000 円分を公募し、これを担保として明治政府の授産金の貸付で調達する計画であった。そこで創業者の笠井順八と発起人 39 名が連署のうえ、「就産金拝借願」を 1880 年 5 月に山口県を通して所管の内務省に提出した。同年 8 月に内務卿松方正義より表 2 - 4 の条件にて貸下げることが達示され、6 万 1,600 円が 2 万 5,000 円に減額されたが、同年 10 月に笠井他の発起人に交付された。減額の理由としては、何よりもこれまでの日本になかった新産業部門に対する将来性や政

府の財政状況、さらには表 2 - 1 で示したように山口県は貸付金の額では上位であり、他府県とのバランスもあって同社へのこれ以上の貸付が困難となったことが原因であろうと推察される。なお、7 分利付金禄公債証書額面 100 円の東京での市価がこのころ約 70 円であったことから、創業資金 6 万 1,600 円に対して 8 万 8,000 円分を公募したようである。政府授産金が減額されたために、笠井等は当面必要な経費を 5 万 7,150 円と算定して、資金の調達をはかることにした。原則として 7 分利付金禄公債証書額面 50 円を 1 株(50 円)とし、必要経費に見合う 1,143 株を募集することにした。公債の募集は 1880 年 10 月にはほぼ終了していた模様である。公募された公債のうち約 9 割は 7 分利付金禄公債証書であったが、約 1 割は 6 分利付金禄公債証書と 1 割利付金禄公債証書等であった。政府貸付金の担保もこの中から主として 7 分利付金禄公債証書が県庁を通して提出された。

笠井等は不足分の借入先としては山口県の士族就産所や協同会社を念頭に置いていたようである。その際、借入れの担保としては政府授産金と同様に公債があてられ、金禄公債証書の資本転化を図った。

しかし、その出資の方法は、国立銀行とは大きく異なっていた。国立銀行では金禄公債を銀行に売却し、公債の所有権も銀行側に移転した。しかし、セメント製造会社では、「本社ノ株券ハ公債証書ノ預リ券ニシテ、株主各位ノ所有物ヲ借入タルモ、銀行其他ノ会社ノ如ク其社ノ所有ト変換シタルニ非サルヲ以テ、勘定上ニ組込難ク現金貸借ノミヲ記載セリ」[53]との文言から窺えるように、会社側は金禄公債を担保として政府・士族就産所・協同会社等に差し出し、こうした機関等から得られた資金を運用するだけでその所有権は出資者である士族側に残した。こうした出資方法について笠井自身も「只今ヨリ見レバ妙知機無類変体ナレドモ、同族同志ノ家禄ニ換テ下付アリシ公債故」と[54]、所有権を出資者である士族に残さざるを得なかった旨を回顧している。

同社の創立時の株主は 137 名であったといわれているが[55]、個人の持株数や株主の金禄公債の受給額が把握できる 1884 年 1 月の状況をまとめたものが表 2 - 7 である。この表は金禄公債の受給額を目安として作成したもので、高額の受給者を家禄の上位者と仮定して 800 円以上、800 円未満から 500 円以上、500 円未満から 300 円以上、300 円未満とに分類している。この基準で見ていくと、同社へはほぼどの階層からも出資者が出ている。株主として名を連ねているものの中では、6 分利付金禄公債証書 1,290 円を受領し、代々萩藩の重職を務めてきた口羽良介が最も金禄公債が上位に位置する上士身分だったが、彼は 5 株を出資する株主にすぎなかった[56]。これに対して創業者の笠井は 80 株を所有する同社

の筆頭株主となっているが、下級藩士であった笠井の金禄公債の受給額は435円であったことから考えて、おそらく山口県の官吏時代の蓄えなどをもとにして自身の受け取った公債額の約10倍に相当する出資金額を調達したのであろう。階層別でも笠井の属する500円未満から300円以上までの、下級の士族層が人数と持株数で最も多く、出資者層の中核となっている。

また、同社の株主は80株を所有する筆頭株主の笠井に次ぐのが21株の保有株主であり、笠井の他に特定の大株主が見あたらないのが創業当初の特徴となっている。株主の全員が山口県に居住し、株主の中で株主の族籍の判明する9割以上が士族であり、その全てが旧萩藩士であった。そして、10株以下の株主が125名で全体の約86%を占め、持株比率でも10株以下が約67%と、同社の株式は旧萩藩士から低額を広く調達していたといえよう[57]。

表2-8は創業初期の1883年から翌84年1月までの資金の借入先を示したものである。政府拝借金の2万5,000円に加えて、山口県の就産所からはその金額とほぼ同額の2万4,500円を借入れている。これに続くのが協同会社からの1万7,436円である。協同会社からの借入は史料面での制約もあり1883年の後半期の一部を掲出しているのみで、この他にも創業初期にはかなりの借入を行っていたものと推察される。第百十国立銀行からはこの時点で直接的な取引は確認できず、個人を通しての間接的な融資となっている。また、山口県からも勧業課を通じて6,800円の融資を受けている。このように士族授産企業である同社に対して、この頃の山口県にあった金融的機関の多くが融資を行っており、こうした借入には全て旧萩藩士から調達した公債が担保として用いられ資本転化が図られた。

次に同社の原始定款に相当する「セメント製造会社規則」から[58]、創業期の同社の企業形態について検討していく。まず、第1条には「第一節　社名ヲセメント製造会社ト称スヘシ　第二節　会社ヲ山口県下長門国厚狭郡西須恵村小野田新開作地三十一ノ割ニ設置シ、該品ヲ製造販売スルヲ営業トス　但シ、営業ノ都合ニ依リ東京大坂長崎等ノ要地ヲ選ヒ売捌所ヲ設ケ猶事業盛大ニ随ヒ、海外ヘ支店ヲ設クルコトモアルヘシ　第三節　此ノ会社ハ同族同志ノ株主ヨリ成立セル物」とあり、創設に関わった発起人は同社について、士族を中心とした株主等によって厚狭郡西須恵村小野田に設立された株式会社であることを認識していた。また、第1条の第5節では「此ノ会社ノ年期ハ明治十三年七月(中略)ヨリ同三十二六月政府拝借金完納マテ、則チ二百四拾箇月トス」との記載からもその永続性が確認できる。

資本金額については、第2条第1節で「当会社ノ資本ハ金禄公債証書七朱(分・筆者注)

利付ノ額面八万八千円トス　但、営業ノ都合アリテ差向処ハ五万七千百五拾円ヲ募集スルモノトス」とあり、同社は前述したように当面の必要経費とされた 5 万 7,150 円を確定資本金とする企業であった。株券については第 2 条第 4 節で「株券ハ則チ公債証書預リ券ニシテ社長取締等ノ名印ヲ署シ一株毎ニ一葉ヲ付与スヘシ　但、此ノ株券売買譲渡ヲ成ント欲スル者ハ先ツ金禄公債証書名前換ノ儀県庁エ対スル成規ノ願書并株券譲換ノ確証ト成ルヘキ書面ヲ添テ本社ニ向テ請求スル者トス」と、金禄公債証書等の売買とリンクする形ではあったが株券の売買譲渡も認め、株券は前述したように 1 株 50 円とされた。

日常の業務運営については第 4 条で「会社ノ役員ヲ設ル左ノ如シ」の規定があり、社長 1 名、取締 2 名、技長 1 名を重役とし、その他に、出納方、技手兼場内監督、公債掛、手代の諸係りがあった。こうした社長の他に取締という重役的経営陣を置く点に、改正国立銀行条例等の影響を見ることができる。また、同社の諸係りの中でも製造企業における公債掛の設置は同社の資本金調達の特殊性を物語るユニークな分掌といえ、規則の第 4 条第 1 節でその役割を「社長ノ指揮ヲ受ケ資本公債証書株券等ニ関スル一切ノ事務ヲ整理シ、公債利子ヲ株主ニ分賦スルヲ本務トシ、出納方ヲ兼掌スルコトアルヘシ」と規定されていた。こうした会社機関で、その重要な意思決定の場となるのが株主総会であるが、会社規則には総会に関する規定は盛り込まれていない。しかし、1881 年 3 月には社則を討議するために株主の集会を開くなど、不定期ながら株主総会に類似した集会は開催していたようである。

こうした諸規定の中で、笠井等が取り分け気を遣ったと考えられるのが前述した株金の調達方法と、株主を募集する際の条件となる有限責任制である。第 8 条第 1 節に「此ノ会社ハ同志ノ者連合シテ創立セルモノナレハ株主ハ均一ノ権利ヲ有シ、株高ニ応シ利益損害ヲ負担スヘシ」と規定され、株主の出資高に応じて損害額を負担しなければならない旨が明記されている。この規定は、改正国立銀行条例第 29 条の後半部分の「総テ其所持株高相当ノ権利ヲ有シ、其銀行営業ニ付テノ損益ハ株高ニ応シテ之ヲ負担スヘシ」との文言を参照して作成されたもののようである。

この他にも有限責任に関連して、第 8 条第 2 節で「営業上自然ノ蹉跌船車ノ危機等ニ依リテ損失シタル時ハ、抵当トシテ差入タル公債証書ヲ以テ償却セサルヲ得ス、是則チ株主中ノ責任タル所以ナリ」とあることから、株主の責任はセメント製造会社に提供した公債証書の範囲内であることが明記されている。これも改正国立銀行条例第 101 条の「其銀行ニ損失又ハ其他ノ事故アリテ其銀行鎖店分散スルコトアルトモ、其株主等ハ其創立証書ニ於

テ掲載シタル株式金額ノミヲ損失スルノ外、其鎖店分散ニ付テ別ニ賦当出金ヲ受クルノ責メ勿カルヘシ」との文言を参考にしていると推察される。

このような同社の規則を作成するうえで最も参考にしたと考えられるのが、改正国立銀行条例と改正国立銀行成規である。また、笠井等のセメント製造会社の発起人が公債の募集で知恵を絞ったのは、おそらくセメントという未知の業種への出資を募る際に、仮にセメント製造が成功しなかった場合でも、出資者の責任が同社に提供した金禄公債証書のみに限定される有限責任制の規定であった。これによって同社への出資者を募りやすくなったのは間違いない[59]。会社規則の配列も改正国立銀行成規を参照した痕跡が見受けられるなど、改正国立銀行条例等の影響は大きかった。

製造企業であるセメント製造会社と金融企業である国立銀行とでは、企業としての成り立ちは大きく異なるものの、企業として共有できるものは大いに参考にしてセメント製造会社の骨格が形成されていったのである。

これらのことから創業期のセメント製造会社は、①全社員の有限責任制、②会社機関の存在、③譲渡自由の等額株式制、④確定資本金制と永続性(一定期間の持続性)、の株式会社としての4点の要件はほぼ備えていたといえよう。しかし、出資が現金ではなく金禄公債証書という特殊な方法をとり、会社機関では株主総会が明記されていないなどの点から見て、創設当初の同社の企業組織は、未だ過渡的な株式会社の性格にとどまっていたことが窺える。

なお、同社の創設過程で注目すべきは、中央政府の工部省との密接な連携である。当時の日本には工部省が管轄する深川の官営セメント工場が唯一のセメント製造施設であった。そのセメント工場を管掌する工部省営繕頭であった平岡通義は旧長州藩士であり、笠井は彼からセメント製造の助言を得た。また、工部卿等を歴任した井上馨の助力で、笠井等が深川の官営セメント工場での研修を受けられるように便宜を図ってもらった他、工場の建設にむけたアドバイスも受けていた。セメント製造会社の操業前後には工部卿の佐々木高行が視察に訪れ、官費によって官営セメント工場の大技長でセメント製造の第一人者である宇都宮三郎が技術指導のために同社へ派遣されて、笠井等はセメント製造に関する実地指導も受けている[60]。こうした地方の一士族授産企業に対する政府からの手厚い支援は、長州閥の存在無くしては考えられないことであり、山口県の士族授産企業が政府との連携という点で有利であったことを端的に示している。

おわりに

本章では、明治初年から 1880 年代半ば頃までの近代移行期にあって、士族によって設立・運営された士族授産企業の動向から、企業組織の形成過程を、山口県を事例にして検討してきた。

まず、山口県において士族が出資した資金をもとにした士族授産企業の嚆矢となったのが 1875 年に設立された木綿聚社である。同社では、これまでの山口県になかった企業組織の萌芽的な形態が見られるが、それから 5 年後の 1880 年に設立された殖鱗社は、資本金 3,260 円で小規模とはいえ、株式の発行によって資金を調達する合本形式の企業として誕生している。また、金禄公債証書を利用して資本に転化するという資金調達方法が採用された。企業組織の面で両社の間にこうした変化が起こった背景として考えられるのが、改正国立銀行条例(及び改正国立銀行成規)の制定である。

山口県では改正国立銀行条例に基づく国立銀行として第百三国立銀行と第百十国立銀行の 2 行が設立された。このうちの第百十国立銀行は、旧山口藩士族 1544 名の金禄公債証書を資本金へと転化して創設された、資本金 60 万円の大規模な国立銀行である。会社機関等の経営管理体制も具備した同行は、山口県では初めてとなる株式会社の要件を満たした近代的企業であった。

殖鱗社の企業組織はこの第百十国立銀行の影響を受けて形成されたものと考えられるが、有限責任制は導入されなかった。これに対して殖鱗社とほぼ同時期に設立されたセメント製造会社は、有限責任制を取り入れていた。ほぼ同時期に設立された 2 つの士族授産企業のこうした違いは資本金の額によるものと考えられる。セメント製造会社が 5 万円を超す資本金を調達するためには、株主に出資額以上に責任を負わせない有限責任制を採用した方が、株式を調達する過程で有利であった。一方、小額の均等出資に近い殖鱗社では、こうした配慮は必要なかったのであろう。

ここで注目しておきたいのが、この有限責任の要素である。本章で取り上げた士族授産企業の内、有限責任制を採用していたのは、第百十国立銀行とセメント製造会社であった。この両社はともに、初期的企業勃興期に設立されて持続的成長を遂げ、後には士族授産企業から脱皮し発展していくことになる。その意味で言えば、有限責任制度の有無こそ、その後の企業発展を規定する重要な要素ではなかったかと考えられる。

このように山口県では木綿聚社以来の経験の積み重ねが士族間で共有されつつ、次第に整備された「会社」制度が構築されていった。不十分な企業組織が、試行錯誤の積み重ねを

通じて次第に完成に近い株式会社組織に収斂していく状況こそ、まさに過渡期における企業組織の性格の一端を示すものであった。

山口県では士族授産企業の創業にあたって、就産所や協同会社が金融支援を行っており、創業期のセメント製造会社では双方からの融資が極めて重要な役割を果たした。こうした山口県独自の金融支援機関の存在や、山口県出身の明治政府高官や官僚からの情報提供、さらには指導者等の派遣などの支援は、山口県の士族授産企業が創成される過程で、他県には見られない独特の有利性を生み出していたといえよう。

また、山口県の士族授産企業は、セメント製造会社規則の第1条にある「同族同志」との文言が端的に示しているように、藩政期までは同僚であった旧藩ごとの士族グループによって、株式の調達が行われていた。木綿聚社・第百十国立銀行・セメント製造会社・殖鱗社の間では、株式の相互持ち合いも確認することができ(表2-2・表2-6)、これらは旧藩以来の紐帯としての士族の人脈に依拠したものである。この人脈は山口県内のみにとどまらず、明治政府の長州閥の高官や官僚にまで及んでいたのが、山口県の大きな特徴である。こうした人脈が、士族授産企業の創設や運営にあたっても有利に働いていた点は、他県の士族授産企業ではあまり見られなかった山口県の特徴であり、セメント等の新産業が本県に定着する背景でもあった。

本章が考察の対象とした近代移行期を経て、1880年代の半ばから日清戦争の開始前後までに、山口県においても企業勃興をともなった「会社」制度の確立期を迎えていくのである。

注

1) 渋沢栄一が唱えた「合本」については、橘川武郎・Patrick Fridenson(パトリック・フリデンソン)編著『グローバル資本主義の中の渋沢栄一～合本キャピタリズムとモラル～』東洋経済新報社、2014年を参照されたい。

2) 1871年に設立された士族授産結社としては、旧佐倉藩士族による相済社や同協社などがあり、この頃から旧藩単位に各地で作られていった(鈴木淳『日本の歴史　20　維新の構想と展開』講談社、2010年、153頁)。

3) 吉川秀造『士族授産の研究』有斐閣、1935年。のち、『全訂改版　士族授産の研究』と改題(有斐閣、1942年)。本章では、主として『全訂改版　士族授産の研究』に依拠した。

4) 落合弘樹『明治国家と士族』吉川弘文館、2001年。

5) 桐原邦夫「士族授産事業論序説～明治維新と士族の役割～」(丹野清秋編著『地域社会の歴史と構造』御茶の水書房、1998年)。

6) 矢部洋三『安積開墾政策史』日本経済評論社、1997年。

7) 宮本利行・北原かな子・肥田野豊・北原晴男「青森県における士族授産と津軽藍産業への試み」(『弘前大学教育学部紀要』第87号、2002年)。

8) 岡本幸雄『士族授産と経営～福岡における士族授産の経営史的研究～』九州大学出版会、2006年。これら以外で、近年発表された士族授産に関する研究としては、布施賢治『下級武士と幕末維新～川越・前橋藩の武術流派と士族授産～』岩田書院、2006年、落合功「士族授産の一考察～広島県同進社を例として～」(相良英輔先生退職記念論集刊行会編『たたら製鉄・石見銀山と地域社会』清文堂、2008年)等がある。

9) 高村直助『会社の誕生』吉川弘文館、1996年、36～39頁。

10) 国立銀行の大半も士族授産企業であった(鈴木『日本の歴史　20　維新の構想と展開』、257頁)。

11) 西洋から移植された企業組織の中で、株式会社について本章では、オランダ東インド会社を始めした株式会社発生史に関わる一連の研究から大塚久雄によって導き出された、次の要素を含むものを株式会社とする(大塚久雄『大塚久雄著作集　第1巻　株式会社発生史論』岩波書店、1969年、24頁を参照)。①全社員の有限責任制、②会社機関の存在、③譲渡自由な等額株式制、④確定資本金制と永続性の4.点である。このうち永続性については、「一定期間の持続性」(高村『会社の誕生』、42頁)と理解し、4点の中でも特に①を決定的指標とする。なお、わが国における大塚以外の上田貞次郎・増地庸治郎・馬場克三等の株式会社論について詳しくは、正木久司『株式会社論』晃洋書房、1990年を参照されたい。

12) 山口県文書館所蔵(戦前A総務93)。

13　山口県下の士族授産の結社としては、旧岩国藩士族を対象とした義成堂(のち義済堂)が、1873年に創設されている。しかしながら同堂は旧藩主吉川家の家政機関的な色彩が強く、本章において考察の対象としている合本形式の企業(株式会社)とは言い難いため、本章では取り上げなかった。なお、同堂について詳しくは、藤重豊「周防岩国義済堂の創設～廃藩置県後における旧岩国藩主吉川家の動向～」(『山口県地方史研究』第22号、山口県地方史学会、1969年)、義済堂編『義済堂百年史』義済堂、1974年および本研究の第1章を参照されたい。

14) 吉川『全訂改版　士族授産の研究』、516頁。

15) 中村尚史『地方からの産業革命』名古屋大学出版会、2010年。

16) 中村『地方からの産業革命』、336頁。

17) 士族授産の経緯については主として、吉川『全訂改版　士族授産の研究』を参照した。

18) 岡本『士族授産と経営～福岡における士族授産の経営史的研究～』、第1章。

19) 山口県総務部統計課編『山口県の統計百年』山口県、1968年、145頁。

20) 協同会社について詳しくは、小林茂『長州藩明治維新史研究』未来社、1968年を参照されたい。また、協同会社を先駆的企業との観点から取り上げた論考に、拙稿「近代移行期からの地域経済の展開と企業の形成～長州・山口県域の事例を中心として～」(『地域文化研究』第20号、梅光学院大学、2011年)があるが、本研究の第1章も参照されたい。

21) 山口県企画部広報課編『山口県文化史年表』山口県、1968年、195頁。

22) 「授産局章程」(山口県編『山口県史　史料編　近代1』山口県、2000年)、501頁。

23) 「授産局章程」(『山口県史　史料編　近代1』、同頁。

24) 「就産会議」(山口市編『山口市史　史料編　近代』山口市、2012年)、188～191頁。

25) 山口銀行編『山口銀行史』山口銀行、1968年、32頁。

26) 記念図書編纂委員会編『萩乃百年～明治維新以後のあゆみ～』萩市、1968年、176頁。

27) 『萩乃百年～明治維新以後のあゆみ～』、176～178頁。

28) 『山口県第二回統計表』は山口県文書館所蔵。

29) 山口県の国立銀行に関する先行研究としては、津守金次郎「国立銀行の創設と山口県」(『徳山大学総合経済研究所紀要』第13号、1991年)がある。同論考では、その多くが、『山口県政史　上』や『山口銀行史』からの引用に留まっており、実証水準としては両書を超えていない。また、同論文では第百三国立銀行の株主を、『山口県政史　上』(185頁)からの引用で、全員旧岩国藩士族としているが、同行の株主は本章でも述べているように、族籍が士族でないものも含まれている。

30) 「明治十一年　国立銀行一件控」(山口県文書館所蔵、戦前A　総務288)。なお、改正国立銀行条例と改正国立銀行成規については、『明治九年　法令全書』内閣官報局によった。

31) 桂芳樹『岩国藩財政史の研究』岩国徴古館、1986年、1頁。

32) 村本照三編『明治四年廃藩　旧岩国藩御家人帳』岩国徴古館、1995年、1～2頁。

33) 第百十国立銀行についての記述は主として、『山口銀行史』を参照。

34) 拙稿「国立銀行の資本金額に関する一考察～山口県の事例を中心として～」(『山口県地方史研究』第77号、山口県地方史学会、1997年)を参照。

35) 『山口県政史　上』、44頁。

36) 『山口県第三回統計書』は山口県文書館所蔵。

37) 井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第3巻(復刻)、マツノ書店、2013年、569～570頁。

38) 『山口県政史　上』、183～184頁。

39) 『世外井上公伝』第3巻(復刻)、570頁。

40) 「諸会社製造所表」(「井上馨関係文書698 - 17」国立国会図書館所蔵)による。この表は、萩を中心とする山口県阿武郡内の諸会社についてまとめられたものである。

41) 『山口県史　史料編　近代1』、73頁。

42) 『山口県第七回勧業年報』は山口県文書館所蔵。

43) 殖鱗社に関する本章の記述は、「殖鱗社創立仮規則」(「品川弥二郎関係文書1303」国立国会図書館所蔵)による。

44) 奥谷松治『品川弥二郎伝』(復刻)、マツノ書店、2014年、360頁。

45) 『山口県政史　上』、164頁。

46) 『萩乃百年』、179頁。

47) 宮本又郎は「株式会社制度の根幹ともいうべき有限責任制について(中略)西洋の会社制度の消化が容易ではなかった」(「第2章　市場と企業」(宮本又郎・粕谷誠編著『講座　日本経営史　1 経営史・江戸の経験　1600～1882』ミネルヴァ書房、2009年、69頁)と述べているが、山口県についても同様なことがいえよう。

48) 下関市史編修委員会編『下関市史　藩制～明治前期』下関市、1964年、685頁。

49) 長府毛利家編『毛利家乗　十八』防長史料出版社、1975年、1884年11月の条と1890年4月の条。

50) 豊永長吉については、本研究の第4章を参照されたい。

51) 我部政男編『明治十五年・明治十六年地方巡察使復命書』下、三一書房、1981年、1754頁。なお、同書には1883年の巡察となっているが、同社が設立されたのは翌

1884 年であり、社名も同書には「士族就産義社」とあるが、正しくは「豊浦士族就産義社」である。

52) 藤津清治「『セメント製造会社』と株式会社」(藤津清治・向井武文・河野重栄・森本三男編著『経営と管理』中央経済社、1973 年)。なお、小野田セメントに関係する先行研究については、本研究の第 3 章を参照されたい。

53) 「セメント製造会社第二回報告」(太平洋セメント株式会社小野田工場所蔵)。

54) 「笠井順八氏直話」(太平洋セメント株式会社小野田工場所蔵)。

55) 藤津「『セメント製造会社』と株式会社」、254 頁。

56) 藤津清治「士族就産会社としての『セメント製造会社』(小野田セメント株式会社の前身)設立頃の株主」(『一橋論叢』第 59 巻第 6 号、1968 年)690 頁、吉田祥朔『増補近世防長人名辞典』マツノ書店、2002 年、102 頁。

57) 拙稿「旧長州藩士笠井順八の企業家活動～士族授産と近代企業の形成～」(『エネルギー史研究』第 26 号、九州大学記録資料館、2011 年)の「表 3　所有株別株主分布状況」による。

58) 本章で使用したセメント製造会社規則は、「セメント製造会社規則」(太平洋セメント株式会社小野田工場所蔵)によった。

59) 田丸祐輔「明治初期における株主総会と株主の地位～少数株主保護に関する準備的考察～」(『一橋法学』第 11 巻第 2 号、2012 年)を参照。

60) 「笠井順八氏直話」、『世外井上公伝』第 3 巻(復刻)、605～618 頁。

表２－１　府県別士族授産金貸付件数と貸付金額

府県名	貸付件数	貸付金額(円)	府県名	貸付件数	貸付金額(円)
鹿児島	12	345,654	新　潟	7	53,000
広　島	7	265,700	三　重	2	50,000
福　島	5	242,311	茨　城	5	39,500
滋　賀	2	160,000	岐　阜	3	35,859
福　岡	11	158,245	和歌山	1	28,720
石　川	13	154,664	京　都	6	22,700
山　口	5	131,334	福　井	4	22,000
熊　本	13	130,200	栃　木	2	21,629
長　崎	12	128,425	千　葉	3	21,000
兵　庫	4	118,577	愛　知	1	20,000
山　形	6	111,576	宮　崎	2	20,000
岡　山	9	97,290	群　馬	12	19,434
高　知	3	95,000	埼　玉	4	19,000
東　京	2	93,300	富　山	2	11,909
島　根	3	86,087	徳　島	1	10,000
秋　田	4	82,532	佐　賀	13	9,300
青　森	6	78,000	大　阪	1	6,500
静　岡	10	71,000	岩　手	3	5,900
愛　媛	29	65,506	堺	1	3,000
大　分	7	62,692			
宮　城	2	59,236			
長　野	4	54,000	合　計	242	3,210,780

注:①貸付金額は起業基金・勧業委託金・勧業資本金の合計額で、金額の上位府県から掲出した。

②貸付件数および貸付金額は1879年から1885年までの7カ年分である。

③佐賀県と長崎県の県境が確定するのは1883年であるなど、明治前半期の府・県域はかなり流動的な部分がある。

④北海道(開拓使)関係は除いて集計した。

出所:『全訂改版　士族授産の研究』553～570頁より作成。

表２-２　木綿聚社の出資者

氏　名	出資金額(円)	備　考
林三介代理良輔	200	三介、百十銀行(12 株)
長屋藤一	200	家禄 139 石。百十銀行(12 株)
粟屋孫二	200	百十銀行(15 株)
内藤彦助代理左平	200	左平は殖鱗社社長で、セメント会社(2 株)
松岡齋	200	家禄 117 石。
高洲素輔	200	
中原佑	200	百十銀行(12 株)
玉井鼎	200	百十銀行(15 株)
八木勝彝代理平七	200	家禄 40 石。
山根恕	200	百十銀行(9 株)
福井信政	200	百十銀行(8 株)
湯浅真吾	200	家禄 128 石。セメント会社(3 株)
神代彦助	200	
児玉資信代理平馬	200	家禄 167 石。資信、百十銀行(12 株)
平賀万介代理春祐	200	万介、百十銀行(12 株)
井上貞亮代理弥七	200	家禄 250 石。
田中稔彦	200	
篠田武蔵	200	
井上李輔	200	家禄 150 石。
三浦芳介	200	
中村新一代理一介	200	新一、百十銀行(15 株)
合　計	4,200	

注:①出資金の合計額が本文(4,000 円)より多くなるが、史料のままとした。

②備考の百十銀行は、第百十国立銀行の所有株数を、セメント会社は小野田セメントの所有株数である。

出所:『萩乃百年』178 頁、『萩藩給禄帳』、藤津清治「士族就産会社としての『セメント製造会社』(小野田セメント株式会社の前身)設立頃の株主」、「国立銀行一件控」等より作成。

表２-３　第百十国立銀行の株主分布状況

所有株数(株)	人数(人)	人数比率(%)	持株(株)	持株比率(%)	株金額累計(円)
236～60	7	0.45	696	5.80	34,800
58～26	7	0.45	250	2.10	12,500
25～16	27	1.75	496	4.15	24,900
15～11	393	25.50	5,085	42.40	254,250
10～ 6	394	25.50	2,937	24.50	146,850
5～ 1	716	46.40	2,534	21.10	126,700
	1,544		12,000		600,000

出所:「国立銀行一件控」より作成。

表２-４　山口県下における政府授産金の貸付状況

借　受　者	結社名称	事業内容	貸付金(円)	貸付年月	返済方法	年利子	抵当	貸付資金
佃基清ら士族７名	覇城会社	物品海上輸送	30,000	1880. 5	５ヶ年据置、15ヶ年賦	４分	公債	起業基金
笠井順八ら士族 39 名	セメント製造会社	セメント製造	25,000	1880. 8	同　上	同上	公債	同上
県下褫禄士族 180 名	該当名称なし	開墾・養蚕等	15,000	1880. 9	同　上	無	無	同上
旧豊浦藩士族 2570 名	豊浦士族就産義社	開墾・雑工業	7,500	1883.11	５ヶ年据置、７ヶ年賦	無	公債	勧業委託金
山口県(困窮士族の為)	該当名称なし	養蚕等	53,834	1884. 5	５ヶ年据置、７ヶ年賦	無	無	勧業資本金

注:山口県が借受けた政府の勧業資本金の中から、さらに殖鱗社などの結社が貸付を受けていたものと推察される。

出所:『全訂改版　士族授産の研究』561 頁、『明治社会政策史』127・258 頁、『世外井上公伝』第３巻、570 頁、『山口県史　史料編　近代　1』558 頁等より作成。

表２－５　政府授産金の貸付を受けた士族授産企業の概況　(1889年末現在)

名　称	所　在　地	営業種別	創業(年)	資本金(円)	株主(人)	職工(人)
覇城会社	阿武郡萩町	海運	1880	30,000	不明	不明
セメント製造会社	厚狭郡須恵村	セメント製造	1881	57,150	130	105
豊浦士族就産義社	豊浦郡長府村	竹器、其他製造	1884	5,775	77	55

出所:『山口県第三回統計書』(山口県文書館所蔵)より作成。

表２-６　殖鱗社株主一覧　(1881年５月現在)

氏　名	株数	備　　考	氏名	株数	備　　考
乃美　宣	10		河口春三	1	
杉　民治	5	吉田松陰の兄	藤村義次	1	
内藤左平	5	社長、(木綿聚社)	湯浅真吾	1	(木綿聚社)
林　良輔	3	(木綿聚社)	口羽良介	1	阿武見島郡長
神代貞介	3		桂　秋一	1	
佃　基清	3	覇城会社創業者	内藤　刷	1	
小幡高政	2	第百十国立銀行頭取	山県吉之助	1	
糸賀外衛	2	取締役	末永嘉忠	1	
河野次郎	2		吉田右一	1	山口県庁幹部
井上李輔	2	(木綿聚社)	正木基介	1	
篠田武政	2		田中稔彦	1	(木綿聚社)
中村一介	2	支配人、(木綿聚社)	土井之喜	1	
河内庸平	2		井上　昌	1	第百十国立銀行取締役
平賀万介	2		岡本　実	1	
栗屋孫二	2	(木綿聚社)	村田文庵	1	
玉井　鼎	2	(木綿聚社)	豊田治平	1	萩町会議員
三浦芳介	2	(木綿聚社)	笠井順八	1	小野田セメント創業者
長屋藤一	2	(木綿聚社)	児玉久利	1	
高洲素輔	2	(木綿聚社)	田中　実	1	
児玉平馬	2	(木綿聚社)	祖武宗助	1	
山根　恕	2	萩町長、(木綿聚社)	合　計	80	株主数　41名

注:①この表は、1881年の５月のものであり、その後、株式の増額があり、創立時の同社の資本金額は3,260円である。

②備考には同社での役職と、その他の役職等で、判明しているものを記した。また、(木綿聚社)は同社の出資者である。

出所:「殖鱗社創立仮規則」(「品川弥次郎関係文書」国立国会図書館所蔵)、『萩乃百年』178頁、『萩市史』第２巻、『萩藩給禄帳』、『山口銀行史』等より作成。

表 2 - 7　セメント製造会社の金禄公債証書受給別株主分布状況　(1884 年 1 月現在)

金禄公債受領額(円)	人数(人)	人数比率(%)	持株数(株)	持株比率(%)	株金累計額(円)
1,000 以上	27	18.5	203	17.8	10,150
1,000 未満～800 以上	22	15.1	172	15	8,600
800 未満～500 以上	30	20.5	237	20.7	11,850
500 未満～300 以上	34	23.3	285	24.9	14,250
300 未満～	10	6.8	47	4.1	2,350
不　明　等	23	15.7	199	17.4	9,950
合　計	146		1,143		57,150

注:平民 1 名(20 株所有)は不明等に加えた。

出所:藤津清治「士族就産会社としての『セメント製造会社』(小野田セメントの前身)設立頃の株主」(『一橋論叢』第 59 巻第 6 号、1968 年)より作成。

表２-８　セメント製造会社借入金　(1883年６月～1884年１月)

借　入　先	金　額(円)	備　　考
政府拝借金	25,000	士族授産金として明治政府から借用
士族就産所	24,500	1883年以前より借入があるものと思われる
協同会社	17,436	1883年６月から同年８月までの２ヶ月間の借入金額
第百十国立銀行	3,700	同社取締の矢野清介の個人名義で、同行から融資を受ける
山口県勧業課	6,800	1884年以降は、学務課や会計課などからも借入を行っている

出所:「セメント製造会社第壱回報告」(太平洋セメント小野田工場所蔵)、『小野田セメント百年史』31～37頁、拙稿「旧長州藩士笠井順八の企業家活動～士族授産と近代企業の形成～」等より作成。

第３章　旧長州藩士笠井順八の企業家活動
～小野田セメントの創業と地域経済への関与～

はじめに

本章の目的は、旧長州藩士笠井順八によって創設された小野田セメントの創業の過程を追いつつ、主として同社の明治期の経営状況を考察していくことにある。さらに、笠井によって設立された近代産業の地元企業である小野田銀行や小野田軽便鉄道の設立過程と事業展開を検討し、小野田セメントとの関わりのみが取り上げられることの多い地方企業家笠井順八の行った、企業家活動の全体像の解明を目指したい。

わが国の近代化へ向けての歩みの中で、近代産業は欧米諸国から直接、わが国へ技術等が移植されたために初期の投資額が大きく、また欧米で発達した会社組織(主として株式会社形態の企業)の形で導入されることが多かったと考えられる[1]。

本章では、このような近代産業の一つであるセメント産業に着目し、セメントの生産を目的として旧長州藩士笠井順八が 1881(明治 14)年に創立した、わが国で最初の民営のセメント企業であるセメント製造会社(本章では、長年にわたって同社の呼称とされた「小野田セメント」と称する)を中心とした考察をすすめていく[2]。明治期のわが国では、建築・交通・土木等の建造物に使用する煉瓦が広く普及するとともに、煉瓦等の接合素材となるセメントの需要も大きく伸長した。しかし、セメントはこれまでのわが国に存在しなかった新産業の分野であり、その製造には当時にあっては高度な技術を必要とした[3]。したがって、小野田セメントはセメントという商品を製造するために、西洋式の製造過程を具備した工場制度を構築した[4]。同社は、こうした工場制度という生産設備を有する、わが国で最も早期の民間企業としても位置付けられる[5]。

『山口県政史　上』においても、「本県の近代産業の芽ばえは、在来産業の集中堆積の上に発展したものではなく、維新後の社会組織の変化に即応して、士族の自立運動を温床としているところに特色がある」と述べて、その代表的な事例として小野田セメントをあげている[6]。同社の立地した小野田(現在の山口県山陽小野田市)は、山口県における「近代産業の発祥の地」ともなっている[7]。こうした小野田セメントについては、これまでにも『創業五十年史』や『小野田セメント百年史』といった社史が刊行されているほか、藤津清治や米倉誠一郎等による多くの先行研究が蓄積されている[8]。しかし、社史を含めてこれら

の先行研究は小野田セメントとの関連で笠井を取り上げたものである。本研究においても小野田セメントの創業の経緯や資金の調達過程は、明治政府の士族授産政策と関連して前章ですでに検討し、士族の果たした役割について確認している。

そこで、本章では小野田セメントを含めた笠井順八の企業家活動に焦点を置き、小野田セメントで果たした笠井の役割を考察する一方で、笠井が創設や運営に関与した小野田銀行と小野田軽便鉄道について検討していく。この2社は小野田セメントとともに地域経済の中で極めて重要な役割を果たした金融機関と鉄道会社であった。これらの企業を通して笠井の企業家活動を解明していくが、その際、笠井順八の地方企業家としての限界にも触れた考察をすすめていきたい。

第1節　笠井順八の履歴と小野田セメントの創業

1　誕生から幕末期の笠井順八

笠井順八は1835(天保6)年5月5日に長州藩の下級藩士有田甚平の三男として、萩城下の河島庄にあった役宅で生まれた[9]。1841(天保12)年に同じ下級藩士の笠井英之進の養子となり、1847(弘化4)年に藩校明倫館へ入学した。その後、1855(安政2)年には藩命により、相模国三崎(現在の神奈川県三浦市)へ置かれた諸外国の来航に対する沿岸警備の施設である御備場の警衛役を任じられている。これ以後、長州藩の諸役を歴任していくことになる。

警衛役の任を解かれて萩へ帰郷した翌56年には、呉服方および御用紙方の役職を命じられている。呉服方は呉服類の保管を行う役職であり、御用紙方は藩の専売品である紙類に関する出納と販売を行う役職であった。笠井は、その後も御蔵元両人所の筆者役や御撫育方元締役さらに御蔵元元締役(のちに会計局庶務方助役と改称)などのどちらかといえば会計を主として担当する役職を歴任していくのであるが、こうした役職の経験が後年の企業家笠井順八の誕生に大いに役立つことになった。

笠井は1863(文久3)年に前述した御蔵元両人所の筆者役に任じられるとともに、筆者役在任中に赤間関御用所詰を命じられている。そして、翌64(元治元)年のイギリス・フランス・アメリカ・オランダによる四国連合艦隊下関砲撃事件を目撃し、欧米列強の圧倒的な軍事力を目の当たりにするとともに、欧米列強の技術力に強い関心を抱く契機となったと言われている。

2　明治維新以後の笠井順八とその経営理念

明治維新以後は長州藩出身者が政府の要職を占めるようになり、笠井にも政府で働くように勧誘があったが、結局のところ笠井は地元の山口を離れることはなかった。この時期の長州藩出身者は希望すれば、明治新政府で雇用されるチャンスはいくらでもあった。しかし、笠井のように地元に留まるものと上京するものとを分けた理由の一つとして考えられるのは、地元に残ることで郷土の発展に聊かの役に立ちたいという強い思い入れによるものと推察され、このことはその後の笠井の行動からも充分に窺うことができる。

地元に留まった笠井は、1871(明治 4)年の廃藩置県により新たに設置された山口県の官吏(少属)となって、まずは旧萩藩および旧 4 支藩の残務処理を担当した[10]。その後は、県の勧業局長に命じられるなど主として県下の勧業政策を担当することになったのである。しかし、1874 年に藩政時代からの貯蔵金である修補米金の勧業政策への利用方法をめぐって、士族と平民(農・工・商)への分割を主張する木戸孝允案と、一括した形での利用を考えていた笠井案が対立し、時の中野県令によって木戸案が採用されることになった。笠井なりに県民のことを考えたプランが退けられたことにより、官吏としての限界を感じた笠井は、この件をきっかけにして官吏を辞職し、笠井個人の力で殖産興業に関わることはできないかと模索していくようになった。

翌 75 年、木戸案によって平民のために創設された協同会社の石造りの倉庫が山口の亀山平蓮寺の西隣(現在の山口市)に新築され、この倉庫を見学した笠井は石と石を接合するために使用されているセメントに非常な関心を示したと言われている[11]。それから数年後に阿武郡出身の旧長州藩士で当時工部省営繕頭をつとめていた平岡通義が帰省中に、工部省で製造していたセメントのことを郷里の人々に話し、これを伝え聞いた笠井は士族授産の途を開く方法としては、セメント事業が最も適当であるとの考えを抱くようになった。

そして、郷里の先輩でもある井上馨からセメント製造に向けての強い勧奨と支援もあって、1880 年に工部省深川工作分局を訪ねてセメントの製造に関する実地指導を受け、会社設立の準備を着々と進めていき 1881(明治 14)年に地方官(山口県令原保太郎)からの許可をえて、セメント製造会社を創立して初代社長に就任したのである。

こうした笠井の経営理念の一端を山口県令関口隆吉宛に出された下記の「就産金拝借願」[12]から読み取ることができる。

私共籍ヲ士族ニ辱シメ、素餐ノ謗ヲ免レ自営力食ノ道ニ就ント欲シ、数年来精思熟慮シ近来一時ノ目的ヲ達ス可キ者ヲ得依テ有志者ト相謀リ一社ヲ結合シ、協心戮力、下ハ各

自ノ独立ヲ得、上ハ輸出入ノ差ニ於テ国ノ為万一ヲ補フ有ントス(中略)「セメント」ノ需要日々多キヲ加フルト雖モ、只東京ニ於テ製造ノ御着手有ルノミニテ、他ニ之ヲ製スルヲ聞カズ、故ニ輸入ノ額年一年ヨリ増進シ、外国ノ泥土ヲ以テ金貨ニ交換スルハ、実ニ国ノ為ニ慨嘆スルノミ(後略)

この史料の後半には「同志ノ自営力食ヲ謀リ、世間供給ノ不足ヲ補ヒ、外ハ輸入ヲ防遏シ、国益ヲ興スベシト」の文言も見え、笠井の経営理念としてセメント業を興すことは士族授産(「同志ノ自営力食」)と国益にも適った一石二鳥の役割を果たすものという考えがあった[13]。また、小野田セメントの原始定款といえる「セメント製造会社規則」[14]の第1条第3節からも窺えるように、笠井は「外国泥土ヲ購フ輸入ヲ防遏」するために「我国ノ泥土ヲ以テ外国ノ金貨ヲ輸入シ国民タルノ義務ヲ盡」すことを目的の一つとしていた。

3　小野田セメントの創業と業務運営体制の構築

(a)小野田セメントの創業と工場の建設

笠井が小野田セメントを創業するにあたり、前頁で考察した彼の履歴からもわかるように、彼は企業を立ち上げていくほどの資金は持ち合わせていなかったと思われる。藩政時代を含めて山口県の官吏として過ごしていた頃の笠井は、非常に生真面目な能吏としての姿をイメージすることはできるが、下級藩士の家に生まれた笠井に独力で新産業の企業に投資するだけの資力は無かったといえよう[15]。彼の履歴からもセメント製造会社設立に向けて事前に資産の増殖等を行ったような形跡を見いだすことはできず、したがって手持ちのない笠井が企業を立ち上げるために利用したのが合本形式を活用した企業制度と明治政府の士族授産金であった。

笠井は工場の建設費を含む創業に必要な資金として6万1,600円の借入を政府に申し込んでいるが、その半分以下の2万5,000円しか政府から貸付けられなかった。これでは創業資金がまかなえないので、笠井らは当面必要な資金を現金ではなく国立銀行と同じ金禄公債証書等の出資による株式(1株50円)の発行によって資金を調達する方法を考案して、株主の募集を行い創業資金となる資本金5万7,150円を調達した[16]。

表3-1は、創業初期の小野田セメントの主要株主を一覧表にしたものである。この表からも分かるように同社の筆頭株主は80株を所有し初代社長に就任した笠井順八である。笠井につぐ株主が21株の勝間田稔(旧萩藩士、愛知県令等を歴任)、20株の小林秀知(旧萩

藩士、三池鉱山局長等を歴任)であるなど、笠井の他に特定の大株主が見あたらないのが創業当初の同社株主の特色である。株主の全員が山口県内に居住し株主総数 146 名のうち族籍が平民なのは 1 名のみで、若干族籍が不明な者もいるが、株主の殆どは旧萩藩の士族であった[17]。

また、表 3 - 2 は創業初期の財務状況をあらわしたものである。貸方の興業費は工場の建設費を含めた設備資金であり、「セメント製造会社　第二回報告」によれば、当初は 3 万円を予定していたが物価の騰貴や計画当初にはなかった建物等の建設費も加わって 7,000 円以上も増加している。創業費は「請願ニ付東京往復ノ旅費」や「東京深川セメント場エ職工ヲ入込セタル経費」等の諸経費であった。創業初期の会計処理で特徴的なことは、借方の「借入金 5 万 8,000 円」の記載方法である。本来ならば「借入金」ではなく「資本金」と書かれるところであるが、笠井等は出資方法が現金ではなく出資者から借入れている金禄公債証書等であることから費目を借入金として処理していた。この金額に政府からの拝借金 2 万 5,000 円と、山口県士族のために設立された就産所からの借入金で返済を免除された 5,360 円を加えた金額が、創業当初の設備資金等の総額となっていた。

様々な苦労を重ねながら創業資金に一応の目処がついて、株式会社組織の企業を立ち上げた笠井等が、工場建設に着手したのは 1882(明治 15)年に入ってからである。では、何故に工場の建設地に小野田(当時の地名は山口県厚狭郡西須恵村小野田新開地三十一)が選ばれたのか。もともと萩出身の笠井にとって、次のような合理的な理由があった。

まず、同社の建設地は笠井の出身母体である旧萩藩領に属し、明治初年に石炭の採掘を目的として、藩によって沿岸部に造成された干拓地であった。藩の解体等もあって石炭の採掘が中止されたために土地は次第に荒廃したが、この土地は工場を建設するためには十分な広さがあったうえ、荒廃していた土地のため廉価で入手できた。次に、セメントの原料である粘土は近郊の有帆川や厚狭川の川底から採取し、石灰石は対岸の豊前恒見(現在の福岡県)から調達でき、海に面していることから船による石灰石の輸送や製品(セメント)の積出にも適していた。また、燃料の石炭も技術の改良で当初は紀州や天草から取り寄せていた無煙炭に代わって、地元産(厚狭郡内各地)の石炭が使用できるようになり[18]、笠井自身も後年になって「何レヨリ考ヘテモ小野田ガ一番ト思フノデ、愈工場ヲ小野田ニ置クコトニシマシタ」[19]と述べている。

こうして選定された用地に工場の建物(木造瓦葺または木造枌葺)や水道・水溜などは 1882 年に竣工したが、大阪砲兵工廠や神戸工作分局(兵庫造船局)へ注文した蒸気機関等の

器械類の納期が遅れ、また竪窯(徳利窯)や沈殿池に使用する煉瓦の製造が順調に推移しなかったために工場の建設は翌 83(明治 16)年にずれ込み、同年の 3 月になって工場の全設備が完成した[20]。

製造設備の中でも竪窯はその形状が酒徳利に似ていることから、徳利窯とも呼ばれ地元で製造された 12 万 5000 個の煉瓦を使用して建設された。原材料の石灰と粘土(泥土)を 7 昼夜かけて焼成するための施設で、焼成作業終了後に焼塊を取り出して粉砕し、セメント風化倉で充分風化させて樽詰めされたのである[21]。

セメントの製造は 1883 年 6 月より開始されたが、製品の生産に不慣れなために失敗を重ね、成功したのは 7～8 月頃であった。こうした工場の建設や製造のための技術指導については、官営工場から積極的な支援を受けて進めていったが、これは井上馨の配慮によるものであった[22]。また、セメントの販売に関しては、同年 9 月に初めての注文が地元の建築業者からあり、その後は、兵庫造船局から大量の注文が舞い込むなど、販路も次第に開拓されていった[23]。

(b)業務運営体制の構築

創業初期の同社の経営組織については「セメント製造会社規則」の第 4 条第 1 節に「会社ノ役員ヲ設ル左ノ如シ」とする、次のような記載がある[24]。

一　社　長　一名　　月給四拾円

社長ハ総株主ヨリ株数十以上所有スル者ノ内ヲ投票ヲ以テ相定メ株主中ヨリ第三号雛形ノ委任状ヲ渡シ三ヶ年ヲ一期トス、抑モ製造品ノ良好ハ本社盛大ニ至ルノ基礎ニシテ元質品購入ヨリ製造品売却ノ手続其当ヲ得ト得サルトハ本社興廃ノ係ル処而シテ当初建築ノ業モ亦得失鮮少ニ非ス、万事公平ヲ旨シト私情ニ流レス本社ノ利益幸福ヲ謀リ政府ノ恩恵ニ報スル所以ヲ慮リ、本社一切ノ事務ヲ整理シ株主ヲシテ不満足ナカラシムルノ責ヲ負フヘシ

一　取　締　二名　　日給壱円

社長同様株主ノ投票ヲ以テ之ヲ定ム、社長ノ謀議ニ参スト雖モ株主中ノ為ニ本社ノ計算営業ノ得失社員ノ勤怠ヲ監視スルノ責ヲ負フヘシ

但、不時本局ニ出張スル者トス

一　技　長　一名　　月給参拾円以下

社長ノ補翼トナリ製造ノ品位器械ノ便否元質ノ善悪技手職人ノ勤怠ヲ監視シ当初建築ノ業ヲ担任ス、而シテ社長不在ノ節ハ代理ヲ兼掌ス

一　出納方　無定員　月給弐拾円以下

社長の指揮ヲ受ケ現金ノ出納ヲ明ニシ毎月計算表ヲ造リ置六ヶ月毎ニ報告表ヲ作リ遅クモ翌月中ニハ株主中へ分配スヘシ、製造品売捌所ヲ設クル時ハ該所ニ出張シ事務ヲ担当シ或ハ公債掛ヲ兼掌スルコトアルヘシ

一　技手兼場内監督　無定員　月給拾五円以下

社長技長ノ指揮ヲ受ケ技術ヲ整理シ、場内万般ノ取締ニ注意スヘシ

一　公債掛　一人　月給拾五円以下

社長ノ指揮ヲ受ケ資本公債証書株券等ニ関スル一切ノ事務ヲ整理シ、公債利子ヲ株主ニ分賦スルヲ本務トシ、出納方ヲ兼掌スルコトアルヘシ

一　手　代　無定員　月給拾円以下

社長ノ指揮ヲ受ケ本社ノ簿記并内外書往復ノ文書ヲ整理シ、出納方技手公債掛等ノ補欠ニ充ツヘシ

この規定から窺える創業初期の小野田セメントの経営組織は、社長の笠井が会社の経営全般を統括し、一応の管理機能が整っていたといえる。取締ではない技長が会社の副社長的な役割を担っているが、これはセメントの製造を事業活動としている同社にとって、技術者の存在が何よりも重要であったことによる。そのため工場の稼働を優先する必要があり、工場は技長に直属した下部組織である「技手兼場内監督」の管轄のもとに置かれていた。

給与が日給制の取締は非常勤であったため、同社の日常の意思決定は笠井がほぼ単独で行なっていたようである[25]。創業初期の同社は、こうした笠井を中心とした経営陣によって運営され、笠井をはじめとした役職者は表 3 - 3 からも窺えるように全員が旧長州藩士であった。また、この組織の中で目を引くのが公債掛の存在である。金禄公債を資本金として組み入れた創業初期の同社にとっては、このような掛かりがどうしても必要とされたのであり、これも創業初期の特徴といえよう。

会社の運営はこれら 10 数名程度の職員と工場で働く工員によって担われていた。同社の目的が士族授産にあることから、60 名前後と推定される創業初期の従業員のほとんどは旧長州藩士であった[26]。

第2節　小野田セメント成立後の運転資金の調達と経営危機の発生

1　小野田セメント成立後の運転資金の調達

会社の設立資金は、政府からの士族授産金の貸付等でなんとか調達したが、工場が稼働するようになってからの会社の運転資金の調達も、笠井にとって重要な問題であった。会社成立後の1883(明治16)年以降で、小野田セメントへの主要な資金の供給先となるのが、第百十国立銀行と山口県そして個人からの借入である。第百十国立銀行(資本金 60 万円)は、笠井の出身母体である旧萩藩士等に下付された金禄公債をもとにして、1878(明治11)年に設立された地元の国立銀行である。銀行への出資者の多くは旧萩藩士であり、銀行の運営も旧萩藩士が中心的な役割を担っていたので、笠井にとっては、人的な繋がりの面からも大変心強い存在で、同社への資金の供給を可能としたのである。

表3‐4は、1884(明治17)年から1890(明治23)年までの第百十国立銀行からの借入額を示したものである。同行は、1879(明治12)年から営業を開始しているが、小野田セメントとの関係を裏付けられるのは1884年からで、それ以前のことは不明である。同表から、1884年中に1万7300円の借入れがあり、翌85年には3万1390円に借入額が増加するとともに、同年 11 月には、笠井個人の土地を担保として第百十国立銀行との間でセメント製造会社社長笠井順八名義の当座貸越契約が結ばれている[27]。

1885(明治18)年6月現在で、小野田セメントは第百十国立銀行から合計で2万8,990円の借入があり(表3‐4)、この金額は当時の小野田セメントの全借入額の約33%を占めている。小野田セメントと第百十国立銀行はともに山口県内の士族授産を目的として設立されており、第百十国立銀行に集積された資金が小野田セメントへ融資されることにより産業化のための資金へと転化していった。また、表3‐5から1890(明治23)年には1年間で4万2656円の借入が行われるなど、創業から1890年代前半頃まで小野田セメントが取引できた銀行は、第百十国立銀行のみであり、形成期の小野田セメントにとって第百十国立銀行の存在は、会社の存続を左右しかねない程の重要性をもっていたのである。

次に、山口県との関係であるが、第1節で考察したように、笠井は明治維新後、山口県の官吏として県下の勧業政策を担当していた時期があった。こうした笠井の経歴や、県の官吏には第百十国立銀行と同様に旧萩藩士が多く登用されていたこと、同社の創設の目的の一つが、前述した士族の「自立力食」という士族授産の側面を強くもっていたことなどから、県からもかなりのバックアップを受けることができた。

表3‐5は、1883(明治16)年から1889(明治22)年までの山口県からの借入金を一覧表に

したものである。県庁の事務機構は廃藩置県以来、何度か改編されているが、1883年から86年までは主として勧業課が窓口となる一方で、学務課や会計課などからも借入れており、県が一体となって小野田セメントを支援していた様子が窺える。こうした山口県からの借入のうち、1888(明治21)年が7万5,250円と特に多いのは、ドイツに発注していた乾式法セメント製造機械を使用したセメントの製造が同年から開始され、その製造機械の代金を支払うためであった[28]。

このように県から手厚い借入を行なうことができたのも、県の勧業局長を務めた笠井社長のもとで、士族授産を掲げた小野田セメントだからこそといえよう。したがって同社は、私企業というよりは県の外郭団体のようなところもあり、創業初期については一種の公社的機関としての性格も有していたと考えられる。

2　経営危機の発生と笠井の退陣

小野田セメントは山口県における士族授産企業としてスタートした会社であり、同社が設立されるまでの過程で長州藩出身の元老井上馨から多くのアドバイスや支援をうけていたのは前述した通りである。井上の伝記にも「小野田セメント会社の設立経営には、公の指示画策に俟つたものが多かつた。同会社の今日の隆盛を見るのは、もとより笠井等の熱心に事に当たつたのに因るのは勿論であるが、亦公の援助が縁をなして居ることを挙げねばならぬ(中略)公が同会社への援助については、なほ(明治)二十四年、旧藩主毛利家を慫慂して株主とならせ、更に二十五年、工場拡張に伴ふ増資に際しても亦毛利家に薦めて応募せしめ、又三井物産会社をして製品の一手販売をなさしめ、販路を拡張せしむることに努めたことなどは、公が偏に同会社を発展せしめる誠意に出でたものに外ならぬ。公と小野田セメント会社との関係は、晩年まで及んでゐるが、とにかく同会社が順調に発展して、今日の如く事業界に重きをなすに至れるのは、直接には笠井父子(順八と真三…引用者)相続いての努力にあれども、間接には公の援助に俟つものが多かつた」[29]と記されており、井上馨と小野田セメントの深い関わりを推察することができる。

井上馨は「雷親父」の異名をもつほど何事にもうるさい人であったといわれるが、ひとたびこれはと見込んだ人物や事業などに対しては、徹底的に世話をする反面で干渉もするといった性格であった[30]。

まず、小野田セメントの大株主の変遷を表3-6からみていくと、井上の伝記に書かれているように井上の勧奨により明治中期には旧長州藩主の毛利元徳(毛利宗家)が筆頭株主

となり、社長である笠井の所有株数を大きく上回っている。その後も、毛利宗家や分家筋の旧岩国藩主吉川経健や旧長府藩主毛利元敏などが株主として名を連ねており、資金調達面で井上の口利きによると思われる華族資本(主として毛利家関係)が同社にとって極めて重要な資金の調達先であったことがこの表からも窺われる。こうした華族資本の導入は、井上が小野田セメントを安定した投資先と考えていたからにほかならない。また、大株主には筑豊御三家の一つ貝島家の一族(貝島六太郎・貝島嘉造・貝島栄三郎・貝島太市)の名前が散見されるが、貝島も小野田セメントの笠井と同様に井上馨と深い繋がりがあり[31]、こちらも井上の口利きにより株主として名を連ねていたといえよう。

このように明治期を通して資金面においては井上の関与もあって順調に推移しつつあったが、1900年代の初頭に重大な経営危機に直面することになった。その一つは、1900(明治 33)年に発生した過剰生産を原因とする恐慌である。日清戦争の戦勝景気にのって企業熱が加熱していく中で小野田セメントも新工場を建設した。しかし、不況による販売不振と新鋭の工場も不慣れなために充分な稼働ができない有様であった。この経営危機に対して井上馨は笠井社長や重役陣に企業経営上の責任をどのように取るのかを詰問している。二つ目は、1901(明治 34)年 5 月に発覚した宗像事件である。宗像商店は、小野田セメントと取引のあった大阪の商店で、小野田セメントの株主としても名を連ねている。この宗像商店が預かっていた小野田セメントの約束手形を私用目的で振り出し、小野田セメントに約 16 万円の損害をあたえたというもので、この二つの経営問題に対して笠井順八は社長の辞任と私財すべての提供を同年 11 月に開催された臨時株主総会で申し出て承認されている[32]。

表 3 - 6 からもこのことを裏付けるように笠井は大株主から外れ、経営の主体者も笠井から河北勘七にかわっている。そして、同社の危急を救うべく井上の口添えで小野田セメント製品については、三井物産が一手販売を行うことになり、大株主として三井物産が名を連ねるようになった。その後、明治末には三井合名会社が小野田セメントの筆頭株主となり、1912(大正元)年の三井合名と三井物産の所有株式は小野田セメントの全株式(3 万株)の約 14%を占めるまでになっている。こうした財閥資本の経営への参入によって小野田セメントはさらなる大規模化を遂げていくことになった。

しかし、経営戦略の面では 1914(大正 3)年に持ち上がった北海道セメントとの合併問題について、小野田セメントの経営首脳陣や三井側は乗り気であったのに対して、井上馨は再建整理が必要な北海道セメントとの合併によって小野田セメントの経営が圧迫されるこ

とを憂慮して反対した。そのためこの合併話は小野田セメントに代わって浅野セメントが引き受けることになり、翌 15 年に浅野セメントが北海道セメントを合併した[33]。井上の 1912 年の持株数は 150 株で[34]、持株数からいえば会社の経営に嘴を挟むことは到底できないと考えられるが、小野田セメントへのこれまでの関わりもあって、社外のステーク・ホルダーである元老井上馨が時として同社の意志決定者として無視できない存在となっていた。

なお、表 3 - 7 で 1912 年の地域別株式分布状況を示している。株主数では圧倒的に山口県在住者が多いが、道府県別の持株比率では東京府が最多で、山口県はその次となっている。これは筆頭株主の三井合名が東京府に所在することや大株主の毛利元昭、大村徳敏、吉川元光、毛利五郎といった山口県にゆかりのある人々が東京府内に居住していることによる。しかしながら、創業初期の株主が県内在住者のみであったのに対して、内地では北海道から鹿児島まで、さらに外地の朝鮮や関東州まで広く株主が分布するようになった。これは小野田セメントの外地(大陸)への進出が本格化していくためである。こうした株主の裾野の広がりで、増資等の株式を通じての資金調達をより有利に展開することができるようになるとともに、地方企業の枠を脱皮していったのである。

以上は、小野田セメントの創業から笠井の退陣までを中心にして考察してきた。笠井は小野田セメントの経営が次第に軌道に乗るようになった 1893(明治 26)年に、セメント事業に対する功労が認められて藍綬褒章を受賞している。

しかし、同社の企業規模が拡大していく中で、次第に笠井の経営者としての限界が露呈していく。小野田セメントの公称資本金は、1892 年に 10 万円に増資し、さらに 1898 年には工場の設備増設等もあって、6 年間という極めて短期間に公称資本金を 10 倍の 100 万円にと大幅な増額を行って企業規模を拡大していった(表 3 - 14 を参照)。資本金 100 万円の企業は当時にあっては大企業と称しても差し支えない資本金額であろうが、こうした業容の拡大に地方企業家である笠井が経営者としてうまく対応できなかったことが、同社の経営危機を惹起させ、宗像事件も経営者としての監督が不十分なところがあったが故に起きたことで、この点も経営者としての資質に関わる重要な要件であった。あたかも 1900 年前後は、都市部を中心とした工場地帯の形成もあって経済活動を展開していく場が、地方から都市部へと転換しはじめていた頃であった[35]。小野出セメントもさらなる発展を遂げていくために、こうした時代の流れを受けて新たな経営者を必要したともいえよう。

笠井は経営不振と多額の使い込みの責任をとって社長職を辞任したが、自分が生み育て

た会社をこのような形で去ることは、笠井にとって断腸の思いであったに違いない。笠井自身はこれ以後小野田セメントの経営に直接関わることはなかったが、次男の真三がその後同社の社長に就任して父親にかわって小野田セメントの発展に大きな貢献をなしている。

笠井順八はこうした小野田セメントの創業者としてのみ語られることが多い企業家であるが、実際には以下で検討していくように、小野田銀行や小野田軽便鉄道などの地元の地方企業の設立や運営にも深く関わりつづけ、小野田地域の産業の発展に大きな足跡を残して、1919(大正 8)年 12 月に死去している。享年 85 歳であった。

第 3 節　小野田銀行の設立と経営状況

1　小野田銀行の設立と笠井順八

株式会社小野田銀行(以下では、小野田銀行と称す)は [36]、笠井順八が小野田セメントの社長在任中の 1898(明治 31)年頃から設立にむけた計画が進められるようになり、表 3 - 8 のメンバーが設立発起人として具体化していった。同表から 300 株を引き受ける笠井が筆頭株主となっているが、小野田セメントの創業時には資金の調達に苦労した笠井も、小野田セメントの経営が安定していくのにともなって、次第に金銭面でもゆとりが生まれてきた様子を窺うことができる。また、この表に名前のある人々は地元の名士といえ、笠井も小野田セメントによる地元への貢献から、地方の名士として認識されるようになったといえるだろう。

小野田銀行が設立されるまでの経緯について、設立発起人として名を連ねている初代須恵村長の掛部治助は後年、次のように回想している [37]。

> 偖小野田にも世の中の必要なる機関は略揃ひましたが、欠けたる物が金融の機関である、銀行が開けて居りません。差向き商業家杯は非常に困られました。色々有志者より翁(笠井順八…引用者)に願て茲に銀行を一ヶ所設立して戴きたいとて頻りに申立られ然るに翁の曰く、銀行の事は予も是迄従事したる事なし、幸ひ友人の木梨信一君が丁度百十銀行(1898 年に第百十国立銀行から改組…引用者)の頭取中であるから、事の序に尋ね見てやらんと申事、適々翁と木梨君御会合の機会がありまして、翁は小野田地方有志者が活望して居る銀行設置の事を尋ねられました所、木梨君の答に、田舎であるから余り大きいの事は能く無きも、土地に相応したる事なれば御発起なるもよからん、(中略)翁は帰省さるや否地方有志者を集め事の由を話されし所、直に一決翁其他三五之人を発起者と

して其筋へ銀行敷設の事を願出られました(後略)

この掛部の回想からすると、小野田銀行は地域の有志より笠井に設立したい旨の要請が何度かあり、笠井がこれを受けて友人の百十銀行頭取木梨信一に相談し、木梨からアドバイスをうけつつ銀行の設立が実現されることになった。笠井自身も企業家として金融機関の必要性は痛感していたものと思われるので、設立に向けた話しは順調に進んでいったといえよう。

この回想に笠井の友人として登場する木梨信一は、1840(天保 11)年に長州藩士で大組(上級藩士)に属する木梨求馬の嫡子として萩城下で生まれた[38]。幕末維新期には藩政の枢要に関係し、明治初年には大蔵少輔伊藤博文の渡米に同行してアメリカの銀行制度等を視察している[39]。帰国後は、山口県参事や同大書記官となる一方で、旧長州藩士が中心となって設立した第百十国立銀行の運営に関わり、1890 年に第百十国立銀行の第 3 代頭取に就任している。

このように木梨と笠井では、年齢も笠井の方がうえで、藩政期には上級藩士と下級藩士という家柄の違いもあったので、明治以降の県庁勤めの過程で二人は知り合ったのではないかと推察される。小野田銀行の設立に際しては、大蔵省への交渉をはじめとして何かと木梨が笠井等の相談にのったであろうし、設立後は、百十銀行から行員を招いて、事務に関する講習などが行なわれている。第百十国立銀行と小野田セメントはともに旧長州藩士を中心とした士族授産機関として創設されているが、小野田銀行に対しては、百十銀行の木梨と小野田セメントの笠井という個人的な繋がりが、有効に機能して百十銀行から応分の支援がうけられるようになった。

こうした経過をへて、設立にむけての準備が一応整った 1899(明治 32)年 1 月に笠井等は、次のような設立願を大蔵大臣の松方正義に提出している[40]。

株式会社小野田銀行設立願

曩ニ株式会社小野田銀行設立発起願出候所、明治三十一年十一月十九日付ヲ以テ御許可相成候ニ付、株主募集ノ手続ヲ経テ十二月十二日創業総会開設候所、発起仮定款ノ内第三十六条通常総会ニ於テ金額決議候事ニ相改メ、其他仮定款通リ満場一致ヲ以テ決議致、創立ニ関スル一切ノ手続ヲ完了致候間、設立御許可被下度、依テ左ニ営業科目資本金額并ニ存立時期ヲ揚ケ、別冊目論見書及定款株主申込簿写発起御許可書写相添へ、此段相

願候也

明治三十二年一月十一日

株式会社小野田銀行発起人　　(以下、略)

この設立願は、1899年2月27日に認可され、同年4月26日に資本金10万円(払込資本金2万5000円)の株式会社小野田銀行が、厚狭郡須恵村第732番屋敷(現、山陽小野田市)に開業し、初代頭取には笠井順八が就任した。小野田銀行は、山口県内に本店を置く銀行としては17番目の銀行であり、設立許可時の資本金では第百十国立銀行(60万円)、防長農工銀行(60万円)、馬関商業銀行(30万円)に次ぐ規模の銀行であったが、山口県でもその後、銀行が族生し、資本金額では県下の中堅銀行として位置付けられる[41]。

取締役には設立発起人がそのまま就任しているが(表3-8)、これらの人々は銀行経営には全くの素人であったと思われる。しかし、地域の有力者である彼らの信用力が預金の獲得にあたっては有形無形の大きな力を発揮することになった。表3-9は同行の開業初期の財務状況である。開業から2ヶ月しか経過していないが、この当時は山陽鉄道株式会社による鉄道の敷設にともなう資金の散布もあって、6万円を超える預金を獲得しているが、こうした預金の獲得に地域の有力者が名を連ねた取締役の存在があったといえよう。なお、この預金の多くは貸出先が見いだせないためか小野田セメントへの一時的な預け金として運用されている[42]。

2　小野田銀行の経営状況

前述したように創業当初の同行は頭取の笠井をはじめとして、経営陣にとって銀行「業務杯の事は経験に富なき人計り」[43]であったが、開業時から同行の業務は快調な滑り出しを見せたといえよう。小野田セメントへの一時的な預け金をするなど、おそらく同行と小野田セメントは相互補完的な関係にあったものと考えられる。

開業から2年後の1901年には普通銀行業務の他に、貯蓄銀行業務を兼営している。これは地元住民や小野田セメントで働く従業員のために、勤倹貯蓄を涵養して、少額でも継続して貯蓄することで生活の安定を計ろうとするものであったが、1921年に公布された貯蓄銀行法で普通銀行と貯蓄銀行の兼営ができなくなったため、同年で貯蓄銀行の業務を廃止した。

同行は営業活動が軌道に乗ってくると、1899年10月の埴生出張所(現、山陽小野田市)

を皮切りにして、1900年に田部出張所(現、下関市)、1909年には滝部出張所(現、下関市)の開設と店舗網を拡大している。1912(大正元)年の営業報告書には「本行及出張所共本期間営業ノ概況ハ、総預リ金前期ヨリ一割八歩強ノ増加ト貸付割引等ニ於テ亦弐割程ノ増加ヲ示セル故順次発展ト云フノ外ナキカ如ク、米価ノ暴騰諸色ノ高価等ニモ拘ラス為替ニ於テ各地へ向ケタル金額、前期ノ二拾五万壱千円ハ三拾万五千円トナリ受金額六万七千円ハ九万九千円トナリタルヲ以テ、推測スレハ進歩スルモノヽ如シ」[44]と記されているが、これは同行の本店所在地における小野田セメントの発展と、店舗の増設にともなった預金や貸出金の増加に加えて、頭取笠井順八等の経営陣による堅実な業務運営によるものといえる。

表3-10は同年(1912年)の店舗別金銭出納状況である。同行が出張所を開設したところは、藩政期より商業(田部、滝部)や漁業(埴生)の要地であるにもかかわらず、この頃まで金融機関が存在しなかったところであった。笠井等の経営陣はこうしたところに眼を付けて支店網を展開し、本店に次ぐ預金高のある田部出張所をはじめとして、支店網の構築という経営戦略が成果を上げていることが窺える。

さらに、同行の経営状況を表3-11の主要勘定の推移から検討していくことにする。先ず目に付くのが、預金と貸出金の著しい増加であり、表3-11に掲出した22年間で預金は約20倍、貸出金も約24倍と大きく伸展している。貸出先の一つである小野田セメントは同行から1900年に約3万7,000円を借入れており、これは小野田セメントの同時期の全借入金高の約2割に相当する額であった[45]。そして、毎年かなりの好収益を得ながら株主への配当は1割程度に抑え、もっぱら内部留保に努め、1919(大正8)年には資本金10万円を全額払い込んだ込うえで、翌20年には40万円の大幅増資を決行して、資本金を一挙に50万円(払込資本金20万円)に増額していることからも、同行の業容は順調に推移していたといえよう。

しかし、第一次世界大戦後の戦後恐慌を機に、山口県内でも銀行の体質強化を目的にした銀行合同が伸展し、1921年9月には山口県知事の呼びかけで「山口県銀行合同期成研究会」が設置され、県の強い勧奨のもとで銀行合同が進められていった。小野田銀行は業務面では何等の問題も無かったが、県下銀行の大同合同に参画することにして、1923年6月25日をもって小野田銀行と深い繋がりがあった百十銀行と対等合併して、小野田銀行の本支店の店舗と行員は百十銀行に引き継がれた。

このように小野田セメントの退陣後に、笠井が最も心血を注いだのが小野田銀行の経営であった。小野田セメントで養った経営のノウハウを生かしながら、地方企業家の笠井に

とって彼の経営手腕が発揮されやすい規模の企業経営が行い得たのが、小野田銀行であったといえよう。笠井の堅実な経営で同行は県下の中堅銀行として成長を遂げる一方で、小野田の地域経済の発展にも貢献したのである。

順八は亡くなる前年(1918年)まで、同行の頭取を務め、第2代頭取には順八の長男の建次郎が就任した。笠井建次郎は 1921(大正 10)年より同行頭取と小野田町長を兼ねるようになり[46]、建次郎等の経営陣のもとで百十銀行との合併協議が進められ、同行は創業から24年で解散することになった。

第4節　小野田軽便鉄道の設立と鉄道輸送の展開

1　小野田軽便鉄道の設立

山口県内で初めての鉄道は、山陽鉄道株式会社の敷設によるもので、1897 年 9 月に広島～徳山間が、翌 98 年 3 月には徳山～三田尻間が開通した。その後、三田尻～厚狭間の敷設工事が行なわれて1900年12月3日に同区間が開通し、同日、小野田駅が開業した[47]。小野田駅は、山陽鉄道会社の当初の予定では有帆停車場とされていたが[48]、小野田セメントの本社・工場が所在することで有帆より小野田の方が全国的に通りがよいということもあり、地元の要望で小野田駅(小野田停車場)と称されることになった[49]。

1901年に下関まで全通した山陽鉄道会社は、1906年に成立した鉄道国有法により国に買収されて、同鉄道の路線は官営の山陽本線となった。しかし、小野田駅から小野田セメントの本社・工場周辺までは約5㎞あり、社長退任後も笠井はその交通手段を模索していた。小野田セメントにおいても、日露戦後頃から大嶺(現在の美祢市)の石灰山から山陽本線を利用して、工場までの原料の運搬計画を立てていた。

笠井は社長退任後の明治末には再び小野田セメントの大株主として名を連ねるようになり、次男の真三も取締役に就任するなど、小野田セメントとの関係は保ち続けていた。そこで笠井は自らが発起人となって山陽本線の小野田駅から工場までの軽便鉄道の敷設を立案し、そのための鉄道企業の設立を小野田セメントや地域住民にはたらきかけた。鉄道は地域住民の利用も考慮して小野田セメントとは別に株式組織の独立した会社で運営することにして、笠井順八を中心にしてセメント関連の貨物と旅客の輸送を担う会社の設立計画が練られていった[50]。軽便鉄道とはいえ、鉄道業は近代産業の主要な柱となるものであり、笠井は小野田の地においてセメント・銀行・軽便鉄道という近代産業を惹起させた地方企業家となったのである。

笠井等同社の発起人は 1913 年 3 月に内閣総理大臣山本権兵衛宛に以下のような鉄道免許申請書を提出した[51]。

小野田軽便鉄道免許申請書

山口県厚狭郡須恵村ヨリ同県同郡高千帆村官設(山陽本線)小野田停車場間ニ軽便鉄道ヲ敷設シ、一般運輸営業仕度候間御認可相成度、軽便鉄道法ヲ遵守シ、起業目論見書仮定款図面並ニ関係書類相添免許申請仕度候也

大正二年三月十五日

小野田軽便鉄道株式会社発起人

山口県厚狭郡須恵村第七百六番屋敷

笠井順八　印　　(以下、略)

この申請書に名前の記載がある発起人を表 3 - 12 に掲出している。笠井順八・真三親子をはじめとして小野田セメントの関係者と地元の有力者が会社の発起人となっていたことが分かる。そして、申請から 3 ヶ月で国から免許状と命令書が下付された。この間に笠井順八等は会社の設立をすすめ、1913 年 7 月 16 日に笠井が頭取を務めている小野田銀行本店で発起人会を開催した。資本金の 15 万円は取り敢えず地元から調達することにして、株式は 1 株 50 円で 3,000 株が発行された。株主の募集は私募によるものであったが順調に進んだ。表 3 - 16 の主要株主からも窺えるように、もともとこの計画を立案した小野田セメントが筆頭株主となり、笠井親子や小野田セメント関係者の他に、地元住民も株式を引き受け設立当初の株主は 147 名であった[52]。

こうして会社の設立準備が整い、笠井順八等によって 1913 年 8 月 30 日に小野田軽便鉄道株式会社が創立された。本社は厚狭郡須恵村字小野田に置かれたが、役員では社長職は設けず、設立の中心人物であった笠井順八が専務取締役に就任して陣頭指揮を執り、創業初期は表 3 - 12 に掲出した主として地元在住者によって会社は運営された。

2　小野田軽便鉄道の敷設と鉄道輸送の展開

鉄道の敷設工事は 1914 年 10 月 25 日に着手したが、湧水による崩落や建設資材の調達難等で計画通りに進まず、翌 15 年 11 月 25 日に漸く全線が開通した。全線約 4.7 ㎞間に山陽本線からの小野田連絡駅をはじめとして旦停留場・目出駅・中川停留場・横町停留場

と小野田セメントの所在地に設けられたセメント町駅が設置され、機関車1両・蒸気動車1両・客車1両・貨物車2両で同日より営業運転を開始した[53]。

笠井は会社の経営が軌道にのるのを見届けたうえで、高齢を理由に専務取締役の辞任を申し出て、1917年12月27日より笠井の長男建次郎が同社の専務取締役に就任した[54]。小野田セメントや小野田銀行と同様に、順八の跡を彼の長男と次男が継承したともいえるが、小野田軽便鉄道は小野田セメントとの関わりが取り分け深かったために、笠井兄弟が中心となって会社運営の役割を担っていたといえよう。

さて、表3-13は笠井の在任中を含めた軽便鉄道時代の同社の営業実績を示したものである。開業以来順調に伸びていた数字が、第一次世界大戦後の戦後恐慌で大きく下落していることが分かる。その後、1923年から持ち直し、セメントなどの貨物の輸送量が大きく伸長している。小野田軽便鉄道は小野田セメントの原料輸送のために計画されたが、小野田セメントの主要製品であるセメントの輸送も、この鉄道の敷設によって大いに利便性を得たといえる。

同線が開通するまでは、工場から有帆川を利用した川舟や馬車でセメントを小野田駅まで輸送しており、こうした方法では輸送量にも限界があった[55]。同線の開通でセメントの輸送量の1割以上を、鉄道での輸送に切り換えることができたのである。また、小野田セメント周辺の住民もこの軽便鉄道をよく利用し、旅客数も年々増加していった。

しかしながら、同線は45ポンド軌道を使用していたことから、12トン以上を積める貨車が利用できなかったため、1924年には社名を小野田鉄道株式会社と改称して、山陽本線への接続を考慮して60ポンド軌道に改造して大型貨車によるセメント等の貨物の輸送量の増強をはかっている[56]。

こうした経営努力と堅実な営業方針で、昭和恐慌後も「財界ノ不況ト夏季天候ノ不良トニ悩ミナガラモ前年同期ニ比ベ旅客収入ハ六%ヲ増加シ石炭、石灰石、セメント、薬品ノ荷動キ亦好調ニ転ジ貸切運賃一〇%ノ増収ヲ見タリ」(1933年上期)、「時局ノ影響ニ依リ引続キ物資輸送ト乗客ノ往来ハ増加ノ一途ヲ辿リ空前ノ業績ヲ挙ゲタリ、即チ其ノ成績前期ニ比較スレバ旅客人員ニ於テ七一%、貨物数量ニ於テ二一%ヲ、又運輸収入ニ於テ二一%ヲ、次ニ前年同期ニ比シ旅客人員ニ於テ二八%、貨物数量ニ於テ五九%ヲ何レモ増加シ、運輸収入モ亦四三%ノ増加ヲ示シタリ」(1941年上期)といった経営状況で概ね6分程度の配当を維持していた[57]。しかし、戦時体制下の1943年1月の第81回帝国議会で全国11の民営鉄道を買収する法律が成立し、小野田鉄道も同年4月1日、政府に買収された。買収区

間は 4.7 ㎞で、買収金額はおよそ 54 万円、買収時の車両は蒸気機関車 2 両・蒸気動車 2 両、貨車 2 両で、職員数は 60 名であった[58]。

国鉄への移管によって、小野田鉄道は会社設立から約 20 年で民営鉄道としての歴史に幕を下ろし、新たに国鉄としてスタートすることになったのである。

第 5 節　経営陣の交代と小野田セメントの発展

1　経営陣の交代

本章の最後に、笠井順八退陣後の小野田セメントの発展過程について一瞥しておきたい。

前述したように、1900 年代の初頭に経営危機に陥った小野田セメントであったが、笠井の退陣後に専務取締役に就任した河北勘七のもとで経営の再建が計られていった[59]。河北勘七は、長州藩士河北一の長男として 1865(慶応元)年に生まれ、ヨーロッパ留学から帰朝後の第 4 回総選挙において 30 歳で衆議院議員に当選した。こうして政治家として活動する一方で、百十銀行の監査役や山田桃作・岡十郎等と捕鯨を目的とした日本遠洋漁業会社の経営に参画するなど、実業家としての一面を併せ持っていた。

この河北が小野田セメントと関わりを持つようになった契機は、井上馨の仲介によってのことで、おそらくこうした経歴や創業者で人望の厚かった笠井順八の後任には、小野田セメントと関係のない人材の方が相応しいという井上の判断によって、当時はまだ 30 代半ばの河北に小野田セメントの再建が託されることになったのであろう。会社再建の過程は、大正期に刊行された河北の「人物史」に、次のように記されている[60]。

(前略)明治三十四年の頃、小野田セメント株式会社が事業失敗の結果、株主総会にて整理委員を設けることを決定せり、此の時河北君は其の委員長に挙げられ、拮据半歳殆んど収拾すべからざる約六十万円に近き負債を全く整理し、漸く整理をするに当たりて、故井上侯(井上馨…引用者)の推薦に依りて社長に就任するや、思へらく、従来の整理は片付たものの一文の運転資金なく、職工賃は三ヶ月も滞り、何一つ買ふにも現金ならざれば売るものなく、惨々憺々たる大破綻の跡は眼も当てられぬ有様にて到底実務に当ること能はず、茲に於てか、君(河北…引用者)は再び上京して故井上侯に懇願して十万円を携へて帰れり、直ちに職工賃は支払ひ買掛けは滞りなく払ひ渡し、会社の煙突からは再び熾んに黒煙を吐き出すと云ふ風にて、久しく落寞せる小野田町は俄かに活気付き、会社は漸次営業状態堅実に復し、業務年と共に隆興し、拡張の業績を挙ぐるに至れり(後

略)

この文面に記されている「社長」職は、笠井順八退陣後は空席とされているので、実際は同社の専務取締役として、井上からの支援を受けつつ、河北は経営の陣頭指揮に当たった。井上は「毛利家財産部ヲ経会社財政ノ整理ヲ指導」[61]したとされ、負債については社債を発行したが、文中に見える運転資金の 10 万円は井上の口利きによる毛利公爵家からの支援金であった。そして、経営が次第に軌道に乗ってきた 1906 年に辞任を申し出ており、翌 07 年に小野田セメントは公称資本金を 120 万円に倍増している(表 3 - 14)。辞職後の河北は、百十銀行に再入行し常務取締役等に就いて同行の発展に貢献した他、防長銀行の頭取も務め、1922 年には山口町会の満場一致で山口町長に就任している[62]。

河北に次いで、小野田セメントの専務取締役(実質上の社長)に就いたのが福原栄太郎である[63]。福原は長州藩士福原彦七を父として、1862(文久 2)年に長門国厚狭郡藤山村(現在の山口県宇部市)で生まれた。母は井上馨の妹で、福原は井上の甥にあたる。慶應義塾に進学して、福沢諭吉の薫陶を受け、三井物産に入社した。前述したように小野田セメントは河北勘七が専務取締役に就任した 1901 年に三井物産と一手販売契約を締結しており、河北の後任に、その三井出身で井上の縁者にあたる福原が送り込まれてきたのである。小野田セメンにおける意思決定において井上馨は絶大な発言力を持っており、笠井の後任の最高経営者である河北と福原はともに井上馨によって選任されている。

福原は三井物産出身ということもあり、三井物産との交渉や主として対外的な販売部門を担当した。これに対して、創業者笠井順八の次男で、ヨーロッパに留学してセメントの製造方法を学んだ真三が技師長として、主として製造部門を担当していた。この真三が河北在職中の 1904 年より取締役に選任されているので、小野田セメントの経営は販売部門担当の福原を中核としつつも、製造部門担当の笠井真三の二人三脚によって担われていたといえよう。

福原時代以降の同社は、中国の大連や朝鮮に進出して工場を建設するなど、業容を拡大させており、そのため表 3 - 14 の小野田セメントの公称資本金額の推移からも窺われるように資本金も増加の一途をたどって、地方の一企業から全国的な大企業へと大きく飛躍していったのである[64]。そして、1918(大正 8)年に福原に代わって笠井真三が専務取締役に就いた。父順八は苦渋の思いで小野田セメントを退任したが、同社の発展に向けた取り組みを真三が継承したといえよう。順八の退任後、同社では永く社長職を空席にしていたが、

1924(大正 13)年に真三が小野田セメントでは実質的に 2 代目となる取締役社長に就任し、1939(昭和 14)年に退任するまで、社長として同社の陣頭指揮にあたった[65]。

2　小野田セメントの発展

小野田セメントの創業時から明治末までの発展過程を表 3 - 15 の小野田セメントの経営状況より検討する。同社は創業資金の殆どを借入金によって調達したにも拘わらず、セメントの製造を開始した翌 1884 年から 85 年にかけて、早くも 1%の配当を行っている。これは同社が主として困窮した旧長州藩士の金禄公債をもとにして設立されことに由来するものと推察され、会社としても資金繰りに窮する中ではあるが、こうした士族層に配慮してのことといえよう。

その後、金禄公債による出資方法から現金出資に改めた 1886 年頃より同社の経営は次第に安定し、配当も増加するとともに積立金もできるようになっていった。そして、1880 年代後半から 1890 年代後半までの約 10 年間に企業規模が大きく拡大し、資本金が約 17 倍に増大している。この間の同社発展の契機となったのが 1891(明治 24)年に発生した濃尾地震である。地震による災害復旧のため大量のセメントが必要になり、小野田セメントも翌 92 年以降から生産量を大きく伸張させるとともに、10%の配当が行えるまでになった。しかし、1900 年を境にして、同年に発生した恐慌や新工場の建設資金の償還、さらには「宗像事件」などが重なって、同社は創業以来未曾有の経営危機に見舞われ、配当も無配の状態に陥ったのである。

この危機を、経営陣の交代や 40 万円にのぼる社債の発行、資本金の減資の断行によって何とか乗り切り、1904 年からは再び配当が実施できるようになった。日露戦争後には 10%を超える配当ができるまでに経営状態が改善され、以後の同社は表 3 - 15 で示した数値(払込資本金や積立金の増加)からも順調に発展を遂げていったといえよう。また、近代企業として形成された小野田セメントのような株式会社が定着(=確立)していくにあたっての指標の一つとなるのが固定資産の減価償却が開始されることにある[66]。同社においては、新工場に設置した機械について「機械代消却積立金」の科目で 6,150 円が 1898 年の下半期から損益計算に計上されるようになり、1899 年の上半期からは科目名が「器械代消却金」に改変されて、同額の 6,150 円が計上されている。その後、配当を再開した 1904 年の上半期になると「諸消却金」として 2 万 5,000 円の減価償却費が損益計算に計上された[67]。このように減価償却費の計上を開始するようになった 1900 年前後をもって小野田セメン

トは株式会社組織の近代企業として確立したといえる。

経営組織の面でも笠井の社長在任中より検討されていた経営機構の改革が、笠井退任後の1902年10月より実施された。課制の採用を柱とした改革で、これまでの単層的な組織から経営規模の拡大もあって複合的な階層組織を有する、より近代的な経営組織へと次第に変貌を遂げていった。

また、表3-16は創業から大正末までの小野田セメンのセメントの生産高をあらわしたものである。創業当初の苦労を乗り越えて、セメントの製造開始から数年後には早くも10倍以上のセメントを生産するようになり、新技術の導入や生産方法の改良等でセメントの生産は順調に推移していたといえよう。しかし、上述したように過剰な生産による経営危機にも見舞われ、生産面についてはともかく販売面については大きな弱点をかかえていたといえ、これが三井物産による一手販売に繋がっていったのである。

同表では、小野田セメントの対全国生産比率(シェア)も掲出しているが、この表から一瞥できることは、年によっては小野田セメントの全国シェアが2割を超えているときもあるが、概ね1割から2割程度占めてシェアが一定していることである。こうしたことからも明治以降のわが国に登場した新産業の分野であるセメントの製造において、小野田セメントは産業の基礎的素材であるセメントを安定的に市場へ供給し、わが国が工業化を遂げていく過程で一定の役割を果たしていた。

おわりに

本章では、旧長州藩士笠井順八の企業家活動を主に小野田セメント・小野田銀行・小野田軽便鉄道の3社を通して検討してきた。

創業後の小野田セメントは、本章で考察したように、地元の近代的金融機関である第百十国立銀行と山口県等から多額の借入れを行なって設備投資や運転資金として活用していた。こうした第百十国立銀行や山口県からの融資は、同社が士族授産企業であったからこそ可能であったところもあり、単なる一企業へ対する融資とは様相が異なっていたといえる。特に、山口県からの多額の借入れは第百十国立銀行よりも金利が低廉であり、士族層を主たる対象とした山口県独自の政策的金融として捉えることも可能であろう。

江戸時代までの日本では生産されていなかったセメントという製品(商品)は、明治維新以降にまず、官営工場で生産されるようになり、民営工場での生産開始は本章でも考察したように小野田セメントを嚆矢とする。また、セメント事業は、当時においては至難の事

業と考えられており[68]、このような意味からも民間において、はじめてセメントの生産システムの創造に成功した笠井は、革新性をもった企業家といえる[69]。しかし、創業当初はセメントの販売に大変な苦労をともなったが、わが国の工業化の進展とともにセメントの需要も伸長していき、地方の一士族授産企業から、わが国のセメント業界を代表する大企業へと成長していった。このような小野田セメントの発展は井上馨(明治政府高官)や原保太郎(山口県令・同県知事)といった笠井の中央や地方の人脈が、極めて有功に機能したことも大きな要素となっていたといえよう[70]。

しかしながら、小野田セメントが地方企業から全国的企業へと飛躍を遂げて企業規模が拡大していく過程で、地方企業家である笠井の経営者としての限界も露呈し、1900年代初頭の経営危機と宗像事件で同社の社長を退陣することになった。小野田セメントは極めて短期間に業容を拡大しているが、こうした会社の変化に笠井が経営者として対応できなくなっており、ここに「地方企業家」笠井順八の限界があったといえよう。そして、同社のさらなる発展は、専門経営者である河北・福原・笠井真三という経営トップに託されたのである。したがって小野田セメントにおける笠井は、創業から明治20年代にかけて同社発展のための土台作りを行った人物として評価される。

こうした小野田セメントに対して、地元により密着した企業として小野田銀行や小野田軽便鉄道も笠井が中心となって設立された。小野田銀行は笠井の小野田セメント退陣前後から頭取として経営のトップにあり、笠井は小野田セメント退陣後、同行の経営に専念していった。同行の経営状況は本文で考察したが、堅実な経営で県内では中堅銀行へと業容を拡大させ、そのための小野田以外への店舗網の構築も行われた。しかし、小野田セメントとの関係では、短期の運転資金の融資等を行う程度で、地元住民のための金融機関としての性格がより強かったといえる。

小野田軽便鉄道は、笠井の晩年に関与した鉄道企業である。設立から創業初期の数年間を専務取締役として経営に参画し、同社の経営を軌道に乗せたところで経営トップを交代している。同社は小野田セメントのセメント輸送や地域住民の交通手段として重要な役割を果たしていった。

笠井はこれら企業の創立や運営の他、地元に教育施設を設立して学校に寄付等の助力を行い、郵便局の誘致にも尽力している[71]。笠井は政治活動への関わりはなかったが、小野田セメントは士族授産を目的として創業され、次第に小野田という地域の産業発展に貢献していった。また、小野田銀行や小野田軽便鉄道は、当初から小野田という地域のために

設立されており、笠井は、小野田地域の発展に尽くした「地方企業家」[72]として位置付けられる。

注

1) 中村隆英『戦前期日本経済成長の分析』岩波書店、1971年、59～61頁。

2) 小野田セメントの社名は、「セメント製造会社」として出発し、1891年に「有限責任小野田セメント製造株式会社」、1893年に「小野田セメント製造株式会社」そして、1951年には「小野田セメント株式会社」と変遷している。また、平成になってからは、1994年に秩父セメントとの合併で「秩父小野田株式会社」に、さらに1998年には日本セメント(旧浅野セメント)との合併で「太平洋セメント株式会社」と改称している。

3) 永田四郎『日本セメント産業史』建設文化社、1957年、7頁。

4) わが国への工場制度の移植につては、尾高煌之助「工場制度の定着と労務管理」(宮本又郎・阿部武司編『日本経営史 2　経営革新と工業化』岩波書店、1995年)を参照。

5) 藤津清治「『セメント製造会社』と株式会社」(藤津清治・向井武文・河野重栄・森本三男編著『経営と管理』中央経済社、1973年)、233頁。

6) 山口県文書館編『山口県政史　上』山口県、1971年、177頁。

7) 小野田市総務部総務課編『山口県　おのだ』(小野田市勢要覧　市制施行30周年記念号)小野田市、1970年、4頁。

8) 小野田セメントに関しては藤津清治が創業前後を中心として最も多くの研究成果を残している。同社の先行研究については、拙稿「企業研究史に関する一考察～小野田セメントを事例として～」(『山口県地方史研究』第84号、山口県地方史学会、2000年)において社史関係を含めて藤津の研究もまとめているので参照されたい。なお、拙稿の刊行後の研究に、創業から明治期の同社について笠井の企業家活動に焦点をあてて考察した、拙稿「旧長州藩士笠井順八の企業家活動～士族授産と近代企業の形成～」(『エネルギー史研究』第26号、九州大学記録資料館、2011年)やイノベーションをキーワードにして同社の創業事情を考察した、米倉誠一郎「明治における二重の創造的対応:士族授産企業『小野田セメント』の事例から」(『同志社商学』第63巻第5号、2012年)がある。

9) 笠井の略歴については、「大正十二年贈位ニ関スル取調ノ件」(山口県文書館所蔵)、伊藤作一『小野田の建設者　笠井順八翁』小野田商工会、1934年、笠井順八翁頌徳会

編・発行『笠井順八翁小伝』、1956 年、「笠井順八翁履歴」(小野田市史編集委員会編『小野田市史　史料下』小野田市、1988 年)、藤津清治「セメント製造会社(小野田セメント株式会社の前身)設立発起前史」(『ビジネスレビュー』第 14 巻第 3 号、一橋大学、1966 年)、藤津清治「笠井順八の履歴～『セメント製造会社』(小野田セメント株式会社の前身)の初代社長」(柳川昇先生還暦記念論文集編集委員会編『現代経営学の研究』日本生産性本部、1968 年)を主として参照した。

10) 岩国藩・徳山藩・清末藩・長府藩(豊浦藩)の 4 支藩と萩藩(本藩或いは山口藩)の 5 藩の総称および、このうち特に萩藩の呼称としても長州藩という呼び方が用いられており、笠井が萩藩士でもあるため本章では長州藩の名称を使用した。但し、文意によっては萩藩を用いたところもある。

11) 笠井とセメントの出会いについては、「笠井順八氏直話筆記」(太平洋セメント株式会社小野田工場所蔵)の中で、「明治七八年頃ト思ガ山口ニ協同会社ト云フモノガ創立サレタガ、其時石造ノ倉庫ヲ建ルコトニナリマシタガ、石ト石ヲ継合セルニセメントト云フ粉ヲ練ツテ其間ニカマセルト其粉ガ石ノ様ニナリ、ツマリ一枚ノ石モ同様ニナルト云フコトヲ聞キ、其時ニハ誠ニ不思議ニ思ヒマシタ」と語っている。この「笠井順八氏直話筆記」は、1909 年に小野田セメントが「本邦近世窯業史」編纂のための史料として提出することを目的として、笠井本人からの聞き取りをまとめたオーラル・ヒストリーといえるもので、「小野田セメント製造株式会社史料第一号」として作成された、小野田セメントの創業前後に関する貴重な史料である。

12) 「就産金拝借願」は、『創業五十年史』(井田幸治編、小野田セメント製造株式会社、1931 年、36～43 頁)に掲載されているが、史料が加工されているため、「セメント製造会社　第二回　報告」(太平洋セメント株式会社小野田工場所蔵)に所収されている同史料によった。なお、以下の史料の中で特に所蔵先を明示していないものは、太平洋セメント株式会社小野田工場が所蔵する史料である。

13) 笠井を含む士族層の営利活動に関する意識について、藤津清治は「富国に貢献することは、国に尽くすことであり、皇室に忠誠をつくすことであった。士族就産会社の企業者は、『士族』の就産を図ることにより、政府の士族授産政策の実践者になると同時に、富国に貢献することによって、二重の意味において国のために尽し、皇室に忠誠を尽すことに、彼らが卑賤の事業とした営利事業を営むよりどころを見出したのである」(同著「企業者意識と士族就産会社」『ビジネスレビュー』第 13 巻第 2 号、一橋

大学、1965年、43頁)と述べている。このような経営理念のもとで働く笠井の姿が地元の俗謡で、「笠井順八さんは、人夫か社長か　ごみにまみれて共稼ぎ」(『笠井順八翁小伝』、37頁)と謡われ、笠井は地元民にとって“勤勉”の象徴的な存在ともなっていた。

14) 「セメント製造会社規則」。笠井が、この史料の中にも記載されている「会社」のことを知った経緯を知る史料は残されていないが、おそらく明治初年に大蔵省から刊行され、各府県に配布された『会社弁』(福地源一郎訳)と『立会略則』(渋沢栄一著)の2冊の啓蒙書であったと思われる(高村直助『会社の誕生』吉川弘文館、1996年、36～39頁を参照)。政府が熱心に欧米の会社制度の導入を提唱したこともあり、各府県はこの2冊を熟読したうえで会社結成の手引きにするようにとの布達を出して会社の設立を薦めた。こうしたこともあり商法が制定されていない明治前期においては、『会社弁』と『立会略則』が法令的な意味合いをもって各地に陸続と会社が設立されていった(片岡豊『鉄道企業と証券市場』日本経済評論社、2006年、10～11頁、宮本又郎「市場と企業」、宮本又郎・粕谷誠編著『講座・日本経営史1　経営史・江戸の経験　—1600～1882—』ミネルヴァ書房、67・79頁)。県の官吏であった笠井もこの2冊を目にして参考にしたところもあろう。また、会社や工場制度について最も有益なアドバイスを笠井に与えたのは、海外への渡航経験があり欧米の事情にも詳しく、先収会社(三井物産の前進)を設立して益田孝らと経営し、『会社弁』や『立会略則』の刊行にも関わりのある井上馨であったように思われる。こうした井上からの示唆や笠井自身の見聞(おそらく「協同会社」の経営形態)などをもとにしながら、小野田セメントの経営組織が生成されていったのであろう。なお、笠井は理財の才が見込まれて先収会社への入社を勧誘されている(田村貞雄校注『初代山口県令中野梧一日記』マツノ書店、1995年、188～190頁)。

15) 日本経営史研究所編『小野田セメント百年史』小野田セメント株式会社、1981年、9頁。

16) 第2章を参照。

17) 藤津清治「士族就産会社としての『セメント製造会社』(小野田セメント株式会社の前身)設立頃の株主」(『一橋論叢』第59巻第6号、一橋大学、1968年)を参照。

18) 井田編『創業五十年史』、70・76頁。なお、笠井は1877年前後から「厚狭郡石炭事業ニモ着手」(「笠井順八翁履歴」、『小野田市史　史料下』、379頁)し、厚狭郡内での

石炭の濫掘を憂え、1882年には郡内の石炭借区人を集めて石炭の統制を図る機関として、「厚狭郡石炭借区聯合組合」(1885年に、「石炭同業組合」と改称)を組織して頭取に就任している(「笠井順八翁履歴」、『小野田市史　史料下』、377～380頁、小野田市史年表編集委員会編『小野田市史　年表篇』小野田市、1980年、72～73頁)。この組合は厚狭郡内の「石炭採掘業の適正なる自主的運営を図り、設備の改善、経営の合理化、弊習の一掃等に必要な事業を行う」(『笠井順八翁小伝』、59頁)ことを目的としたもので、小野田セメントも燃料として地元の石炭を購入しているため、濫掘・乱売をやめさせて炭価の安定を図ることが是非とも必要であったといえる。その後、1893年12月には石炭販売を目的とする有帆石炭売捌株式会社を設立して、笠井が専務取締役兼社長に就任している。なお、笠井自身も厚狭郡内で炭鉱経営を行なっており、笠井順八を鉱業権者とする有帆炭鉱と藤森炭鉱等があった(広島通商産業局宇部石炭支局編・発行『山口炭田三百年史』、1969年、43～44頁)。こうした石炭との関連もあって、工場を小野田に建設したのである。

19) 「笠井順八氏直話筆記」。

20) 『小野田セメント百年史』、20～21頁。創業初期の工場設備やセメントの製造方法に関する詳しい史料としては、「吉田新蔵・太田録郎両氏ノ懐旧談」(山口県文書館所蔵)がある。

21) 『小野田セメント百年史』、22～23頁、山口県教育庁編『山口県の近代化遺産』山口県教育委員会、1998年、174頁。

22) 小野田セメントでは、「本社創立以来各般ノ事件ニ関シ井上侯爵(馨)閣下ノ指導ニ待ツモノ至大ナリ」として、1910年5月に「小野田セメント製造株式会社史料第二号井上侯爵ト小野田セメント製造株式会社」(以下では、「井上侯爵ト小野田セメント」と称す)と題する史料を作成している。

23) 井田編『創業五十年史』、85～86頁。

24) 注14による。

25) 藤津清治「わが国近代企業の『発生』と経営者～小野田セメントの経営者(1)～」『ビジネスレビュー』第21巻第2号、一橋大学、1974年、36頁。なお、小野田セメントが創業した頃のわが国は会社法(商法)の制定以前であり、会社の設立も地方官が許認可の権限を有していた。そのため国立銀行条例のような国が定めた全国的な基準がなく、企業家が手探りの状態で会社を設立していったので、各地でさまざまな個性的と

もいえる企業組織が誕生している(中村尚史「日本における近代企業の生成」、阿部武司・中村尚史編著『講座・日本経営史2　産業革命と企業経営　―1882～1914―』ミネルヴァ書房、2010年、117～127頁)。

26)　小野田セメントの従業員の族籍について、1892年に藍綬褒章を受けるために政府に提出した書面の中に、「職工ハ主トシテ困窮士族ノ子弟ヲ募集ス、之レ笠井順八カ士族ヲシテ労役ニ従事セシメ力食自営ノ途ヲ立テシメントスルノ素志ナリ、現今日ニ工場ニ使役スル者凡ソ二百名ノ内百数十名ハ士族ニシテ其誘掖宜シキヲ得、孰レモ労働ニ怠ラス自営ノ目的ヲ達スル者少シトセス」(「明治二十六年　公文雑纂　内閣四」、国立公文書館所蔵)との文言がある。したがって、創業初期ほど士族の割合はさらに高かったと思われる。

27)　井田編『創業五十年史』、68頁、笠井順八翁頌徳会編・発行『笠井順八翁像建設報告書』、1956年、6頁。

28)　『小野田セメント百年史』、34・54頁。なお、山口県との関連では、1881年から1895年まで山口県令や山口県知事を務めた原保太郎と笠井は昵懇の間柄で、順八の次男真三の妻に原の二女静子が嫁いでおり、こうした人的繋がりも県からの支援の誘因の一つとして重要であった(笠井真三伝編纂委員会編『笠井真三伝』小野田セメント株式会社、1954年、99～100頁)。

29)　井上馨侯伝記編纂会編『世外井上公伝』第3巻、原書房、1968年、606～618頁。米倉誠一郎氏も「井上馨の同社にはたした役割は絶大なものであったといわざるを得まい」(「企業活動の史的展開(4)　小野田セメントにおける士族授産企業脱皮過程」、藤津清治先生退官記念論文集刊行会編『企業活動の理論と歴史』千倉書房、1982年、262頁)と述べているが、だからこそ小野田セメントの最高意思決定者として君臨できたといえよう。

30)　『笠井真三伝』、31頁。

31)　貝島と井上馨との関係については、拙著『貝島炭礦の盛衰と経営戦略』花書院、2010年を参照されたい。

32)　『小野田セメント百年史』、113～115頁。

33)　『小野田セメント百年史』、202～204頁。

34)　井上馨の持株は、『第五拾五回　報告書』(1912年)による。

35)　中村尚史は、1900年代は地方が自立的成長を遂げた「地方の時代」から、都市経済

が自立的発展を遂げいくようになる「都市の時代」の画期と捉えている。小野田セメントにおいても持続的な成長を遂げていたためには、この頃に惹起した変革に対応できる経営者を必要としていたといえよう(中村尚史『地方からの産業革命』名古屋大学出版会、2010年、320頁を参照)。

36) 小野田銀行については主として、「小野田銀行と笠井翁」(『関門日日新聞』1914年4月15日)、山口銀行編『山口銀行史』山口銀行、1968年、444～448頁を参照。

37) 伊藤作一「笠井順八翁頌徳碑除幕式に於ける掛部治助翁の祝詞」(『小野田郷土研究』第9号、小野田史談会、1941年、60頁)。

38) 木梨信一の経歴は、沼倉研史・沼倉満帆「明治初期の山口県参事木梨信一について」(『山口県地方史研究』第60号、山口県地方史学会、1988年)、海原徹『松下村塾の明治維新～近代日本を支えた人びと～』ミネルヴァ書房、1999年、266～275頁を参照。

39) 玉木椿園「伊藤公の一生」(『防長史談会雑誌』第1巻第7号、1910年、77頁)、春畝公追頌会編・発行『伊藤博文伝』上巻、1940年、516～520頁。

40) 山口県編・発行『山口県史　史料編　近代4』、2003年、904～905頁。

41) 拙稿「山口県銀行変遷史」(山口県教育庁文化財保護課編『山口県の近代化遺産』山口県教育委員会、1998年、90頁)。

42) 『山口銀行史』、447頁。

43) 「笠井順八翁頌徳碑除幕式に於ける掛部治助翁の祝詞」、61頁。なお、笠井は防長農工銀行の創立に際して、豊永長吉等とともに「明治三十年十月本県知事より、県下の実業家及び名望家より十三名を選び、時の書記官を加へ設立委員を命じ」(「防長農工銀行」、柳広一編『日本之関門』第2編第1巻、瞬報社、1917年、76頁)られており、銀行の設立に関してはそれなりの知識を持っていたといえよう。

44) 『第二十七期　営業報告書』(山口県文書館所蔵)。

45) 『小野田セメント百年史』、102～104頁。

46) 『小野田市史　通史』、573頁。

47) 日本国有鉄道編・発行『日本国有鉄道百年史　年表』、1972年、73～87頁。

48) 有帆(停車場)の名称は、『明治三十二年度上半期　山陽鉄道株式会社　第弐拾四回報告』に「有帆川(総長二百十六呎十吋二分ノ一)ヲ渡リテ有帆停車場ニ達ス、夫ヨリ稍北方ニ向ヒ山野ノ間ヲ繞リテ厚狭川(総長百四十五呎七吋二分ノ一)ヲ渡リテ厚西村ニ

出テ大字郡、厚狭ノ間ニ於テ国道ヲ横断シ厚狭停車場ニ至ル」(老川慶喜編『明治期私鉄営業報告書集成(4)　山陽鉄道会社』第4巻、日本経済評論社、2005年、184～185頁)との記載があり、山陽鉄道会社は所在地の地名から「有帆」を駅名として使用する予定であったことが窺える。

49)　角川日本地名大辞典編纂委員会編『角川日本地名大辞典　山口県』35、角川書店、1988年、961頁。

50)　『小野田市史　通史』、739～740頁、小野田市歴史民俗資料館編・発行『わが町の鉄道史　小野田線を歩く』、2003年、45～50頁。

51)　「小野田軽便鉄道敷設一件」(山口県文書館所蔵)。

52)　『第壱回　報告書』。

53)　日本国有鉄道編・発行『日本国有鉄道百年史』第6巻、1972年、568頁。

54)　『第拾回　営業報告書』および『日本国有鉄道百年史』第6巻、569頁。

55)　『小野田市史　通史』、740頁。

56)　『小野田セメント百年史』、245頁。

57)　『昭和八年上期　第四拾回　営業報告書』、『昭和十六年上期　第五拾六回　営業報告書』、日本国有鉄道編・発行『日本国有鉄道百年史』第11巻、1973年、940頁。

58)　『日本国有鉄道百年史』第11巻、940～941頁。

59)　河北勘七の経歴は、井関九郎編『現代防長人物史』(地)、発展社、1917年、48～50頁を参照。

60)　直前書、49頁。

61)　「井上侯爵ト小野田セメント」による。

62)　『山口銀行史』、388・406～407・472頁、山口市史編集委員会編『山口市史』山口市、1982年、436～437頁。

63)　福原栄太郎の経歴は、井関九郎編『現代防長人物史』(人)、発展社、1917年、10～11頁を参照。

64)　武田晴人「山口県の産業史～『山口県史　史料編　近代5』の刊行に寄せて～」(『山口県史の窓』史料編近代5、山口県史編さん室、2008年、2頁)。

65)　『笠井真三伝』(笠井真三年譜)、8～14頁。

66)　藤津清治「わが国近代企業の確立～小野田セメント～」(『ビジネスレビュー』第25巻第4号、1978年)を参照。

67) 『第廿七回　報告書』(1898 年)、『第廿八回　報告書』(1899 年)、『第三拾八回　報告書』(1904 年)による。

68) 土屋喬雄『財閥を築いた人々』弘文堂、1955 年、213 頁。

69) 企業家を「革新者、新結合を遂行する者」というシュンペーター(J.A.Schumpeter)の企業家論については、清成忠男編訳『企業家とは何か』東洋経済新報社を参照。笠井は、セメントの輸入防遏のために小野田セメントを設立し、積極的に先進資本主義国から技術を導入して、わが国の工業化を先導していることから、こうした革新性を兼ね備えた企業家であったといえよう。

70) 原保太郎との関係は、注 28 を参照されたい。

71) 河野豊彦『笠井順八翁が誘致の小野田の郵便局・その変遷』私家版、2010 年による。

72) 「地方企業家」については、本研究の序章を参照されたい。

表３－１　小野田セメントの創業初期の主要株主　(1884年１月現在)

氏　名	持株数(株)	住　所	創立時の会社役員等
笠井順八	80	吉敷郡宮野下村	社長、月給40円
勝間田稔	21	吉敷郡御堀村	
小林秀知	20	吉敷郡御堀村	
宗像直次郎	20	阿武郡瓦町	
野上謙三	20	吉敷郡宇野令村	取締、日給１円
進　十六	20	美祢郡大田村	
同盟会総代笠井順八	17	吉敷郡宮野下村	
布施清介	17	阿武郡江向村	
福原恭輔	16	阿武郡古萩村	
蔵田秋輔	16	阿武郡江向村	
林　万樹多	15	吉敷郡上金古曽町	
木梨信一	15	吉敷郡上宇野令村	
江村源介	12	吉敷郡八幡馬場町	
石津頼三	12	吉敷郡八幡馬場町	社員、月給11円
黒瀬正二	12	吉敷郡大市村	
三浦芳介	12	阿武郡今古萩町	
大谷正三	12	阿武郡椿郷西分村	社員、月給18円
白井　梅	12	吉敷郡上宇野令村	
上山清也	12	吉敷郡上宇野令村	
児玉チセ	11	阿武郡椿郷東分村	
矢野清介	11	吉敷郡末松ノ木町	取締、日給１円

注:①11株以上の株主を掲出した。株主の合計は同盟会を除いて146名である。
②株主の族籍は宗像直次郎のみが平民で、族籍が不明な者も若干存在するが、宗像と族籍不明の若干名を除く株主の殆どは、旧長州(萩)藩士であった。
③会社役員は、1883年７月現在のもので、石津と大谷の「社員」の役割の詳細は不明であるが、会社の顧問的な役割であったと考えられる。また、「取締」の日給は出勤日に支給された。
④上記以外の役員として、技長・荒川左兵衛(月給25円)と技手・周布議一郎(月給18円)がいた。

出所:藤津清治「士族就産会社としての『セメント製造会社』(小野田セメント株式会社の前身)設立頃の株主」(『一橋論叢』第59巻第６号、1968年)、『小野田セメント百年史』17～18頁等より作成。

表３－２　小野田セメントの創業初期の財務状況　(1885年６月末現在)

貸　方	金　額(円)	借　方	金　額(円)
興業費	37,414	拝借金	25,000
創業入費	11,999	借入金	58,558
営業費	25,499	就産所棄損金	5,360
(営業費内訳)			
未製造品	293		
概製造品	12,900		
発送品	1,455		
運送船代	186		
石炭其他買入仮払	6,412		
貸付金	4,251		
現金有高	6,795		
当期積金	7,210		
合　計	88,918	合　計	88,918

注:円以下の金額は、切り捨てにした。

出所:「セメント製造会社　第一回報告」より作成。

表３-３　小野田セメントの創業当初の経営陣

氏　名	役　職	備　　考
笠井順八	社　長	旧長州藩士、小野田セメント創業者
荒川左兵衛	技　長	旧長州藩士、笠井の友人で深川工作分局にてセメントの製造を研修
野上謙三	取　締	旧長州藩士、山口県官吏から取締に就任
佐藤良助	取　締	旧長州藩士、山口県官吏から取締となったが、1882年に死去
矢野清介	取　締	旧長州藩士、山口県官吏から佐藤の後任として取締に選任された

出所:「役員任期一覧表」(『小野田セメント百年史』所収)、『創業五十年史』47～49頁、藤津清治「士族就産会社としての『セメント製造会社』(小野田セメント株式会社の前身)設立頃の株主」、藤津清治「わが国近代企業の『発生』と経営者～小野田セメントの経営者(1)～」より作成。

表3-4　第百十国立銀行からの小野田セメントへの借入金

借入年月日	借入金額(円)	利率(年、%)	返済期限	備　考
1884年　6月30日	5,000	9	1884年10月	
7.　14	1,000	9	1884.　10	
8.　6	1,000	9	1884.　10	
11.　1	7,000	9	1885.　3	上記3口の借換分
12.　24	3,300	15	1885.　2	1885年4月1日返済
(小　計)	17,300			
1885.　1.　7	22,560	9	1885.　3	同年9月末に返済を延期
1.　31	500	16	1885.　3	同年2月6日に元利返済済
2.　6	900	16	不　明	同年4月1日に返済
6.　4	2,130	9	1885.　11	翌86年2月に返済
6.　22	4,300	9	1885.　11	翌86年2月に元利返済
12.　-	1,000	14	1886.　3	翌86年1月に360円を返済
(小　計)	31,300			
1890.　1.　23	3,000	(日歩4銭5厘)	1890年　2月28日	
1.　27	3,000	(日歩4厘)	4.　30	担保(セメント会社株券)
2.　6	1,000	(日歩4銭5厘)	3.　31	同年4月18日に延期
2.　28	2,778	8	6.　30	
2.　28	400	14	5.　25	担保(セメント会社株券)
3.　11	7,222	不　明	6.　30	
4.　18	2,778	12	4.　30	
5.　6	12,778	12	12.　31	担保(地所、建物)
5.　9	400	10	6.　30	担保(セメント会社株券)
5.　13	1,700	不　明	不　明	担保(セメント会社株券)
6.　16	1,300	12	9.　30	担保(セメント会社株券)
6.　27	2000	不　明	7.　31	担保(セメント会社株券)
12.　6	4,300	(日歩4銭)	不　明	
(小　計)	42,656			

注:①明治前半期のうち、史料的に実証できるものだけを掲出した。また、年代的にも開きがあるため、毎年の小計のみを行った。

②1889年は、同年の12月11日に4,000円を日歩4銭5厘で借入れている。

③1890年5月13日の借入の担保は、同年12月6日に日本舎密の株券と取り替えている。

④利率の中で、日歩で借入れている場合は、そのまま記載した。

出所:「借入金一件」(太平洋セメント小野田工場所蔵)、『小野田セメント百年史』35・98頁より作成。

表３-５　山口県から小野田セメントへの借入金

借入年月日	借入金額 (円)	利率(年、%)	約定返済期限
1883年　1月　7日	5,000	10.0	1883年12月中
1. 27	1,200	10.0	同　上
6. 29	300	10.0	同　上
12. 15	300	10.0	同　上
(小　計)	6,800		
1884,年　1. 4	3,000	10.0	不　明
1. 7	3,000	10.0	1885年1月中
3. 8	1,500	8.0	1886年12月中
4. 7	1,000	10.0	1884年12月中
4. 11	100	10.0	1884年12月中
4. 15	700	9.0	不　明
4. 25	1,300	9.0	不　明
6. 16	1,000	10.0	1884年12月中
(小　計)	13,100		
1885. 4. 1	6,000	10.0	1885年8月中
5. 4	10,000	不　明	1885年12月中
10. 10	5,000	7.0	1885年12月中
(小　計)	21,000		
1886. 2. 13	6,000	6.5	不　明
2. 16	10,000	6.5	不　明
3. 18	25,000	5.0	1887年3月31日
8. -	5,500	5.0	不　明
(小　計)	46,500		
1887. 5. 2	5,000	不　明	1887年12月中
5. 21	7,000	4.5	不　明
5. 24	750	不　明	不　明
5. 31	2,500	不　明	1887年12月中
6. 17	2000	不　明	1887年12月中
10. 4	10,000	5.0	不　明
12. 27	2000	5.0	不　明
(小　計)	29,250		
1888. 2. 4	1,000	4.5	1888年2月中
2. 4	1,800	4.5	1888年12月中
2. 8	20,000	5.0	不　明

	2. 20	700	5.0	不　明
	3. 6	3,000	5.0	不　明
	3. 26	10,000	5.0	不　明
	4. 24	7,000	5.0	1888年5月中
	4. 27	5,000	4.5	1888年12月中
	5. 7	750	4.5	1888年12月中
	5. 23	4,000	5.0	不　明
	5. 28	1,000	5.0	不　明
	5. 31	2,500	4.5	1888年12月中
	6. 17	2000	4.5	1888年12月中
	6. 21	5,000	5.0	不　明
	6. 27	1,500	5.0	不　明
	8. 11	2000	5.0	不　明
	11. 5	2,650	5.0	不　明
	12. 24	3,000	5.0	不　明
	12. 27	2350	4.5	1888年12月中
	(小　計)	75,250		
1889.	1. 22	900	4.5	1889年2月15日
	1. 22	500	4.5	1889年12月中
	3. 25	1,000	5.0	不　明
	10. 1	5,000	4.5	不　明
	(小　計)	7,400		

注:①1884年分と思われる借入があるので、同年の小計に加算した。

②第百十国立銀行と同様に、史料的に実証できるものだけを掲出したので、上記以外にも借入があったものと思われるので、年毎の小計のみを行った。

出所:「諸貸付金一件録」山口県文書館所蔵)、『小野田セメント百年史』34・98頁、藤津清治「『セメント製造会社』の固定資産と資本調達」(『ビジネスレビュー』第19巻第3号、一橋大学、1971年)より作成。

表3-6　小野田セメントにおける大株主の移動

1895年		1902年		1912年	
氏　名	持株(株)	氏　名	持株(株)	氏　名	持株(株)
毛利元徳	160	毛利元昭	2,740	三井合名会社	3,750
笠井順八	106	熊谷良三	1,023	毛利元昭	2,850
杉　梅三郎	100	田島信夫	600	古田鉄太郎	1,254
小林リサ	60	吉川経健	450	田中寛三	1,254
田島信夫	46	伊藤勇吉	400	桝谷音三	885
大谷正三	43	大村徳政	400	藤田小太郎	750
矢野清介	41	河村勘七	328	毛利元徳	750
吉田右一	31	江村源助	300	笠井順八	471
児玉チセ	31	毛利五郎	300	笠井真三	456
進　十六	30	杉　孫七郎	300	貝島栄三郎	450
木村正幹	28	三井物産合名会社	280	三井物産株式会社	414
上山清也	26	鶴岡千里	250	大村徳政	400
頓野馬彦	25	毛利元敏	200	佐々木道彦	340
井上サク	23	児玉愛次郎	200	吉川元光	337
林　万樹多	22	小早川四郎	200	武弘宣路	333
内藤左平	22	原　保太郎	188	福原栄子	315
北村鏡太郎	22	小林秀知	180	毛利五郎	301
勝間田　稔	21	大谷正三	161	桂　可那	300
井上　馨	20	進　十六	150	福原栄太郎	300
原　保太郎	20	鷹司熙通	150	小早川四郎	300
笠井真三	20	毛利元忠	150	貝島太市	300
桂　太郎	20	貝島六太郎	150	飯田精一	300
宗像祐太朗	20	貝島嘉蔵	150	林川長兵衛	300

注:①1895年は20株以上の株主を掲出したが、20株を所有する株主は上記を含めて9名であった。

②1902年と1912年は、それぞれ旧株と新株を合計した持株数である。

出所:「営業報告書」(各年度)より作成。

表３－７　小野田セメントの地域別株主分布状況

(1912年)

道府県	株主数(人)	持株数(株)
北海道	2	12
宮　城	1	15
群　馬	1	3
埼　玉	1	10
東　京	51	13,149
神奈川	5	67
新　潟	3	113
岐　阜	1	20
静　岡	1	26
愛　知	3	165
三　重	1	14
京　都	4	62
大　阪	14	429
兵　庫	17	1,521
奈　良	1	10
岡　山	1	22
広　島	6	37
山　口	474	12,201
福　岡	19	1,740
佐　賀	1	8
長　崎	3	32
熊　本	2	13
鹿児島	1	15
朝　鮮	3	8
関東州	14	308
合　計	630	30,000

注:①持株は、旧株と新株の合計で、1株は60円であった。

②地域別の持株比率は、東京(約43%)、山口(約40%)、兵庫(約5%)である。

出所:「第五十五回　報告書」より作成。

表３－８　小野田銀行の発起人と引受株数　(1899年)

氏 名	引受株数(株)	備　　考
笠井順八	300	取締役頭取、小野田セメント社長
赤川正造	200	取締役、高千帆村村会議員
城戸善次	100	取締役、須恵村長
上田啓介	100	取締役、須恵村村会議員
掛部治助	100	取締役、初代須恵村長

注:①族籍は笠井のみが士族で、他は平民である。

②備考には、創業時の小野田銀行での役職名と創業前後における同行以外の役職等を記した。

出所『山口県史　史料編　近代4』904頁、『小野田市　通史』535～536頁、『山口銀行史』445頁より作成。

表３－９　小野田銀行の開業初期の財務状況　(1899年６月末現在)

資　産	金　額　(円)	負　債	金　額　(円)
貸付金	2,004	定期預金	27,506
預ケ金	62,580	当座預金	4,985
割引手形	1,100	小口当座預金	12,626
他店へ貸	354	資本金	100,000
未払資本金	75,000	当座純益金	199
営業用什器	175		
金銀有高	5,103		
合　計	146,316	合　計	146,316

出所:『山口銀行史』445頁より作成。

表 3 - 10　小野田銀行の店舗別金銭出納状況

(1912 年)

店 舗 名	入金高(円)	出金高(円)
本　店	598,341	586,867
埴生出張所	174,538	169,961
田部出張所	355,709	351,450
滝部出張所	199,904	195,139
合　計	1,328,498	1,303,418

注:円以下の金額は、切り捨てにした。

出所:「第二十七期　営業報告書」より作成。

表 3 - 11　小野田銀行の主要勘定の推移　　(円、%)

年 次	公称資本金	払込資本金	積立金	預　金	貸出金	純益金	純益率	配当率
1900	100,000	25,000	543	99,208	61,690	2,971	23.8	12.0
1908	100,000	25,000	21,030	280,662	231,545	4,340	34.7	12.0
1912	100,000	25,000	46,167	512,406	371,894	8,856	70.8	12.0
1917	100,000	25,000	96,385	1,038,149	725,535	12,157	97.3	12.0
1922	500,000	200,000	109,959	1,846,052	1,475,861	29,094	29.1	10.0

注:上記の主要勘定は、各年次の下半期の数値である。

出所:『山口銀行史』446 頁より作成。

表 3 - 12　小野田軽便鉄道の主要株主　(1913 年)

氏　名	持株数(株)	備　考
小野田セメント製造(株)	300	
笠井順八	100	発起人、専務取締役(小野田セメント創業者)
笠井真三	100	発起人(順八次男、小野田セメント社長)
長谷徳三郎	100	発起人、取締役
野田忠治郎	100	発起人(尼崎木材店代表)
桝谷音三	100	(下関の石炭・機械類販売商)
福原栄太郎	100	発起人、取締役(小野田セメント専務取締役)
江本亀太郎	100	発起人、監査役(小野田銀行取締役)
広沢豊作	100	取締役(小野田町長、初代小野田市長)
伊藤文助	60	(小野田銀行監査役)
長谷川為治	50	
奥　亀千代	50	発起人(須恵村目出区長)
小田甫九郎	50	
渡辺祐策	50	(沖ノ山炭鉱創業者)
中山林吉	50	発起人(小野田銀行監査役)
矢田部善輔	50	(小野田銀行取締役)
安富三郎	50	発起人、常務取締役(須恵村長)
福井忠次郎	50	発起人
今川　至	50	
赤川正造	40	取締役(小野田銀行取締役)
中村源衛	40	(小野田銀行監査役)

注:①40 株以上の株主を掲出した。
②株式の合計は 3,000 株で、株主は 147 名であった。
③備考の括弧内は、小野田軽便鉄道以外の役職等を記した。

出所:「第壱回　報告書」、『小野田セメント百年史』の付表(役員任期一覧表)、『小野田市史 通史』、『山口銀行史』447 頁等より作成。

表 3 - 13　小野田軽便鉄道の営業成績と小野田セメント　　(トン、%)

年次	乗車数(人)	セメント輸送量	営業収入(円)	小野田セメントからの積出量	鉄道輸送比率
1915	23,038	4,189	3,230	103,041	4.1
1916	77,934	5,965	10,125	114,958	5.2
1917	125,226	7,491	17,302	111,020	6.8
1918	155,165	8,910	31,867	104,538	8.5
1919	198,313	15,762	41,168	112,129	14.1
1920	197,471	28,461	27,368	103,356	27.5
1921	186787	14,086	26,548	114,311	12.3
1922	159,585	18,547	26,302	123,257	15.1
1923	197,095	20,854	76,189	139,633	14.9
1924	198,140	22,421	80,227	174,593	12.8
1925	187,495	28,269	99,298	206,627	13.7

注:①1924 年に小野田軽便鉄道から小野田鉄道に改称した。

②軽便鉄道が開通した後も、小野田セメントの輸送方法に馬車積の項目があるが、これは 1 車両にみたないものを馬車でセメント町駅まで運搬したものなので、鉄道輸送に加えた。

③営業収入は、旅客と貨物の合計額である。

④鉄道輸送比率は、小野田セメントの輸送方法別(機帆船、汽車積など)の積出量に対する鉄道を利用した輸送比率を示した。

出所:『山口県の統計百年』477 頁、『創業五十年史』379～380 頁、『小野田セメント百年史』244 頁より作成。

表 3 - 14　小野田セメントの公称資本金額の推移

年　次	公称資本金額　(円)
1881 年	57,150
1891	88,000
1892	100,000
1896	600,000
1898	1,000,000
1903	600,000
1907	1,200,000
1911	1,800,000
1917	3,600,000
1920	7,500,000
1922	7,800,000
1924	13,000,000
1925	14,800,000

出所:『小野田セメント百年史』793～800 頁より作成。

表 3 - 15　小野田セメントの経営状況　(円)

年　次	払込資本金	借入金	社　債	諸積立金	配当率(%)
1881 年 5 月～82 年 12 月		25,000			無 配
1883. 1 ～85. 6		88,918			1.0
1885. 7 ～86. 6		94,819			1.0
1886. 7 ～87. 6	57,150	43,175			9.0
1888 下	57,150	98,850		14,0520	7.0
1889 下	57,150	123,388		17,451	7.0
1890 下	57,150	109,372		47,078	7.0
1891 下	88,000	80,950		51,384	8.0
1892 下	88,000	81,500		53,860	10.0
1893 下	100,000	84,836		33,044	10.0
1894 下	100,000	95,740		40,356	10.0
1895 上	100,000	116,340		40,181	10.0
1896 下	100,000	121,000		48,233	13.0
1897 下	600,000	33,000		40,946	11.0
1898 上	760,000	101,182		56,946	11.0
1899 下	760,000	205,985		29,870	8.0
1900 下	830,340	184,141		32,825	3.8
1901 上	835,860	177,945		35,875	無 配
1902 上	838,780	171,582	400,000	36,175	無 配
1903 下	504,000	100,000	500,000	37,225	無 配
1904 上	504,000	50,000	487,000	37,225	5.0
1905 上	504,000	30,000	462,500	42,325	6.0
1906 上	504,000		437,500	49,537	6.0
1907 上	504,000		412,500	70,746	12.0
1907. 12～08. 5	750,000		325,000	271,922	12.0
1908. 12～09. 5	900,000		275,000	444,147	10..0
1909. 12～10. 5	975,000		200,000	556,500	10.0
1910. 12～11. 5	1,110,000	100,000		703,804	10.0
1911. 6～11. 11	1,200,000	50,000		725,746	10.0

注:①払込資本金は、金禄公債証書による出資方法から現金出資に改めた、1886 年分より掲出した。

②円以下は切り捨てにし、上(上半期)は 1 月～6 月、下(下半期)は 7 月～12 月であるが、これがずれている場合は、その会計期間を明示した。

出所:『創立参拾年紀念』の付録、『創立五十年史』の付録(8～17 頁)より作成。

表 3 - 16　小野田セメントのセメント生産高の推移　(トン、%)

年 次	小野田セメントの生産高	全国のセメント生産高	対全国生産比率
1883	107	1,473	7.2
1884	586	2,346	24.9
1885	806	3,795	21.2
1886	680	6,092	11.1
1887	1,363	9,778	13.9
1888	1,883	15,695	11.9
1889	2,886	25,192	11.4
1890	4,223	40,500	10.2
1891	4,797	47,230	10.1
1892	5,959	65,548	9.0
1893	6,821	83,391	8.1
1894	8,480	105,572	8.0
1895	9,152	135,000	6.7
1896	11,150	135,445	8.2
1897	13,447	135,892	9.8
1898	14,760	136,340	10.8
1899	15,145	136,755	11.0
1900	23,141	137,295	16.8
1901	25,633	137,700	18.6
1902	31,446	138,105	22.7
1903	30,069	138,645	21.6
1904	34,434	139,050	24.7
1905	35,080	139,455	25.1
1906	35,437	199,395	17.7
1907	33,926	235,980	14.3
1908	54,648	242,325	22.6
1909	68,336	437,008	15.6
1910	87,021	453,962	19.1
1911	84,633	549,154	15.4
1912	90,739	654,220	13.8

注:生産高は小数以下を、生産比率は小数第 1 位以下を切り捨てにした。

出所:『創業五十年史』の付録(2～3 頁)、および全国生産高の 1883 年～1908 年までは『長期経済統計　鉱工業』(東洋経済新報社、1990 年、96～97 頁)をもとにして推計した数値から作成。

第４章　旧長府藩士豊永長吉の企業家活動
～地方企業家の成長と事業展開～

はじめに

本章の目的は、明治期の地方企業家として関門地域を主要な舞台に企業家活動を行い、最終的にはわが国における化学工業の創生期の企業である日本舎密製造会社を創業することになる、旧長府藩士の豊永長吉を取り上げ、地方企業家として成長し、その性格を変容させていく過程を考察することにある[1]。

企業家の出身階層に関する研究では、旧武士層の重要性に着目した研究がこれまでにも数多く存在する。例えば武士主流説をとるものに、土屋喬雄[2]、東畑精一[3]、石川健次郎[4]、高橋亀吉[5]や近年では竹村英二[6]などの研究がある。その一方で、ヒルシュマイア(J.Hirschmeier)は武士と商人の「均等説」を唱え[7]、浅野俊光は武士・商人・農民といった階級区分におさまりきれない人々から出現したという「限界階層者説」を唱えるなど[8]、企業家の出自については必ずしも結論が出されているわけではない。そこで、本章では旧武士層出身の企業家を取り上げ、これまでの旧武士出身の企業家の研究では未解明の部分が多かった事業資金の調達過程を含め、企業家の成長という新たな視角からの解明を目指したい。

本章で検討の対象としている豊永長吉は、旧長府藩士すなわち旧武士層出身の地方企業家であった。豊永に関する史料は乏しいが、三条実美に仕えて豊永とほぼ同時代を生き、宮中顧問官や貴族院議員等を歴任した尾崎三良の日記の中に豊永に関する記載がある。尾崎が京釜鉄道の株主募集のために下関を訪れて豊永と再会したときの日記(1901年2月27日)に、「午前豊永長吉来ル。長時間ノ談話アリ。氏ハ前因藤市(ママ)助ト云。長府藩士ノ勤王家ナリシ。維新後早ク実業家ト為リ種々ノ事業ヲ起シ、成効(ママ)セシモノアリ、失敗セシモノアリ。三十余年ノ経験、当地方ニ於テハ実業家ノ泰斗ト仰ガルヽモノニシテ、資産モアリ。現ニ男子二人ヲ洋行セシメ、此程卒業帰朝セリト云。氏ハ七十一才ノ老翁ナレドモ視聴衰ル事ナク、矍鑠タル事壮者モ及ザル程ナリ」[9]と記し、豊永のことを「此界隈にて有名なる勢力家なり、東京の渋沢の如し」[10]とも評している。

本章は尾崎から「東京の渋沢の如し」と呼ばれた豊永長吉が、如何なる企業家活動を展開し、その中で地方企業家から成長をとげ近代産業の担い手となっていったのか、その変容

過程の解明を目指している。高橋亀吉は、明治維新以後の近代資本主義社会への転換期において、「旧武士階級から、新鮮な感覚と敢為な企業精神を持つ新人材が、大量に経済界に流入し(中略)わが近代企業の誕生、成長に大きな役割を演ずるに至った」述べている[11]。こうした武士出身の企業家の中から地方の指導者的企業家に成長していったのが、まさに豊永長吉であった。

中村尚史の研究で「地方の時代」と呼ぶ、地域経済の活性化が進展していたとされる日露戦争以前において[12]、近代産業の導入に果たした地方企業家の役割を豊永によって主導された化学工業を事例として検証する。その豊永が何故に先導者となりえたのかを明らかにするため、彼の人脈が構築されていく過程に着目して行きたい[13]。豊永に直接的に関係する史料は乏しいものしか残されていないが、尾崎のように豊永について書かれた日記や、豊永に関係する書簡等の史料を通して明らかにしていく。

本章では特に明治初年以降の豊永の企業家としての成長の過程を追いながら、変貌していく企業家としての性格に着目しつつ、下級武士の豊永が、如何にして地域の主導的企業家となり得たのか、そして、地方企業家でありながら東京や大阪などの都市部の資本を糾合し化学工業の近代産業を組織し得たのかの解明を目指したい。

第1節　企業家豊永長吉の経歴と事業資金の捻出

1　史料の検討

本章における豊永長吉に関する研究の主要史料は、「四士履歴」(以下では「履歴」と略す)である[14]。これは、毛利伊織・田代周実・荘原半哉・豊永長吉の旧長府藩士、4人の履歴をまとめたものであるが、その作成の目的についての記録はなく、なぜ、4人なのかについても明確ではない。豊永については、その生い立ちから1892年までの履歴が書かれており、作成の日付は1892年5月で「豊浦郡長府警察署ニ進達セシ履歴ノ写」と記されていることから、叙位叙勲のための上申書ではなかったかと推察される。

豊永の叙位叙勲については、1894年に殖産興業への尽力に対して藍綬褒章が贈られている。したがって上申書としてみた場合、「履歴」における豊永長吉の経歴の信用度は高いものと考えられる。また、「履歴」の末尾には「右履歴書相違無御座此段及開申候也」と書かれて豊永長吉の署名があり、筆跡から考えておそらく「履歴」は豊永の自筆といえよう。しかし、「履歴」には1892年までの記載しかなく、これ以降の豊永の経歴については、「下関人物小観」に明治30年代後半までの略歴が記され[15]、さらに、豊永が亡くなった1911

年の 7 月下旬から 8 月上旬にかけて『馬関毎日新聞』に「故豊永翁略歴」や「故豊永翁逸事」と題する連載記事が掲載されており [16]、同記事により亡くなるまでの豊永の経歴は一応追うことができる。また、豊永は毎晩欠かさずその日の出来事を日記に記していたといわれ、出かけるときも忘れずに日記を持ち歩いていたと伝えられているが [17]、豊永の死後、自筆の日記は散逸し、日記をもとにして長府毛利家と関わりのある箇所だけを、同家編纂所が抜粋して「豊永長吉翁手元日記抜粋」が作成された。しかし、同「抜粋」も主として明治 10 年代のことを記した「豊永長吉翁手元日記抜粋　巻二」のみが残されているに過ぎない [18]。

以下では、これらの史料によりながら豊永の経歴等について、検討していく。

2　豊永長吉の経歴と事業資金の捻出

(a)誕生から幕末期まで

豊永長吉は 1831(天保 2)年 2 月 18 日、長府藩の下級藩士下村又三郎の三男として生まれた。幼名を百合平といい、1841 年より藩校敬業館で学び、槍術・剣術・算術などを含め、当時の武士の嗜みはひととおり身につけていた。

1853 年、印藤吉郎左衛門の養子となり名を弁介と改め、藩主の側近に取り立てられる(因藤とも名乗る)。1863 年から翌 64 年にかけての長州藩外国船砲撃事件やその報復として起きた四国艦隊下関砲撃事件では赤間関砲台砲隊司令士(のち赤間関警衛肝煎役)として活躍し、1865 年には藩主毛利元周より聿の名を賜り、馬廻格となった(以後、数年間は印藤聿(いんどうのぶる)と称した)。また、この年は長府藩の正規軍である報国隊の結成にも参画し、同隊の幹部として任用され、戊辰戦争では長岡城や会津若松城攻略に従軍して倒幕のための一翼を担った [19]。

こうした武人としての一方で、注目すべき経歴が 1866 年に長府藩領の一部の民政を担当する東豊浦郡代となった点である。この役職に就いたことが明治維新以降に企業家活動を行っていくうえで重要な意味を持ち、地域の農商の信頼を得ることに繋がっていく。豊永は、翌 67 年に赤間関繰綿会所(詳しくは後述)を設立し、さらに藩主に建言して藩財政の建て直し策の一環として、任地である豊浦郡宇部村(現在の下関市)沖の海面の埋立て工事に着手している。こののちも数度にわたって宇部村沖の海面の埋立て工事が行われ、総面積 95 町歩の水田と塩田が開かれることになったのである。この海面の埋立て工事は東豊浦郡代としての豊永が取り組んだ事業と位置付けられるものであった。

豊永の「履歴」によれば、1867 年 8 月に埋立て事業に関して藩主毛利元周に次のように建言している。

> 其建言ノ要ニ曰ク、臣田租ヲ検スルニ往々適当ノモノ多シ、恐ラクハ民力疲弊シ肥沃ノ田終ニ荒蕪ノ地トナルアランコトヲ、今ノ策ヲ成スモノ宜シク之カ租ヲ減シ豪農ニ諭シ海面ヲ埋メテ新ニ水田ヲ開キ此租ヲ以テ彼ノ闕ヲ補充スヘシト、藩主(毛利元周…引用者)之ヲ聴レ則チ地方ノ豪農内日村村田茂兵衛、田部村井上理介等数名ヲ会シ建議ノ趣旨ヲ陳シ諭シテ曰ク、諸子幸ニ此挙ヲ賛シ各々藩札五百両ヲ出シテ工ヲ起サハ余ハ私財二千両ヲ投シテ役ヲ助ケヘシ、竣工ノ後ハ各々水田一町ヲ諸氏ニ分与シ余ハ之ヲ売却シ此金ヲ以将来開墾ノ費ニ充テ漸次水田ヲ増シ、力メテ適当ノ田租ヲ減省セント、衆皆協賛シ其事成ル(傍点…引用者)

この史料から読み取れることは、事業主体は豊永で、埋立ての目的は農民の年貢の軽減と藩財政の増収にあったと思われる。そして、埋立てのための資金の出所(傍点部)については内日村や田部村の豪農等が各々500 両の藩札を拠出し、豊永は私財 2000 両を投じて工事が竣工したことになっている。しかし、東豊浦郡代の豊永が埋立事業に私財を拠出するとは考えにくく、また、これほどの大金を保有していたかは甚だ疑問である。したがってこの 2000 両は藩の公金が充てられたものと考えるのが妥当であろう。翌 1868 年 3 月には「再ヒ藩主ニ建言シ赤間関富豪商網谷与三郎、市来兵助等ト謀リ一番開作北側ノ海面埋築ノ工ヲ起」している。

(b)明治維新以降

1871(明治 4)年、廃藩置県が断行されて、封建領主が割拠して支配するこれまでの体制が解体され新たに全国を明治政府が一元的に直接支配することになった。同年 2 月に印藤は藩主毛利元周に願い出て隠居し家督は嫡男直臣に譲り、自らは帰商して名も商人風に豊永長吉と改称した。そして、住居も長府城下から西日本における一大商業地として繁栄していた下関に移転して「諸般ノ商業ヲ始」めたのである。

豊永は帰商してからのち、1873 年に下関で塩問屋を設立している。この問屋は豊永が中心となって進めた、豊浦郡宇部村沖の埋立て工事で生まれた塩田で生産された塩の販売と関係があると考えられる。豊永の初期の事業活動である塩問屋がどのようなものであった

かについては史料が残されており、入社の面々の出資金については、年八朱の利足を加えて年末にわたすことや、社の年限を5カ年と定めるとした「社中定則」を定めており、塩問屋といいながら「社」あるいは「社中」と呼ぶなど株式会社に近い共同出資の形態をとり、存続期間を定めるなど、かなり近代的な内容をもった「会社」であったようだ[20]。

こうした事業を行っていたとはいえ、豊永の養子先である印藤家の俸禄は35石の下級藩士で決して裕福ではなかった。その後、藩主の側近として出世していくたびに加増され、明治維新を迎える頃には職禄が140石となっていたが[21]、帰商後の豊永はどのようにして事業資金を捻出したのであろうか。

豊永の事業資金の捻出方法について、前述した「豊永長吉翁手元日記抜粋　巻二」(以下では「豊永日記」と略す)の、1885(明治18)年5月2日の条に以下のような記述が見える。

> 本日毛利家御家扶荘原好一氏、御家従河村光三氏一同御家事向キノ談ヲナスニ、豊永長吉へ金弐千円(長府毛利家より…引用者)御下渡シ相成候原因如何ト談話トナル、依而豊永記憶セシ事ヨリ、明治四年日記ヲ取調ベルニ分明セシユヘ其由ヲ両人ニ語ル、左ニ去ル明治四年春故アリテ豊永事帰商ノ後御預リノ金弐万円ヲ以テ商法(赤間関での商売…引用者)ヲナス、其年利益スルノ金壱万八千円余アルヲ以テ、其金員ノ内五千円ヲ引去リ是ハ毛利家ヨリ安利息ノ金御預リ致シ利益スル所ナレバ、コノ五千円ヲ以テ旧御領赤間関エ御用達所ヲ設ケ置キ往年東京ト御旧地トノ御用弁ヲナスベシト愚考シ、其時ノ御家扶三吉慎蔵氏へ計ルニ三吉氏大ニ感アリ豊永ノ意ヲ迎ヘラル、其後明治七年右献家ハ更ニ豊永へ買得申付ラルヽノ談アルヲ以旧公債券高五千円上納シ一応献納セシ家屋地所ハ豊永長吉ノ私有ト定ム、其際永年御用達所相勤メ可申ニ付無利足ノ金弐千円ヲ御下ケ渡シ可被仰付トノ御達シニ付所有御受ケ申出候(以下略、傍点…引用者)

この史料の中で、豊永の資金調達にとって特に重要と考えられるのが傍点部分である。1871年に豊永が帰商する際の原資2万円が藩主(毛利元敏)から預託されているのである。豊永が何故に帰商(士族籍を捨てて平民となる)したのか、その理由は今一つはっきりとはしないが、帰商したのちも旧長府藩の士族授産事業をはじめとして、旧長府藩のために献身的な協力をしている。これから考えれば廃藩置県によって建前としての藩は消滅することになり、藩営の事業も解体されたが、藩政期から財務面で長けた活動を行っていた豊永

がおそらく旧藩主の内命を受け、廃藩にともなって藩営の事業を引き継ぐ形で資金2万円と、宇部塩田の預託を受けて企業家活動を開始したと推察できるであろう。

維新後の豊永は東豊浦郡代の頃に設立した赤間関繰綿会所を通じて、下関の米取引に関与していたことから、1876年に山口県内では初となる赤間関米商会所を設立してその頭取に就任している。詳しくは後述するが、同所はその後、株式会社赤間関米穀取引所、株式会社赤間関米穀株式取引所、株式会社下関米取引所と改称し、頭取も理事長と改められているが、豊永は亡くなる前年の1910(明治43)年まで理事長職を務め、永年にわたって下関における米穀取引のトップの地位にあった[22]。こうした一方で、1876年には山口県の県庁大会議の議員にも選出されて徴税問題に取り組むなど[23]、地域社会における地方企業家としての地歩を次第に固めていった。また、1891年には旧藩主の長府毛利家の「家政協議人」となって、旧藩主家の家産の管理を委嘱されるなど、明治20年代以降も旧藩主家との関係は継続されていた[24]。

第2節　関門地域における企業家活動

1　赤間関米商会所の設立

塩問屋を経営する一方で、豊永が本格的な「会社」制度に接したのは、赤間関米商会所の創設に関与してからである[25]。豊永が米取引との関わりを持つようになったのは、1866年に赤間関(現在の下関。以下では、下関と称する)を支配する東豊浦郡代に就任した頃からである。郡代の豊永は下関では米の取引が盛んであったことから、藩営の赤間関諸荷物会所(1861年に設立)とは別に、1867年に赤間関繰綿会所を設立した[26]。同会所では、当初は繰綿の取引が中心であったが、次第に繰綿から米取引を主として行うようになり、1872年には赤間関諸荷物会所と合併して、赤間関東正米会所と改称した。下関にはこの他に赤間関西正会所があり、1875年にはこの東西2つの正米会所が合併して、赤間関正米会所ができた。翌76年8月の米商会所条例の公布を受けて、この米会所を一旦解散したうえで、新たに赤間関米商会所が設立されることになった。

このように豊永と米取引の関係は、豊永によって設立された赤間関綿繰会所の開所から始まったといえよう。東豊浦郡代となったことで、下関の米商人との関係が生まれたものと推察され、明治維新以降も豊永が帰商したこともあって、米商人との関係は継続されていった。武士出身の豊永が米会所に関係することになったのは、こうした経緯によるもので、藩政期の指導的立場に対する信頼関係もあって、豊永は米商人とともに新たな正米会

所が設立されるにあたり、その中心的な役割を担ったのである。米商会所は豊永にとって旧藩主の長府毛利家とは別に、主体的に取り組むことになった初めての事業でもあった。

1876年に政府によって公布された米商会所条例の第2条第1節では、「米商会所ヲ創立スルニハ発起人十人以上ニシテ、資本金ノ総額三万円以上タルヘシ」と規定し、さらに、「資本金ハ百円ヲ以テ一株ト定メ発起人総員ニテ必資本金総高ノ半額以上ニ当ル株式ヲ所持スヘシ」(第2条第2節)と定められていた[27]。この条文からも窺われるように、米商会所は資本金3万円以上で設立され、1株は100円で、株式の半分以上を発起人が所有することが設立の条件であった。

明治政府が制定した同条例を受けて、下関では豊永等を発起人として同条例に基づく、米商会所の設立に向けた動きが本格化していく。設立の主体は当然ながら下関の米穀商であった。表4-1は創設時の赤間関米商会所の株主を一覧表にしたものである。70株(7,000円)を出資した豊永は下関の有力商人の徳永源衛とともに筆頭株主として名を連ねている。創設時の株主の12名は、住所から当時の下関の中心地に軒を連ねる有力商人で構成されており、資本金の3万円はこの12名が負担している。

会社機関については、まず、米商会所条例の第5条第1節で会所の役員について、「頭取、副頭取、肝煎、以下支配人、書記等ノ名義ヲ以テ、役員ヲ定ムルハ会所ノ都合ニ任ス」とし、同条第3節でこうした役員の選出方法について、「右役員ハ株主ノ定例総集会ノ節、投票ヲ以テ十株以上ヲ所持シタル株主中ヨリ肝煎ヲ撰挙シ、肝煎ハ其同僚ヨリ正副頭取ヲ撰任シテ、新旧交代セシムヘシ」と規定している。「四士履歴」には、1876年「十一月三日、条例ニ基キ赤間関米商会所ヲ設立シ、同月五日其頭取ニ撰任セラル」と記されていることから、同会所は11月3日に設立され、その後の5日に役員の選挙が行われて、豊永が頭取に選出されたようだ。

このように米商会所条例に基づきつつ設立に向けた準備を進め、11月18日に株式会社形態の赤間関米商会所が開業した。豊永の就任した頭取の役割として米商会所条例第6条第1節に「頭取ハ会所ノ事務ヲ総轄シ、他ノ役員ヲ指揮シ、会所一切ノ責ニ任ス」と規定され、一般の会社では社長に相当する役職であった。

同会所は合本形式の株式会社形態を取ってはいるが、1876年の米商会所条例では、有限責任制が確立されておらず、株式会社としては不十分な面があったが、豊永にとっては初めて株式会社形態の企業体の創設に関与したのである。この経験はこれから後の豊永の企業家活動にとって得がたいものとなり、企業の設立や運営に関するノウハウを会得する貴

重な経験となった。

豊永は、赤間関米商会所が創立された翌 1877 年に頭取を一旦辞職し、旧長府藩士の士族授産活動にその軸足をうつしていく。その間、徳永源衛等が後任の頭取に就任していたが、1880 年には再び頭取に撰任されている。その後は、頭取から理事長(1893 年より)へと名称は変更されていくが、亡くなる前年の 1910 年まで理事長職にあり、同所の経営トップとしてその運営にあたった。

下関における米商会所は、藩政期以来、下関商人にとって商業活動を代表する存在であり、このトップを永年にわたって続けることができたということに、豊永の同地における主導的役割を見いだすことができる。

2　士族授産企業としての豊永組の設立

豊永は、金禄公債証書発行条例が制定された翌 1877 年 9 月に、旧長府藩主の毛利元敏から「書ヲ賜ヒ士族金禄ノ保存方法及家職ノ事ヲ嘱セラ」れた。これを受け、同年 11 月に赤間関米商会所の頭取を辞職した豊永は、旧長府藩士の士族授産活動に力を入れていった。そして、翌 1878 年に「興殖舎ヲ設立ス(中略)金禄公債証書ノ保存ヲ謀レリ」とあり、興殖舎という金禄公債の保全を目的とした士族授産企業を設立したことがわかる。同舎については史料が残されていないため、その事業内容がどの様なものであったかは不明である。

興殖舎に続いて、1879 年に設立されたのが豊永組で、その名が示しているように豊永の信用力によって創設された金禄公債の保全機関を兼ねた士族授産企業である[28]。

山口県には、こうした金禄公債の保全機関として旧萩藩士と旧徳山藩士を中心に第百十国立銀行(資本金 60 万円)が、旧岩国藩士を中心に第百三国立銀行(資本金 5 万円)の 2 行が設立されている[29]。しかし、旧長府藩士を中心とした国立銀行は設立されなかった。長府藩は石高からすると岩国藩とほぼ同等の藩(経済力はそれ以上と思われる)であるのに、何故、国立銀行が設立されなかったのであろうか。

この疑問に対して、「豊永日記」の 1877 年 11 月 5 日の条に、「該禄券ヲ永久保存シ以テ家産ヲ全フスルノ策ハ、国立銀行ヲ創立シテ其株主タルニ如ク無シ(中略)株券ノミニテ銀行ヲ設立スル事ヲ得サルハ、準備ニ充ツル金員ヲ蓄積スルニ至ラス」との記述があった。つまり旧長府藩士族の間でも国立銀行を設立する動きはあったものの、結局準備不足のために断念したのである。そこで、国立銀行に代わる機関としてまず興殖舎が設立された。次いで国立銀行よりも自由な経済活動ができ、改正国立銀行条例という政府の制定した条例

に縛られることのない銀行類似会社(銀行業と他業種を兼営)の豊永組が創設されることになった。

豊永組について「履歴」には、「明治十二年一月、豊浦士民数名ノ依頼ニ応シ、豊永組ヲ設ケ店ヲ赤間関(現在の下関…引用者)ニ開キ、当時士族ノ家産衰耗ニ属シ、金禄ノ利金ヲ以テ一家ノ糊口ヲ営ミ難キ者多ク故ニ難波舟平、河村光三等ト謀リ銀行類似ノ確実ナル営業ヲナシ、以テ其維持ノ方法ヲ立ツ」とあり、困窮している旧長府藩士族の金禄公債証書を保全し、その維持をはかることを主要な目的としていたことが窺える。

豊永組の創設時の資本金は4万円で、これは旧岩国藩士族の第百三国立銀行とほぼ同規模であった。『山口県第二回勧業年報』[30]によると、1884年末の時点で、総株数800株(1株50円)、株主数160名で構成された株式会社形態の銀行類似会社であった。明治前半期の企業を研究する場合、その企業の性格付を行うためには株主の構成(士族・商人・農民等)が重要な要素となる。豊永組については、株主名簿などの株主の構成が分かる史料が残されていない。しかし、山口県下の士族の生活状況を調査した「士族生計取調書」の中に、豊浦郡役所が1882年頃に調査した旧長府藩士族に関する記録がある[31]。この史料に記載のある「野村信」の場合、当初下賜された金禄公債証書は、775円であったが、全額がすでに売却され、このうちの600円が豊永組の加入金として支出されている。金禄公債証書775円の売却先はおそらく豊永個人か豊永組であったと考えられる。そして、この内の豊永組加入金を同組への出資金として見なせば、野村は1株50円の株式を12株所有する株主であったと思われる。同調査では野村を含めて約90名が豊永組に出資しており、加入金(出資金)は筆者の試算で3万5,625円となった。したがって豊永組の資本金の殆どは、旧長府藩士族によって拠出されていたとみてよいであろう。この調査の加入状況から推察すると、創設時から豊永組には100名を超える出資者(株主)がいたものと思われ、前掲の160名の株主の存在も信憑性のある数字といえる。

豊永組の内部資料は殆ど残されていないが、1886年1月に作成された「豊永組第弐期四回半季実際報告」(以下では、「実際報告」と略す)が存在する[32]。「実際報告」は、1885年7月から同年12月までの報告であるが、この史料から豊永組の業務等が窺える。まず、豊永組と称しながら同組の運営は「頭取難波舟平、取締豊永長吉、同中村勝三、同河村光三」(「実際報告」)という旧長府藩士4名が重役陣に名を連ね、運営の中心は創業当初から頭取の難波が担っていた。頭取の難波は、藩政期には坂野信次郎と称し、家禄20石の下級士族の家に生まれた[33]。長府藩士によって結成された報国隊に参画し、戊辰戦争では豊永の

もとで会計方として活躍した。維新後に難波と改名するが、これは豊永と同じように商人として生きていく決意をあらわしたもので、難波は豊永の企業家活動の中でも、彼の補佐役として行動をともにすることが多かったようだ。

銀行類似会社として設立された豊永組は資金の運用方法として主として下関の商人への融資や、金禄公債証書をはじめとする諸公債の売買などで着実に利益を増額させていた(「実際報告」)。資本金も1885年頃に6万円に、さらに9万3,750円と約10万円近くにまで増額して業容を拡大した。このことからも豊永組は明治前半期の下関にあって、第百十国立銀行本店、三井銀行下関出張店とともに主要な金融機関として機能していたと考えられる。

しかし、1890年恐慌に見舞われて以来、豊永組も「株金ノ弐割余損金ヲ生スルニ至」[34]、1893年の商法の施行を契機にして、資本金を創設当初の4万円に減資したうえで、豊浦貸金株式会社に改組することになった。同社でも豊永は取締役に就任しているが、後述する諸企業の経営に専念するため同社の運営について深くは関与しなかったようである。

旧長府藩では、士族が生活していくための糧となる金禄公債証書の保全機関に敢えて個人名である「豊永組」との名称を付したことに着目して考えるならば、この頃の旧長府藩領をその領域とする下関における豊永は、名実ともに同地を代表する企業家として成長を遂げていたといえよう。

3　門司築港会社の設立

1889年は、関門地域のインフラ整備を目的とする門司築港会社が設立された[35]。その設立は豊永の企業家活動にとって極めて重要な意味を持つことになった。

江戸時代までの九州から本州への渡航は、主として大里が使われ、田野浦港は北前船の寄港地として賑わいを見せていた。こうした大里と田野浦港に挟まれ、松並木と塩田が広がるだけの地が門司であった。しかし、門司の方が本州(下関)との至近距離に位置していたうえ、もともと門司は古代から中世まで九州の玄関口であり、中世末には大内氏の勘合貿易の拠点となるなど、良港としての要素を持っていた

この門司に着目して港湾整備を計画した人物が、福岡県令の安場保和(1886年より福岡県知事となるので、以下では知事と称す)と、下関の企業家豊永長吉である。安場知事は1886年に下関と接続させるための輸送路として、国道を大里から門司まで延長するための費用約2万7000円の予算と、本州と九州の貨客輸送のための門司築港を福岡県会に提案

したが、県会で否決されている[36]。これに対して、門司築港を着実に実施する方向に導いていったのが豊永であった。

門司の港湾整備にむけた動きは安場知事側(以下、官側)と豊永側(以下、民側)でほぼ同時に起き、指導権を握ったのは官側であった。しかし、官側にとって最大の問題が資金の調達であった。政府からの支援も県からの支出も苦しい財政状態のために期待できず、困難を極めたのである。そこで、津田は知り合いで 1887 年に内務省の県治局長に就任していた末松謙澄に相談し、末松は渋沢栄一にこの話を持ち込んだ。渋沢は積極的な賛意を表して、渋沢と親交のあった安田善次郎、大倉喜八郎、浅野総一郎等に資本参加を呼びかけたとされている[37]。

門司築港については、安場知事のもとで福岡県の大書記官として県政で知事に次ぐ地位にあった広橋賢光(公家出身の内務官僚)も心を砕いていた。そこで、長州藩出身で内務大臣や逓信大臣を努めた野村靖に宛てて、築港事業を成功させるためには是非とも豊永を引き込む必要がある旨の書簡を送っている[38]。

門司の築港の成否が、安場県政において最重要な政策課題の一つとなっていたこともあり、ともかくも民側の取り込みに成功した官側の主導のもとに 1888 年 12 月、門司の清滝に会社設立に向けての事務所が開設され、翌 89 年 3 月の特別命令書の下付により、門司築港会社(のちに門司築港株式会社と改称するが、以下では、築港会社と称する)が正式に発足したのである。資本金は 25 万円、1 株 2,500 円で、100 株が募集された。同社の株主は表 4 - 2 でまとめているように、渋沢、大倉、安田、浅野といった中央資本が大株主として名を連ねている。豊永にとっても株主や委員(のち取締役)として門司築港会社の経営に参加することで、中央財界の大物である渋沢・浅野・大倉・安田等と知り合う機会を得ることになり、地方企業家からより大きな事業を展開していく企業家へと成長していくための極めて重要な意味を有していた。地方資本による地方の産業化には限界があり、中央資本を呼び込むことで、より大きな事業を実現することが可能となる素地を得たのである。

門司築港会社による埋立工事は順調に推移し、1898 年 11 月にすべての工事が竣工して約 13 万坪の造成地が完成した。同社は埋立だけを目的とした期間を限定した時限会社であったため、工事が終了した翌 1899 年 3 月に解散した。解散時の同社の総利益金は約 11 万 4,000 円で、1 株当たりの配当金はおよそ 370 円であった[39]。

同社によって筑豊炭田からの石炭の積出港として日本の産業革命に大きく貢献していく、近代門司港の礎が築かれることになった。

第３節　化学企業の設立動機と地方企業家からの脱皮

日本の化学工業は造幣局の硫酸製造所という官営事業として開始されたが、民間の化学企業の草分けとなったのが 1879 年に大阪で設立された硫酸製造会社(のち大阪アルカリ(株)と改称)である[40]。同社は大阪の商人光村弥兵衛、萩出身の実業家藤田伝三郎、初代山口県令を務めた中野梧一等が、大阪の造幣局で製造されていた硫酸が相当な利益を上げていたことを知ったことを動機として企業化を試み、彼らを発起人として資本金 10 万円で創設されている。本社・工場を大阪府西成郡(現在の大阪市)に設置し、地元では大阪川口硫酸製造会社と呼称されていた。同社の主力商品である硫酸の製造は翌 1880 年から開始された。これにより近代産業部門である化学企業がわが国でも発足したことになった。同社はその後、大阪アルカリ株式会社と社名を変更している。

さて、硫酸製造会社の設立から 10 年後に創設されたのが日本舎密(せいみ)製造会社(現、日産化学工業株式会社小野田工場の前身)であり[41]、舎密とは化学を意味するオランダ語 Chemie の和訳である。わが国における化学企業の創成の過程を、硫酸製造会社(大阪アルカリ)以降を年代順に並べた民間硫酸製造工場一覧(表 4 - 3)から一瞥しておく。この表は日清戦争後の状況であるが、この頃、硫酸を製造する化学企業は全国で 8 社が存在していた。地域別では東京が 2 社、大阪が 4 社と最も多く、地方では、山口と新潟が 1 社ずつとなっている。東京と大阪という都市部への集中も見受けられる中で、山口の日本舎密製造会社は資本金の面でも都市部の化学企業と拮抗していた。

豊永が日本舎密製造会社を設立する着想を得たのが、ドイツ公使を務めていた品川弥二郎がドイツで盛んになりつつあった化学工業をわが国でも広めようと、公使在任中の 1886 年に豊永長吉に送った書簡であったといわれる[42]。その書簡の中で品川からの「塩変じて薬となる。現今文明国に於ては此の業が中中盛である。云々」と記された文言に感化された豊永によって、化学工業の企業化が開始されたという[43]。

長州藩と総称されるが、豊永は旧長府藩士、品川は吉田松陰の松下村塾で学んだ旧萩藩士であり、出身母体の異なるこの二人が知り合ったのはおそらく戊辰戦争に従軍した頃であろう。この二人の共通点はともにわが国の殖産興業に強い関心があったことであるが、残念ながらこの文言のある書簡は現在のところ確認できない。しかし、会社を起業していくにあたっての動機となる重要な情報提供であり、その後の企業化にむけた豊永に与えた影響は大きいものがあると思われる。

ドイツ公使として赴任した品川は体調が優れず1886年12月に帰国の途についたが、品川と同じ船で帰国した人物に中沢岩太がいた。中沢はベルリン大学で無機化学を修学する目的で1883年から派遣されており、留学期間が満了したため品川に同道して帰国することになった。品川の帰国が急なこともあって、中沢が公使官員にかわって品川の随員を務めた[44]。

品川は翌1887年3月に帰国すると、同年6月に宮中顧問官に任じられ、1889年5月には宮内省が所管する御料局長官を兼任している。一方の中沢は帰国後すくに東京帝国大学工科大学教授となり、大蔵省の所管で硫酸とアルカリを製造していた印刷局の官営工場の事業を委託されている。この官営工場が1890年から品川が長官を務める宮内省御料局の所管となり、御料局佐渡支庁付属王子硫酸製造所と呼ばれるようになった。中沢は翌92年から御料局技師や同製造所の所長も兼任している[45]。

品川からの書簡もあって豊永は化学企業の創設を決意するが、豊永とって未知の分野である化学工業について、わが国における無機化学の分野の開拓者となる中沢岩太を品川から紹介されて、設立に向けた動きが一気に加速することになった。中沢にとっても同社の創設はわが国に化学工業を根付かせるための絶好の機会となるものであった。

同社の設立にむけた動きを知る史料としては、「舎密製造処設立概算」[46]が残されている。この史料は井上馨文書の中に所収されているもので、実際に会社を設立するにあたって、地所の買収や工場の建設費等の概算が見積もられている。この史料に関して、1888年7月3日付けで野村靖から旧萩藩士の佐々木男也に送られた書簡の中に「晒粉製造計画書、中沢氏より差出候分、今一応井上伯エ見せ候約束ニテ候」[47]との文言がある。この文面に見える計画書が「舎密製造処設立概算」のことであるならば、「舎密製造処設立概算」は中沢が作成したものとなり、井上馨も閲覧したようだ。同史料では総資産額が「合計金弐拾三万九千百五拾八銭八厘」とされているが、豊永は中沢の概算書をもとにしつつ、事業資金はその後の割増分を考慮し、倍の50万円を資本金額に定めて株主の募集を行うことにした。

一方で、工場の建設地としては、豊永が旧藩から預託された塩田が所在する豊浦郡の才川周辺(現在の下関市)を考えていたようである[48]。しかし、小野田セメントの創業者である笠井順八等からの強い勧奨を受けたことで、小野田セメントの隣接地(現在の山陽小野田市)に工場を建設することになった[49]。

おわりに

本章は旧長府藩士豊永長吉を事例として、武士出身の地方企業家が事業活動を通して成長していく過程を検証してきた。豊永は長府藩の下級武士として生まれているが、その才覚によって昇進を遂げ、藩主の毛利元周からも篤い信頼を寄せられた。

豊永が企業家として飛躍していく契機となったのが、東豊浦郡代を命じられてからである。赤間関米商会所の源流の一つとなる、赤間関繰綿会所を創設し、この会所の設立等を通して赤間関(現在の下関)の有力商人等との繋がりができた。武士出身の企業家が起業に向けての取っ掛かりをどの様にして構築していったかは、重要な要素となろうが、豊永は幕末期の経験から比較的スムーズに企業家としての立ち上がりができたといえよう。

起業のための事業資金の捻出についても、廃藩置県の混乱の中で旧藩主の毛利元周の内意を受けて、藩が行った埋立事業が豊永に預託されたうえ、藩主の手許金と思われる2万円を託されて事業資金に充当していったことである。こうした資金がなければ明治維新以降の豊永の事業活動が軌道に乗ることはなかったかもしれない。旧長府藩士の士族授産事業である豊永組の設立も、旧藩主の内意を受けてのことであるが、この頃になると豊永は、下関ではその名前だけで十分に通用する信用力をもった主導者的企業家に成長していたといえよう。

豊永が初めて主体的な企業家活動を展開したのは、赤間関米商会所の設立である。同会社の設立では豊永が地元有力米穀商の取り纏め役となって、株式会社形態の同会所が設立された。幕末期に下関の郡代を務めた豊永は地元の商人からも信頼を集める存在であり、同会所の頭取や理事長職をながく務めることになった。

こうした下関で企業経営の経験をつんだうえで、続いてのステップアップとなったのが門司築港会社への関与である。同社の設立は官側で計画されたものであるが、広橋の書簡からも窺われるように、下関側の代表として同社の設立に参画し、重役として同社の運営に深く関与した。その一方で、渋沢、大倉、安田、浅野といった中央の有力財界人との交流も生まれた。

そして、同築港会社の設立に前後して、豊永の企業家活動の中で最も重要な企業となる日本舎密製造会社の創立が計画されていった。豊永にとってこれまで経験したことがない化学企業の創設だけに、品川や中沢の存在無くして同社の企業化を決断することはなかったであろう。豊永は品川や中沢さらには、門司築港で得た人脈等によって中央からも資本を呼び込むことができる企業家へと、その性格を変容させていった。

豊永の企業家としての成長には、武士出身という出自が大きく影響していたことは、こ

れまでにも述べてきた通りである。豊永が企業家として事業展開を行っていく中で、旧藩主毛利元周、明治政府の高官となった品川弥二郎、野村靖、井上馨、豊永と同じ地方企業家の笠井順八等の武士出身者との交流が企業家活動を支えていたのであった。

一方で、日本舎密製造会社という化学企業の創業は、同社が立地した小野田が小野田セメントとともに近代工業が遅れていたと言われる山口県において希有な存在として、工業化を先導することになり、地域経済の活性化が図られた。山口県という地方においてもこうした近代産業の勃興によって、わが国の産業革命の一翼を担うことになったのである。

本章で考察してきたように地方企業家豊永長吉は、事業展開をしていく中で企業家としての成長を遂げつつ、その性格を変容させていった。中村尚史が述べている「顔の見える関係」によって[50]、地元における資本調達を可能としたうえで、中央からも資本を導入して化学企業を創設することができる企業家へと成長した。しかし、1911年に豊永が亡くなると、1923年には都市部に基盤を置く大日本人造肥料株式会社に吸収合併され、日本舎密は同社の一地方工場として操業していくことになった。

注

1) 本章では豊永長吉の企業家としての成長過程を取り上げ、日本舎密製造会社については次章で詳述する。
2) 土屋喬雄『日本資本主義の経営史的研究』みすず書房、1954年。
3) 東畑精一『日本資本主義の形成者』岩波書店、1964年。
4) 石川健次郎「明治期における企業者活動の統計的観察」、『大阪大学経済学』第23巻第4号、1974年。
5) 高橋亀吉『日本の企業・経営者発達史』東洋経済新報社、1977年。
6) 竹村英二『幕末期武士／士族の思想と行為　武人性と儒学の相対的素養とその転向』御茶の水書房、2008年。
7) J.Hirschmeier(1964) "*The Origins of Entrepreneurship in Meiji of Japan*"(土屋喬雄・由井常彦訳『日本における企業者精神の生成』東洋経済新報社、1978年)を参照。
8) 浅野俊光『日本の近代化と経営理念』日本経済評論社、1991年を参照。
9) 伊藤隆・尾崎春盛編『尾崎三郎日記』下巻、中央公論社、1992年、316頁。
10) 尾崎三良『尾崎三良自叙略伝』下巻、中央公論社、1977年、132頁。
11) 高橋『日本の企業・経営者発達史』、22頁。

12) 中村尚史『地方からの産業革命』名古屋大学出版会、2010年、10～11頁。

13) 企業を設立する際の発起人や出資者、さらにはその運営に関わる人的な繋がり(人脈)について全国を視野に入れて解明を試みた研究に、鈴木恒夫・小早川洋一・和田一夫『企業家ネットワークの形成と展開』名古屋大学出版会、2009年がある。同書の412頁に「明治31年において6社以上で役員であった人物」として豊永長吉の名前があり、同書では役員7、商業会議所会員など1とされている。同書では数値のみが取り上げられているが、上記の「明治31年」を含めて豊永が役員を務めていたのは、次の企業等であった(役職は最高職を示した)。

日本舎密製造株式会社(社長)、千寿製紙株式会社(取締役)、門司築港株式会社(取締役)、門司鉄工株式会社(取締役)、株式会社門司石炭取引所(監査役)、真宗信徒生命保険株式会社(取締役)、株式会社起業銀行(頭取)、株式会社起業貯金銀行(頭取)、豊永組(取締役)、豊浦士族就産義社(社長)、豊浦貸金株式会社(取締役)、馬関煙草株式会社(取締役)、株式会社赤間関米穀株式取引所(理事長)

14) 「四士履歴」は、下関市立長府図書館が所蔵している。なお、本章の中で特に注記のないものは、同史料からの引用である。

15) 真田新蔵編『硯海集』硯海発行所、1906年に所収。

16) 『馬関毎日新聞』は、山口県立山口図書館所蔵。

17) 「故豊永翁逸事　三」、『馬関毎日新聞』1911年7月29日付。

18) 「豊永長吉翁手元日記抜粋　巻二」は、下関市立歴史博物館所蔵。

19) 長府藩報国隊については、徳見光三『長府藩報国隊史』長門地方史料研究所、1966年を参照。

20) 下関市史編集委員会編『下関市史—藩制～明治前期—』下関市役所、1964年、699～701頁に豊永の塩問屋に関する記述がある。この中には塩問屋の「規則」が掲載されているが、原史料を意訳したものなので、本章ではその一部を現代語に置き換えて使用した。

21) 徳見『長府藩報国隊史』、303～305頁を参照。

22) 赤間関米商会所の変遷については、河野紘亮『小史　下関米取引所』福岡商品取引所、2003年を参照した。

23) 県庁大会議における豊永の発言内容については、山口県編『山口県史　史料編　近代1』山口県、2000年、278～284頁を参照した。

24) 旧大名家の家令・家扶等の役割については、内山一幸『明治期の旧藩主家と社会―華士族と地方の近代化―』吉川弘文館、2015年を参照されたい。

25) 赤間関米商会所の創立過程については、「明治九年十一月ヨリ明治十五年十二月ニ至ル　諸御届書類集」(下関市立歴史博物館所蔵)を主要史料として考察をすすめた。

26) 重山禎介『復刻　下関二千年史』防長史料出版社、1974年、558～559頁。

27) 米商会所条例の条文は、『明治九年　法令全書』内閣官報局によった。

28) 豊永組の概要は、拙稿「明治前半期における赤間関の金融機関―豊永組の分析を中心として―」、『山口県史研究』第5号、1997年を参照。

29) 山口県内の国立銀行については、拙稿「金融～山口県銀行変遷史～」、山口県教育庁文化財保護課編『山口県の近代化遺産』山口県文化財愛護協会、1998年を参照。

30) 山口県文書館所蔵(諸家文書、上村家358)。

31) 山口県文書館所蔵(豊浦郡役所92～95)。

32) 「豊永組第弐期四回半季実際報告」は、下関市立長府図書館所蔵。

33) 下関文書館編『長府名勝旧宅址記　史料叢書5』下関文書館、1973年、32頁。

34) 「豊永組改正ノ旨趣」(下関市立長府図書館所蔵)による。

35) 門司築港の概要については、高野江基太郎『門司港誌　全』(復刻版)、名著出版、1973年、拙稿「明治期の関門地域における港湾整備―門司築港会社の事例を中心として―」(『地域文化研究』第15号、梅光女学院大学。2000年)を参照した。

36) 高野江『門司港誌　全』(復刻版)、11～12頁。

37) 玉江彦太郎『若き日の末松謙澄　在英通信』海鳥社、1992年、194～195頁。

38) 広橋の書簡は、佛教大学近代書簡研究会編『宮津市立前尾記念文庫所蔵　元勲・近代諸家書簡集成』宮津市、2004年によった(同書、454～455頁)。

39) 米津三郎編『明治の北九州』小倉郷土会、1964年、200頁。

40) 硫酸製造会社については、伊牟田敏充『明治期株式会社分析序説―講義用テキスト―』法政大学出版局、1976年を参照した。

41) 技術面を中心とした日本舎密の先行研究には、鎌谷親善『日本近代化学工業の成立』朝倉書店、1989年がある。

42) 品川弥二郎の経歴については、奥谷松治(1940)『品川弥二郎伝』高陽書院、1940年を参照した。

43) 山下三郎編『大日本人造肥料株式会社五十年史』大日本人造肥料株式会社、1936

年、141 頁。

44) 鴨居武編『中沢岩太派博士喜寿祝賀記念帖』中沢岩太派博士喜寿祝賀記念会、1935年、70 頁。

45) 鴨居編『中沢岩太派博士喜寿祝賀記念帖』、71～72 頁。

46) 井上馨文書「舎密製造処設立概算」(国立国会図書館所蔵、698 - 33)。

47) 「佐々木男也関係文書」(山口県文書館所蔵、両公伝史料、801)。

48) 山下編『大日本人造肥料株式会社五十年史』、141 頁を参照。なお、旧藩から預託された塩田は、名義上、豊永の所有となっていたようである(『山口県第十二回勧業年報』、山口県文書館所蔵、諸家文書、勝間田家 615、による)。

49) 小野田への誘致は、「笠井順八翁履歴」(小野田市史編集委員会編『小野田市史　史料下』小野田市、1988 年、374～380 頁)による。

50) 中村尚史『地方からの産業革命』、序章を参照。

表４－１　赤間関米商会所株主一覧　(1876年11月現在)

株　主　名	持株(株)	持株比率(%)	役　職	備　　考
豊永長吉	70	23.3	頭取	塩問屋
徳永源衛	70	23.3	(副頭取、頭取)	物品問屋
加藤喜右衛門	40	13.3	(副頭取)	
内田孫四郎	20	6.6	(副頭取)	
中本栄八	20	6.6	肝煎	仲買人
山根八左衛門	20	6.6	肝煎	
市来兵助	10	3.3	肝煎	
芳岡六左衛門	10	3.3	(肝煎)	物品問屋
富盛茂兵衛	10	3.3	(肝煎)	
梶永清左衛門	10	3.3	(肝煎)	物品問屋、仲買人
住吉辰蔵	10	3.3		仲買人
池田龍助	10	3.3		仲買人
合　計　12名	300			

注:①１株の額面は、100円である。

②属籍は豊永を含め、全員が「山口県平民」である。

③株主の住所は全員、「山口県第15大区１小区」で、現在の山口県下関市である。

④役職欄には、創立時の米商会所での役職を記し、(　　)は創立以降に就いた役職である。

出所:「明治九年十一月ヨリ明治十五年十二月ニ至ル　諸御届書類集」(下関市立歴史博物館所蔵)、真田新蔵編「下関物品問屋組合史」(『硯海集』硯海発行所、1906年所収)等より作成。

表４－２　門司築港会社株主一覧　(1889 年)

株主名	住　所	持株(株)	持株比率（%）	備　考
渋沢栄一	東京府深川区福住町	10	10.0	第一国立銀行頭取、王子製紙会社会長、東京人造肥料会社会長
大倉喜八郎	東京府浅草区霊南坂葵町	10	10.0	大倉財閥創業者
安田善次郎	東京府日本橋区小網町	10	10.0	安田財閥創業者
浅野総一郎	東京府深川区清住町	10	10.0	浅野財閥創業者
斎藤美知彦	福岡県企救郡小倉町	8	8.0	旧小倉藩士、第八十七国立銀行頭取、九州鉄道会社取締役
清水可正	福岡県企救郡小倉町	5	5.0	旧小倉藩士、京都仲津郡長、第八十七国立銀行取締役、九州鉄道会社取締役
豊永長吉	山口県豊浦郡長府村	5	5.0	旧長府藩士、日本舎密製造会社社長、千寿製紙会社取締役
桂　弥一	山口県豊浦郡知長府村	5	5.0	旧長府藩士、酪農家
高島義恭	熊本県熊本市長安寺町	5	5.0	旧熊本藩主細川家家扶、第六国立銀行取締役、肥後銀行取締役
松田源九郎	長崎県長崎市酒屋町	4	4.0	第十八国立銀行頭取、九州鉄道会社取締役
久原庄三郎	大阪府東区今橋町	4	4.0	藤田伝三郎の兄、大阪アルカリ会社頭取、大阪商船取締役
八限正名	福岡県仲津郡祓郷村	2	2.0	旧小倉藩士、第八十七国立銀行取締役、豊蚕社社長(士族授産企業)
熊谷直侯	福岡県田川郡香春村	2	2.0	旧小倉藩士、田川郡長、第八十七国立銀行取締役
守永久吉	福岡県企救郡小倉町	2	2.0	小倉の豪商、第八十七国立銀行取締役
草刈隆一	山口県赤間関市赤間町	2	2.0	第百十国立銀行支配人
山田寅吉	大阪府西区土佐堀町	2	2.0	旧小倉藩士、日本土木会社技術部長
桑原深造	大阪府東区今橋町	2	2.0	
木村静幽	大阪府東区船越町	2	2.0	大倉組社員、日本土木会社理事、大阪土木会社社長
難波舟平	山口県赤間関市東南部町	2	2.0	旧長府藩士、豊永組頭取、赤間関商法会議所副会頭
柏木勘八郎	福岡県京都郡行橋町	1	1.0	行橋の素封家、第八十七国立銀行取締役
枡見茂平	福岡県企救郡文字関村	1	1.0	行橋町会議員、福岡県議会議員
垣永新作	福岡県企救郡文字関村	1	1.0	
隅田広吉	福岡県企救郡文字関村	1	1.0	
西田辰蔵	福岡県企救郡文字関村	1	1.0	
松田和七郎	福岡県企救郡小倉町	1	1.0	旧小倉藩士、第八十七国立銀行取締役
中村為弘	福岡県企救郡板櫃村	1	1.0	門司築港会社書記、門司市市議会議長
若井伴七	福岡県企救郡八屋村	1	1.0	
合　計	27 名	100	100.0	

注:①『門司港誌』には株主の名簿について、その年次が記載されていない。しかし、同書には「創業の株主は門司開港の歴史上最も浅からさる縁故あれは、今其事業の沿革に先ち株主の氏名及株数を掲げて之を後日に伝ふ可し」(21 頁)との記載があることから、創業年の 1889 年とした。

②1894 年に 1 株 2,500 円を 500 円として総株数を 5 倍にしているが、資本金額の増減は行っていない。

出所:『門司港誌』21～24 頁、『福岡県史　通史編、近代　産業経済(1)』、『門司市史』、『行橋市史』、神崎義夫「北九州における近代企業家の発生(2)」、『豊前人物志』、『実業家人名辞典』、『大阪人名辞典』、『日本全国諸会社役員録　1』等より作成。

表４－３　民間硫酸製造工場一覧　(1897年頃)

所在地	名　称	創業年	資本金(千円)	鉛室硫酸月額生産高(千ポンド)	用　途　等
大　阪	大阪アルカリ株式会社	1879	500	1,950～3,000	人造肥料、晒粉、
東　京	東京人造肥料株式会社	1887	500	1,200	人造肥料
山　口	日本舎密製造株式会社	1889	465	1,350～1,500	晒粉、ソーダ、緑礬、国外輸出
大　阪	大阪硫曹株式会社	1892	500	1,800	人造肥料、晒粉、ソーダ
東　京	関東酸曹株式会社	1895	500	1,200	晒粉、ソーダ類
大　阪	日本硫酸株式会社	1896	200	900～1,000	重クロム酸、国外輸出
大　阪	硫酸晒粉株式会社	1896	150	780	晒粉、国外輸出
新　潟	新潟硫酸株式会社	1896	80	450	石油精製
合　計	8社		2,895	9,630～10,930	

注:上記の民間工場の他、御料局王子硫酸製造所において月額約1,200,000ポンドの硫酸が製造されていた。

出所:庄司務編『改訂増補　日本曹達工業史』曹達晒粉同業会、1938年、203・775～776頁より作成。

第５章　　日本舎密製造会社の創業と事業展開

はじめに

明治維新以降のわが国に西洋から移植された近代産業の中で、工業化のための基礎的な素材となる硫酸やソーダ類を製造する化学工業は、工業化を遂げていこうとしているわが国にとって必要不可欠な産業分野であった。当初は官営によってスタートしたわが国の化学工業であったが、次第に民間からも化学工業に参画するものがあらわれるようになり、わが国においても化学製品(薬品)を製造する企業の立ち上げが行われていくようになった[1]。

本章において考察の対象としている日本舎密製造会社(以下では、日本舎密と称する)は、旧長府藩士豊永長吉によって 1889(明治 22)年に創業された化学企業である。同社のわが国の化学工業分野における位置付けは、わが国で初めてとなる硫酸とソーダ類を同時に製造する工程を有した民間最初の総合無機化学工場を建設した化学企業であった[2]。社名となっている舎密(せいみ)とは、前章でも述べているように、化学を意味するオランダ語 Chemie の和訳であり、明治初期に新政府の手によって化学や物理の初歩的な教育と化学的製品の販売を行う機関として大阪舎密局と京都舎密局が設置されている[3]。

日本舎密については、これまでにも同社の社史関係の文献の中で、その概要が記されている[4]。また、同社を研究対象として取り上げたものとしては、鎌谷親善の研究がある[5]。しかし、これらの文献は、化学企業である同社の技術面に主要な関心があり、豊永と同社との関連や経営状況については殆ど触れられていない。

本研究では既に前章で、創業者豊永長吉が日本舎密を設立することになった動機について詳述している[6]。そこで本章では、日本舎密の創業の過程から説き起こし、創業初期において経営組織等の業務運営体制の構築がどのように行なわれたかをはじめとして、明治期の経営状況を中心とした考察を進めていく。その際、わが国の工業化初期の段階で株式会社の経営者が如何なる事業運営を行っていたかを解明するため、創業者豊永長吉による舵取りを、主として株主総会における役割に焦点を当てつつ検討していくことを課題とする。

第１節　日本舎密製造会社の創業

1886 年にドイツ公使の品川弥二郎から豊永長吉に送られた書簡を契機にして日本舎密の企業化が企図され、3 年後の 1889 年に日本舎密の設立にむけた動きが本格化していった。豊永にとって化学工業はこれまで経験したことのない新たな分野への挑戦であった。豊永は会社創設に向け資本金の総額を 50 万円と見積もり、株主の募集を開始するが、50 万円は大金であり、地元の山口県だけでは到底この金額を調達できないと考えていた。

そこで品川や帝国大学教授の中沢岩太からの支援が得られやすい東京で会社の設立を計画した。設立発起人には、豊永の他に、日本郵船の吉川泰二郎、旧徳島藩主蜂須賀家の家令藤本文策、旧岡山藩主池田家の家令水原久雄、和歌山の大地主で第四十三国立銀行の重役を務めた久保田三郎と各地の有力者が名を連ね、1889 年 6 月 18 日付けで、以下のような創立規約を定め、7 月 16 日に東京府知事より設立が認可された[7]。

有限責任　日本舎密製造会社　創立規約

第一条　会社ハ株式組織ニシテ、日本人ニ限リ株主タルヲ得ルモノトス

第二条　会社ヲ設立スル目的ハ舎密的ノ製造及販売ノ業ヲ営ムニ在リ

第三条　会社ノ名ハ有限責任日本舎密製造会社ト称スベシ

第四条　会社ノ本店ハ東京ニ置キ、製造所ハ山口県下長門国ニ設置スベシ

第五条　会社株主ノ責任ハ其所有ノ株高限トス

第六条　会社ノ資本金ハ五拾万円ト定メ、之ヲ壱万株ニ分チ、壱株金五拾円トス

第七条　会社ノ営業年限ハ開業ノ日ヨリ満弐拾箇年トス

第八条　会社ノ定款ハ株主ノ会議ニ於テ議定スベシ

右、創立規約ノ条款議定立約シタル証拠トシテ、茲ニ発起人一同記名調印ス者也

(発起人は略す…引用者)

この史料から日本舎密は株式会社形態の企業であり、化学製品の製造と販売を目的としていた。また、第 4 条にもあるように日本舎密の本社は東京に置かれることになったが、工場は創業者の豊永の地元である山口県に設置されている。発起人の中で初代社長には東京在住の水原が、豊永・藤本・久保田は取締役に就任した。1889 年は豊永にとって大変多忙な年となり、日本舎密に加えて、門司築港会社、千寿製紙会社(後述)が相次いで設立された年で、豊永自身が日本舎密は取締役のみに留めてほしいと懇願している[8]。しかし、化学企業にとっては最も重要な工場が山口県に設置されたことで、豊永の監視の目が十分

に行き届くことになったといえよう。

株主の募集について、東京方面は品川や中沢等に、関西方面では旧知の磯野小右衛門等に相談したものと考えられる。表 5 - 1は同社の主要株主を一覧表にして示したものである。豊永が同社の全株式の 8.1％を所有する筆頭株主となり、豊永に続く大株主として6.5％を所有する磯野小右衛門は豊永と同郷の米穀商である。磯野は幕末期に下関で米穀商を営んでいたことがあり、この時に豊永と知り合ったのであろう。その後、磯野は大阪に出て行き、堂島米商会所の頭取を務めるなど、大阪で米穀商として成功をおさめた[9]。磯野と硫酸事業との関連は前章でも述べた大阪の硫酸製造会社の創業時に 5,000 円を出資し、50 株の株主として嗣子の磯野良吉(日本舎密製造の第 3 代社長)の名前で名を連ねている。硫酸製造会社は藤田伝三郎や中野梧一などの山口県関係者とも縁の深い企業であり、こうした素地があって磯野小右衛門が日本舎密製造にも出資したものと考えられる。

日本舎密の創立に関わる旧藩主家との関係では、創設時の同社への出資について、株主の一人として名を連ねている毛利公爵家の家令柏村信(旧萩藩士)が、この頃、農商務大臣を務めていた井上馨に相談した史料が残されている[10]。そして、井上の同意が得られたことで、柏村名による毛利公爵家からの同社への出資が実現している。

第２節　工場の建設と生産状況

１　小野田の工場建設と千寿製紙会社

日本舎密の工場設置にあたっては、ソーダの主要原料である塩の調達とその販売先の確保を念頭に置いて検討された。豊永は豊浦郡宇部(現在の下関市王司)に自分名義の塩田を所有しており、その塩田の周辺は幕末から明治初年にかけて豊永等によって埋立てられたところであった。したがって、豊永の念頭にあった工場設置の第１候補は豊浦郡宇部の地であったと推察されるが、工場の建設にはかなりのまとまった用地の確保と地盤や用水等の問題もあり、建設予定地には宇部の他に三田尻(現在の防府市)・小野田・門司等が候補地としてあげられていた[11]。この中で特に熱心に誘致活動を展開したのが小野田セメントの創業者笠井順八であった。

小野田は江戸時代からの干拓地が海沿いに広がり、笠井や干拓地の所在する厚狭郡須恵村の村長掛部治助はこの干拓地への工場誘致を目指して豊永等への働きかけを行った。この干拓地ではすでに笠井の小野田セメントが創業を開始しており、日本舎密の工場誘致に成功すれば、雇用の増加やそれに伴った新たな町並み形成など地元にとっても大きな福音

となるものであった。しかし、干拓地にはすでに農家が点在しており、まとまった土地の確保は容易ではなく、この間の経緯について「笠井順八翁履歴」には、次のように記されている[12]。

(前略)該会社(日本舎密…引用者)ハ敷地拾町歩ノ地面ヲ要シ、此区画内ニ他人ノ土地聊カニテモ含有セバ工業上ノ差閊ヲ来スヲ以テ、一角取切リニ買得セント云フニアリ、然ルニ田地僅少ナル村落ナレバ拾町余歩ヲ一ト纏メトスルガ如キハ最モ難事ノ局ニシテ、殊ニ該地所有者十八九名ノ多キ中ニハ、仮令他ニ何程ノ事情有之モ売買ハ元ヨリ交換地ト雖モ諾セズナド野蛮ヲ申募ルモアリ、又ハ不当ノ代価ヲ請求シテ苦情ヲ鳴スモアリ、該会社新築員ハ右等ノ混雑ヲ聞キ位置ヲ去テ九州ニ移サントスルノ計画ヲ企テタリ、氏(笠井…引用者)大ニ痛歎シ折角巨万ノ金員ヲ積ミ本地ニ一大会社ノ設計アル将来本地ノ幸福知ルヘシ、然ルニ土地苦情ノ為メ是ヲ他へ転セシメントスルカ如キハ誠ニ遺憾ノ至リナリト関係者ニ対シ事理懇切ニ縷述シ、猶自身所有地二町余歩ヲ交換地ニ譲渡シ、又ハ一町三歩ノ一ハ氏ノ所有地ヲ抛事ヲ約セルヲ以テ、地民氏ノ精神ニ感シ漸ク調和ニ帰シ、今日ニ至リ始メテ氏ノ言ノ詭ラサルヲ欣ニ至レリ(後略)

このような笠井の用地収得のための苦労もあって、日本舎密の工場建設地が小野田に決定したのである。この工場建設地について、同社の『第壱回　実際報告』には「工場敷地ハ旧田地ヲ買上ケタルモノニシテ其地勢低落セルガ故ニ実測ノ上南部ニテ壱尺、北部ニテ三尺ヲ標準トシテ地上ヲ為ス、茲ニ工事上最大ノ便益ヲ得タルハ敷地々盤ノ堅確ナルニアリ、故ニ地形等ハ案外少額ノ費用ヲ以テ之ヲ弁スルヲ得タリ、敷地全体ノ坪数ハ六千六百三拾弐坪(此反別弐町弐反壱畝弐歩)トシ外ニ工事中下掛場トシテ使用ノ分弐千四百五拾三坪(此反別八反壱畝弐拾三歩)ヲ合セテ九千八十五坪ハ現時使用ノ坪数ナリトス」と書かれており、地盤が堅く硫酸製造時に使用する鉛室等の重い建物の建設には適していたが、干拓地でもあり工場用水の確保の面などで都合の悪いところもあった。しかし、「工場ノ位置ハ(中略)新開地ニシテ其地勢ハ東方仮県道ニ接シ、北ニハ有帆川ヲ控ヒ西南海ニ瀕ル、此地馬関ヲ去ル海上五里ニ過キズ一日数回汽船ノ往復アリ運輸上頗ル便利」(『第壱回　実際報告』)な地であり、有帆川の河口に位置することから工場で生産された硫酸やソーダ等の製品の積み出しや原材料の搬入にも船を利用することができたうえ、工場用地として確保できた総面積は当初の計画にほぼ沿った約9町歩であった[13]。

工場の建設に当って実務面を担当したのは中沢岩太で、中沢はこの頃帝国大学教授と印刷局技師を兼ねており、同社の株主としても名を連ねている。中沢は工場の図面を引くとともに技術責任者として門下生で帝国大学工科大学応用化学科を卒業したばかりの坪井儁太郎の入社を斡旋している[14]。坪井は1889年12月に同社の技師長に任命されて小野田に向かい、工場の敷地整備や建設資材の購入等を行ったうえで、翌90年3月から工場の建設に取り掛かった。工場の建物については日本土木会社大阪支店が建築を請負い、内部の備品や機械類等については海外からの購入と国内では川崎造船所に発注して調達したが、工事は予想通りの難工事となったうえ、完成間近の鉛室から出火してグラヴァー塔やゲーリュサク塔を類焼するなどのアクシデントにも見舞われた。しかし、91年3月になって工場が一応完成し、同年5月から硫酸の製造が開始されたのに続いて、同年7月からはルブラン法によるソーダ類の製造も開始された。ソーダ類は7月下旬から8月下旬にかけて芒硝・晒粉・苛性ソーダの順で製造に着手し[15]、これにより日本舎密は硫酸とソーダ類を同時に製造する民間最初の総合的無機化学工場の操業に成功したのである[16]。

日本舎密のような工場生産をともなった企業の経営が軌道に乗るかどうかは、工場の稼動状況に大きな比重がかかっていた。それだけに技術者の役割が大きな役割を占めると思われので、創業期の日本舎密にとって中沢岩太は会社の存亡にかかわるキーマンとしても極めて重要な存在であった。中沢は工場の運営にあたる支配人も印刷局に勤務していた石井重任を推薦としているが、こうした中沢の支援の背景には、印刷局を継承した御料局長の職にあり、中沢の上司でもあった品川弥二郎の示唆があったものと推察される。品川は豊永にソーダ工業に関する手紙を出した翌年にドイツ公使の任を解かれて帰国し、1888年に宮中顧問官兼枢密顧問官となって憲法草案等の審議にあたり、日本舎密の設立された1889年には宮内省御料局長にも就任している[17]。日本舎密の設立に際しては、官営工場として硫酸やソーダ類の製造を行っていた印刷局(御料局)のノウハウを活かすべく計画立案が行われたようだ。これは同官営工場の民間への払い下げとしての側面をも有したてものと考えられ[18]、同官営工場の事業の継承と発展を品川が豊永に託した、官から民への技術移転といえるものでもあったといえよう。

こうした経過を経て、日本舎密は小野田に工場を建設して製品の製造を開始することになったが、この日本舎密と有機的な結びつきの元に設立された会社が千寿製紙株式会社(以下では、千寿製紙と称す)である[19]。千寿製紙は日本舎密の大株主でもあり取締役にも就任している藤本文策が家令を務める旧徳島藩主蜂須賀家を主要な出資者として1889年に設

立された製紙会社で、当初は企業名ともなっている東京の千住に工場を建設しようとした。しかし、東京では燃料の石炭の入手や原料となる藁の購入等に不安があった他、立地を予定していた場所が工場の建設地とて不向きなことが判明し新たに工場の設置場所を探していた。会社の運営は藤本の推薦で自由民権運動の活動家から実業家に転じた小室信夫が社長に就任してあたることになり、工場の建設地について小室が知り合いの品川弥二郎に相談すると、品川から豊永を紹介された[20]。1889 年 1 月に小室が長府の豊永を訪ねて会談し、豊永が計画していた日本舎密から製紙製造の工程で使用するソーダの供給が受け易く、水利にも恵まれた福岡県小倉町郊外(現在の北九州市)の紫川の河口に工場を建設することとなった。この小倉の選定に当っては、将来は製品の大陸等への輸出を考慮して豊永が進めていた門司築港の完成後に[21]、門司港から積み出すことも選定の理由の一つにあったものと思われる。なお、社名の千寿は、東京の千住に因んでつけられたものである。

千寿製紙も本社を東京に置き、工場を小倉に設置することになったが、これは資本金の調達と会社の設立事情によるものと考えられる。同社はもともと東京の洋紙商組合が設立を計画し、銀座の杉井商店などに小室を加えた面々が設立委員となり、これに蜂須賀家が資金面での賛助をすることで計画が具体化された。資本金の 25 万円の株式は日本舎密と同様に私募によって調達され 1 株 50 円で 5000 株が発行され、30 名が株式の募集に応じた。蜂須賀家を代表する藤本と初代社長に就任した小室がともに 600 株で筆頭株主となっている。

株主の中で、藤本・小室に次ぐ出資をしている光村弥兵衛は、民間初の化学企業である硫酸製造会社の設立に藤田伝三郎や中野梧一とともに関わった大阪の商人で、硫酸製造会社においても 264 株(2 万 6400 円)を所有する大株主となっている[22]。また、豊永も 176 株(8800 円)を所有し監査役(のちには取締役)に就任して重役の一人として千寿製紙の経営に参画し、日本舎密と有機的な結合が図られることになった[23]。日本舎密と千寿製紙との関連については、日本舎密の技師長等を務めた西川虎吉が、後年、「丁度豊永さんが小倉の千寿製紙会社……あれを経営して(千寿製紙の重役…引用者)、日本舎密会社の苛性ソーダ及晒粉と連絡を取りまして次第に発展した」と回想している[24]。

小倉町郊外の千寿製紙の工場は日本舎密よりも若干早く、1889 年 4 月に起工式を行って建設がはじまり、翌年 6 月に棟上式を実施した。工場で使用する製紙機械はイギリスに注文し、同社から 2 名を技術収得のためイギリスに派遣した。同年 11 月より試運転を開始し、作業の必要上からイギリス製の発電機 2 台を据え付けて夜間操業のための電灯をと

もした。これは小倉地域でともった初めての電灯となり、起工式から2年が経過した1891年4月より本格的な営業運転に入ったが、同工場は北九州地域における近代工場の嚆矢となるものであった[25]。

2　創業初期の経営組織と生産状況

日本舎密は東京に本社を置き、小野田に工場が建設された。小野田は前掲の史料にもあるように「此地馬関ヲ去ル海上五里ニ過キズ一日数回汽船ノ往復アリ運輸上頗ル便利」な地であり、馬関(下関)に居住している豊永にとっても工場の稼働状況を見ていくうえで、都合のよい場所であった。また、同社の創業初期の事業所別従業員数をまとめたものが表5-2である。東京本社(本店)とはいえ従業員は7名で、社長や取締役も現在のように常時会社に詰めていたわけではなく、随時従業員に対して指示を出していた程度であったが、東京本社については社長の水原が指揮を取り、小野田工場については技師長の坪井が監督に当った。従業員も東京の本社より小野田工場の方が多く、会社の運営面の中心はやはり東京本社よりも豊永の居住地に近い小野田工場にあったといえよう。

創業初期の1891年頃の経営組織は社長を中心にして取締役･相談役が経営の中核となり、東京本社・小野田工場・大阪支店・赤間関出張所の各事業所で構成された。社長の権能等については、同社の定款に次のように記されている[26]。

第十三条　株主総会ニ於テ株主中ヨリ五名ヲ選挙シテ取締役ニ任ズベシ
取締役ノ被選挙権ハ六十株以上ヲ所有スル株主ニ限ル、取締役ノ定員ハ事務ノ繁閑ニ従ヒ総会ノ決議ヲ以テ増減スルコトヲ得

第十五条　取締役ハ同僚中一名ヲ推選シテ社長ニ任ズベシ、社長ハ取締役中ヨリ理事ヲ選任スベシ、理事ハ定員ナシ

第十七条　社長ハ此定款ニ拠テ会社一切ノ事ヲ総理シ諸役員ヲ統率シ会社全体ノ責ニ任ズ

第十八条　社長ハ技師及ヒ支配人以下ノ諸役員ヲ任命シ其給料ヲ定メ及ヒ進退黜陟賞罰ノ権ヲ有ス

第十九条　社長ハ会社ノ内規ヲ定メ役員ニ分掌ヲ命シ及ヒ営業上必要ノ諸規則ヲ定ムベシ

第二十条　社長ハ最モ会社ノ利益ト認ムル方法ヲ以テ営業上百般ノ事ヲ処理スルハ其職

権内ニ属スト雖モ重要ノ事件ハ先ツ取締役ノ協議ヲ経ベシ、但シ、臨時緊急ノ場合ハ此限リニアラス

日本舎密の定款は旧商法の施行される前に、その影響を受けることなく独力で作成されたものである[27]。創業者の豊永を始めとして取締役や株主の中には他社の取締役等を兼ねていたものもおり、定款の作成にあたっては先発の他社の定款を参考にして作成されたものと推察される。まず、同社の重役については第13条で、60株以上を所有する株主の中より5名を選出する旨が定められ、取締役の定員については株主総会の決議で増減することができた。この株主総会における議決権は第49条で「総会ニ於テ事ヲ決スルニ当リ株主ハ各所有スル株数十株迄ハ一株毎ニ一個ノ発言投票権ヲ有シ、十一株以上百株迄ハ五株毎ニ一個ヲ増加シ、百一株以上ハ十株毎ニ一個ノ権利ヲ増加スルモノトスル」と規定され、旧商法の施行以後になって一般化してくる「1株1票型」ではなく、大株主の議決権行使に何らかの制限を加えることになる「大株主制限型」を採用していた[28]。

第15条で取締役からの社長の選出が規定され、社長は自らの権限で取締役の中から理事を選任できるとされ、理事は現在の専務に相当するものであったと思われる。そして、第17条から第20条には社長の役割や権限が規定され、人事面では取締役以外の従業員の任命権を社長が有しており、重要な業務に関しても場合によっては取締役に諮ることなく社長の権限で社務を遂行することができた。したがって、同社の経営組織は社長を中心にして取締役と相談役で重役陣が構成され(当初の理事は取締役の久保田・山県の2名)、その下に本社や工場等の各部門があり、社長のもとでこれらが統制されていたのである。しかし、初代社長の水原久雄は東京在住であったため、社長がこのような権限を行使して経営にあたることになるのは豊永以降であったといえよう。

こうした経営組織の整備とともに小野田工場でも製品の製造が開始されるようになった。表5-3は創業初期の製造高を示したものである。製造が始まった1891年は9品目の製造にとどまり、2年後の93年から12品目の製造が可能となって製造も漸く軌道に乗ってきたといえよう。この間にも、技師長の坪井儁太郎が創業開始直後の91年8月に工場で被災し火傷をおったために辞任し、その後任について豊永が品川弥二郎に相談したところ、印刷局長得能良介の斡旋もあって御料局技師の隈元清幸が小野田工場の工場長として3年契約で招請されることになり、隈元と同時に御料局に勤務していた大住利葆も3年契約の技師として同社で技術指導にあたることになった[29]。

表 5 - 3 で示した日本舎密の製造品目は、このような出来事をのり越えて達成されたものであり、創業初期の製造品の中では、塩酸の製造高がトップを占め、これに続いて芒硝・グラバー塔硫酸・苛性ソーダ等の製造高が上位の製造品目で、93 年からは硫酸鉄の製造を開始している。

こうした工場の操業初期の状況について、「硫酸ハ見本トシテ在来ノ品ヲ併セ、東京・大坂ニ又タ九州地方ニ輸送シタルカ、就中大坂ノ如キハ他製品ト比較シ、優ルアルモ劣ルコトナシトノ好評ヲ得、苛性曹達・晒粉ノ両品ハ重ニ千寿製紙会社ニ販売」(「第三回　実際報告」)していたのである。

なお、豊永は 1892 年から日本舎密の経営に専念すべく水原から社長職を引継ぎ、同年に本社も豊永の地元である赤間関市(現在の下関市)に移転して会社の機能性を高めた。社長就任後の井上馨宛て書簡の中で「舎密会社長ヲ引受ケ繁忙」と述べていることからも [30]、日本舎密を含めて千寿製紙や門司築港会社等の運営で多忙な日々をおくっていた。水原は豊永と社長を交代したあとも取締役にとどまり、1900 年に取締役を退任している。

第 3 節　日本舎密の株主総会と事業展開

1　株主総会と経営者の役割

株式会社の最高意思決定機関といえる日本舎密の株主総会について、創業から約 10 年間の推移をまとめたものが表 5 - 4 である。1889 年 9 月に開かれた最初の臨時株主総会から大阪商業会議所で第 16 回通常株主総会が開催される間での約 9 年間は東京で開かれているが、これは当初の本社が東京にあったことと株主の約半数が東京在住者によって占められていたためと考えられる。

開催場所については第 1 回通常株主総会以外は、東京海上保険会社が使用されているが、これは初代社長の水原久雄が東京海上の取締役を兼ねていたことによるもので、第 19 回通常株主総会における千寿製紙会社の使用も、豊永を通じて同社と日本舎密が密接な取引関係にあったからである。

株主総会における毎回の主要な議案の一つは利益金の配当についてで、定期的な重役(取締役や監査役)の改選や定款の改正なども主な議案となっている。この他にも本社の移転や資本金の減資、工場の焼失とその善後策など経営に関する重要事項の討議も株主総会で行われている。株主総会の開催時間は 1 時間から 2 時間程度で終了しており、おそらくは株主総会前に事前に総会に関する根回しを行った上で総会が開催されたために短時間で終わ

ることが多かったと思われるが、大阪で開かれた第16回通常株主総会と第17回通常株主総会はともに利益金の配当を巡って紛糾し、それぞれ臨時株主総会が開かれている。会社の経営状況は日清戦争後の不況の影響もあって、1897年の上半期から翌98年の下半期までの3期連続の無配状態となり(表5-8を参照)、おそらくは大阪在住の株主の不満の高まりもあって同地で開かれた2回の通常株主総会は2回とも紛糾することになった[31]。

日本舎密の株主総会では社長が議長(『実際報告』では、会長と呼ばれている)を務めて総会を取り仕切ったが、こうした会社の危機に対して社長豊永長吉は次のような対処方法を株主に提示して危機を乗り切ったのである。

まず、工場を焼失して重大な岐路に立たされた1893年11月20日に開かれた臨時株主総会において、豊永は以下のように述べている[32]。

(前略)本月十日工場内硫酸製造部ノ焼失ニ付其出火ノ実況ヲ報告スルコトトナシ即チ会長(豊永長吉…引用者)ヨリ其概況ヲ述ベ、尚此件ニ付工学博士中沢岩太氏ニ学理上ノ説明ヲ乞フ、同氏ハ此回出火ノ原因ナラント云フベキ諸点ヲ挙ゲ一タビ発火セシトキハ消防ノ困難ナル所以ヲ縷々説明サレ、復旧工事ヲ為スニハ充分ナル研究ヲ遂ゲ一層完全ナルモノヲ新築スルノ目的ヲ以テ着手スベシトノ注意アリ、尋テ会長ハ書記ヲシテ此度ノ損害高調書ヲ朗読セシメ夫ヨリ議案第一項定款改正ノ件ニ移リシニ定款第四十三条ノ内、準備積立金純益金十分ノ二トアルヲ十分ノ一、別途積立金但書ニ配当金ノ割合一ヶ年六分トアルヲ八分ニ、株主配当金純益金十分ノ五トアルヲ十分ノ六ト修正ス、其他字句ノ改正ハ総テ取締役ニ一任スルコトニ決ス、此時会長ハ出火被害ノ善後策ニ関シ取締役一同ノ意見トシテ此度出火ノ為メ被リタル損害ハ概算実ニ六万円ニ上レリ、然レトモ此損害高ノ内ニハ殆ント壱万円内外ノ有価物品アリ、且ツ復旧工事ヲ為スニ技術上専ラ新式ニ依リ出来得ベキ丈ケ安価ニ仕上ル積リナレバ、実際ノ損害及復旧工事ニ要スル費用ハ案外ニ少額ナルヤモ難計、又商法ニヨレバ会社ニ於テ損失金ノ償却ヲ了ラザレバ株主ヘノ利益金配当モ出来ザル定メナレトモ、会社財産中ニハ先年創立ノ際ニ比スレバ目今非常ノ高値トナレルモノ多ク、現ニ工場敷地及付属地及大坂支店地所家屋ハ買入価格ノ倍数以上トナレリ、此等高値トナリ居ルモノ及工場建築費機械費等現今見積価格ノ差増ヲ以テ焼失被害ノ損失金ヲ填補シ、貸借対照表及財産目録ヲ作ルトキハ更ニ差支ナキコトニモアレバ、特ニ株金ノ募集ヲ要セズ、復旧工事ノ模様ニヨリ臨機借入金ヲ為ストキハ爾後毎半期利益金ノ内ヲ以テ其時々償却スルコトヽセバ、事業上随分困難ナランナ

レトモ其困難ニ耐へ得ヘキ見込ナリトノ説明ヲ為シ、出席株主一同異議ナキ旨ヲ述ベ(中略)取締役報酬トシテ壱ケ年金三千円ヲ支給シ其分配ハ取締役ニ一任シ、監査役報酬トシテ壱名ニ付壱ケ年金百五十円ヲ支給スルコトニ決シ無事閉会セリ

社長の豊永は、焼失後の技術的な対処方法について中沢岩太に依頼するなどして、工場焼失後の善後策策定にむけた総指揮をとり、積立金の割合を引き下げる一方で、株主に対しては配当の割合を引き上げており、こうした処置は社内での事故により株主の投じた資金を同社から引き上げさせないような手立てとして豊永が提示したものと思われる。

また、日清戦争後の無配となった頃が豊永にとっても企業家として最も苦しんだときであり、豊永から品川弥二郎に宛てた1897年9月6日付けの書簡の中で「兼々御噂申上候金融も全国事業家の注意より安外に融通仕候。併し到底恐慌之覚悟は仕居候間少しも御配神被下間敷候、命のある限りはどのよふな辛苦でも致して乍恐御覧に入る決心に御座候、御笑察願上候」[33]と、企業経営者としての考えを述べている。

さて、1898年7月28日に大阪で開かれた第16回通常株主総会は、次のような経過で推移した[34]。

(前略)午後二時一同着席、社長豊永長吉氏会長席ニ着キ三十一年上半期間ニ於テ施行シタル業務ノ要領及諸勘定ノ報告ヲ為シ利益金分配案ニ就キ審議セシニ衆議一決ニ至ラス依テ、翌廿九日同市北浜灘萬ニ於テ其延期会ヲ開キ午後第七時一同着席前日ニ引続キ更ニ利益金分配案ニ就キ審議セシニ目下会社資金欠乏大困難ノ場合ニ付当期ハ株主ヘノ配当ヲ見合セ、利益金ノ内準備積立金及役員賞与金ヲ原案ノ侭トナシ残額悉皆即チ金九千三百七十円六拾七銭弐厘ヲ後期ヘ繰越スコトニ決ス

次ニ臨時総会ニ移リ株金払込ノ件ヲ議セシニ、目下世上一般金融大逼迫ノ折柄ニ付此際株金ノ払込ヲ止メ差向キ最モ切迫セル借入金ノ返済ニ充ンカ為メ、当社大阪出張店地所家屋ヲ抵当ニ差入レ金弐万円ヲ住友銀行ヨリ借入ノ事ニ決ス、其返済方法左ノ如シ

借入期限ヲ六ケ月間即三十二年二月廿日ト定メ万一其期限ニ至リ返済ノ方法立兼ルトキハ、会社ノ現況如何ニ拘ラス株金未払込額ノ内ヲ募集シテ無相違返済スベキ事

右、借入ニ拘ラス取締役ニ於テハ従前ノ通リ必要ニ応シ出来得ル丈ケノ融通ヲ為シ又ハ当社所有ノ不動産ヲ抵当トナシテ運転資金ノ借入ヲ為スコトヲ議決シ了リテ午後十時散会ス

この時の株主総会で紛糾した理由は、前述したように株主への配当金の配分についてであった。前年 7 月に開かれた第 14 回通常株主総会において会社の業績が不振なため配当金について「年一朱ノ原案ナリシヲ、此際些少ノ配当ヲ為スヨリモ悉皆之レヲ後期へ繰越シ、今後ニ於テ其余裕ヲ作ルヘシ」[35]と決議されて以降、配当は実質 3 期連続の無配状態となったことが、今回の株主総会が揉めた原因であった。社長の豊永が同社の筆頭株主で所有経営者であったために社長の解任にはいたらなかったが、これが専門経営者であったならば株主総会において業績不振の責任を問われて社長の進退問題に発展したものといえよう。住友銀行からの借入れは同行の経営者である住友吉左衛門が日本舎密の株主(所有株数 250 株、1 万 2500 円〔内払込額 7500 円〕)であったことから可能になったものと推察され、豊永は同行からの短期の借入等もあってこの苦境を何とか乗り切り、大株主として他の株主を取りまとめつつ亡くなるまで同社の社長職にとどまり、日本舎密の事業運営の陣頭指揮にあたったのである。

なお、この時の株主総会については品川弥二郎も心配して、総会後に出された 1898 年 8 月 16 日付の豊永長吉宛書簡の中で「大坂之会議(株主総会のこと…引用者)ハ御企望ノ十分ノ三丈ケを株主ヨリ申訳ニシテ双方折合申候由何も苦々敷事御察し申上候、寸善尺魔ガ世の中の常ト申事御忘レナク御耐忍御勉務のほど奉祈候」[36]と記して、豊永を慰労している。

品川は、豊永に化学企業の創設を促す一方で、彼の尽力で官営工場の技術移転や技術者の紹介等が行われ、豊永の事業活動を側面から支援していった。品川は、同社の株主としては名を連ねてはいないものの、創業初期の日本舎密にとって、政府と民間との橋渡し役として極めて重要な存在となっていたのである。

2　明治期を中心とした事業展開

創業初期は工場の職工も含めて 27 名の従業員であったが、その後、工場の操業が本格化していくと従業員数も増加していった。表 5 - 5 は日本舎密の従業員数等の推移をまとめたものである。創業当初は手代・小使・機械師・技師助手等区別して従業員数が記されていたが(表 5 - 2 を参照)、次第に事務員・技術員・職工という 3 区分で記されるようになっていった。したがって表 5 - 5 は、この 3 区分であらわしているが、この内では事務員と技術員が同社のいわゆる常勤の社員であり、これに対して職工は生産の動向にあわせて臨時的に雇用される人々であった。従業員数は 1892 年末に 100 名を超えているが、常勤

の社員に比べて職工数の増減が激しいことがこの表から窺われが、事務員を19名から12名に減少させた頃は日清戦争後の不況を乗り切るために社内改革を進めていたときで、その一環として行われた人員整理にともなうものであった。

これは社長の豊永を中心にして進められてきた同社の経営改革によるもので、具体的には、本社を下関から小野田工場の敷地内に移転し、経営管理体制の強化を図るとともに、経営の合理化として東京支店の廃止と、人員整理を断行した。さらに、豊永を含めた重役報酬の減額等を実施したことである。また、中沢岩太の仲介によって東京帝国大学助教授の西川虎吉を技師(のち、同社の技師長・取締役を経て、九州帝国大学教授)として招請し、工場の技術革新に努めた事も同社の業績の向上に繋がった[37]。そして、従業員数が200名を超えた1901年末頃からは、不況を乗り越えて経営状態も徐々に安定してきてきた。日露戦争を契機に従業員数も300人台から400人台へと大きく飛躍して、資本金も1907年には100万円に増額し業容を拡大していった。この間、1902年頃にはソーダ製造に電解法の導入を試みているが、残念ながら「小規模ノ製造ニ於テハ到底収益ノ見込ナキヲ以テ、動力ノ変更ヲ行ヒ大規模トナスノ必要アリ為ニ水力電気等ノ調査ヲ遂ケシモ、其費用莫大ニシテ目下本社ノ状態ハ之レカ実行ヲ許サス不得已一時休止スルコト」[38]になったのである。しかし、同社の製品は博覧会等への出品で第4回内国勧業博覧会(1895年)において有功一等賞を、第5回内国勧業博覧会(1903年)で名誉銀杯を、朝鮮京城勧業博覧会(1907年)では名誉会牌をそれぞれ受賞している。この内の第4回内国勧業博覧会では日本舎密が国内では初めて、塩酸カリの量産化に成功した業績に対して高い評価が与えられている[39]。

表5-6は1906年の日本舎密の主要製品の市場占有率について示したものである。占有率では硫酸に対してソーダ類が優位を占め、特に苛性ソーダについては全国の生産量の7割を同社が製造しており、晒粉では全国の3割以上を占めていた。この頃の化学企業は大阪への集中が傾向として読み取れるが、日本舎密は地方所在の化学企業としては隔絶した規模と生産量でわが国の化学工業に一定の貢献をなしていた。

また、資金調達については前述したように住友銀行から短期の借入れを行った他、同行への返済を含めて1899年12月に日本勧業銀行から7万4500円を借入れて、これまでの債務の一切を償還している。日本勧業銀行からはその後も、工場の増築や運転資金等に使用するために継続して資金の借入れを行っている[40]。

最後に日本舎密の財務状況について一瞥しておく。表5-7(a)の貸借対照表は創立から4年目となる1892年のものであるが、この時点においても株金の払込は資本金50万円の

うち、半額の 25 万円が未払いの状態であった。先行き不透明な近代産業分野の化学企業である同社が如何に資金の調達に苦しんだかが窺えるが、実際に同社が創業時に必要とされた資金は約 24 万円と見積もられていたため、工場の建設資金等は何とか確保できていた。しかし、表 5 - 7(b)からも分かるように、1892 年の下半期には未払いが多いため資本金額を 46 万 5,000 円に減額しているが、1899 年頃は工場の操業や下関から小野田への本社の移転に伴い、本社社屋の建築等によって資産額は増加している。一方で、株金の未払いも次第に減少してきており、財務状況は次第に改善されつつあった。

次に、表 5 - 8 の利益金と配当率の推移についても検討しておく。利益金は操業間もない 1893 年上半期に約 3 万円の利益を計上している他、滑り出しとしてはまずまずのスタートであったといえよう。しかし、日清戦後の不況期に赤字とまではいかないものの大幅な減益となったが、徐々に盛り返し日露戦争後の 1906 年下半期には 5 万円を越す利益金を計上している。だが、日露戦後の不況期に再び利益金が減益し、史料的に記録の残っている中では、1909 年の上半期に 2 万円台にもどり、これを底にして次第に利益金が増加傾向を示している。また、配当率であるが、表 5 - 8 には明治期から大正前期にかけてルブラン法ソーダ製造の国内における 2 大メーカーであった同社と関東酸曹株式会社の 2 社(俗に「西の日本舎密、東の関東酸曹」と呼ばれた)[41]の配当率を掲出している。関東酸曹は操業を開始した 1896 年から約 12%の配当を行っているが、日本舎密は 1897 年の上半期から数期連続の無配当で大きな経営上の岐路に立たされたが、その後、経営の建て直しに成功し日露戦争時には 12%の配当を行うまでになった。しかし、ここでも戦後の不況に見舞われて表で示した配当率では無配までには行かないものの最低で 5%まで落ちており、日本舎密に比べて関東酸曹の方がより経営状態は安定していたといえる。こうした利益金や配当率の推移から見ていくと豊永の社長在任中は、企業規模は拡大しつつも安定した経営状況とは言えず、苦しい事業運営が続いたといえよう。

お わ り に

本章では、豊永長吉が設立した日本舎密の明治期を中心とした経営状況について、豊永が同社の事業展開の中で果たした役割とともに検討してきた。同社の設立およびその後の運営については明治政府の高官である品川弥二郎等からの有形無形の支援が事業面で大きな支えとなるとともに、それが豊永の経営者としての指導力と相俟って同社の企業体としての永続性に繋がっていったといえる。

豊永は日本舎密の創立と前後して千寿製紙の設立にも深く関与し、化学企業と製紙企業を有機的に結合させることに成功した。2 社の工場の位置を、海を隔てて近接する小野田と小倉に建設し船舶を利用することで、ソーダ等の原材料の入手を容易にするとともに、豊永が推進していた門司築港が完成すると同港から両社の製品の海外への輸出も豊永の念頭にあったものといえ[42]、こうした経営構想力が豊永の企業家活動をより広がりのあるものにしていったのである。

企業家の役割は単に企業を設立したことにとどまらず、企業が危機に直面したときにどういう行動をとるかも重要な役割といえよう。大企業経営者である豊永の真価が問われたのが日清戦争後の経営危機であった。経営危機の中にあっても県外を中心とした株主の配当要求に対して豊永は同社の経営機構の改革の断行と住友銀行からの短期借入れを行なって、このときの危機を何とか乗り切ることができた。こうした点からも日本舎密は所有経営者である豊永の指導と監督のもとで内部統制が実施され、毎年の株主総会等における株主(利害関係者)への対処も円滑に行われていた。創業後の経営者として最も重要な役割は、企業の永続性も含めて、このような株主(利害関係者)への対応が十分にとれるかどうかにあるといえよう。

なお、日本舎密と関東酸曹の 2 社で製造したソーダ類のうち大正初年頃までソーダ灰が国内需要の 5～10%、苛性ソーダが国内需要の 30～40%程度であったと推定され[43]、海外からの輸入に大きく依存する状態が続いたが、日本舎密は硫酸とソーダ類を製造する化学企業として日本の工業化において一定の役割を果したといえる。

本章では、主として明治期における日本舎密について、同社で果たした豊永の企業家としての役割を株主総会での対応や経営改革にも触れつつ検討してきた。しかしながら、本章で取り上げることができなかった明治末以降の豊永亡き後の同社の企業経営活動や、日本舎密の生産品を入れる容器である硫酸瓶の製造が、地元(小野田)の地域経済に与えた影響等については今後の課題としておきたい。

注

1) 官営の化学工業については、印刷局編・発行『印刷局沿革録』、1903 年や大蔵省編・発行『造幣局百年史』、1976 年を参照されたい。また、戦前の化学企業を対象とした研究に、下谷政弘『日本化学工業史論～戦前化学企業の多角的展開についての研究～』お茶の水書房、1982 年等がある。

2) 山下三郎編『大日本人造肥料株式会社五十年史』大日本人造肥料株式会社、1936年を参照。なお、日本舎密は、現在の日産化学工業株式会社の前身をなす企業の一つで、1896年度の総資産額から見たわが国の鉱工業企業上位100社の中では、総資産額38万1000円で55位にランクされており(経営史学会編『日本経営史の基礎知識』有斐閣、2004年、398頁)、明治期における大企業の一つであったといえよう。

3) 舎密の意味については、日本化学会編『日本の化学百年史』東京化学同人、1978年、80～90頁および日蘭学会編『洋学史事典』雄松堂出版、1984年、383～385頁、藤田英夫『大坂舎密局の史的展開～京都大学の源流～』思文閣出版、1995年を参照。

4) 社史関係の文献としては、山下編『大日本人造肥料株式会社五十年史』、庄司務編『改訂増補　日本曹達工業史』曹達晒粉同業会、1938年、日産化学工業株式会社編『80年史』日産化学工業株式会社、1969年、日産化学工業株式会社編『百二十年史』日産化学工業株式会社、2007年、北嶋昭編『印藤聿(インドウ　ノブル)～有限責任日本舎密製造会社　創立者　豊永長吉　人物史～』日産化学工業株式会社小野田工場、1999年等がある。

5) 鎌谷親善『日本近代化学工業の成立』朝倉書店、1989年。

6) 品川弥二郎や中沢岩太との関連については、前章を参照されたい。

7) 「明治二十二年七月十六日認可　有限責任日本舎密製造会社　創立規約　定款」(日産化学工業株式会社小野田工場所蔵)。なお、渋沢青淵記念財団竜門社編『渋沢栄一伝記資料』第12巻、渋沢栄一伝記資料刊行会、1957年には、「明治二十二年　是年、山口県小野田ニ一般化学薬品ノ製造ヲ目的トシテ日本舎密製造株式会社創立セラル。栄一、柏村信、笠井順八等ト共ニ発起人タリ」(同書、272頁)とあり、会社の設立は、渋沢栄一、柏村信、笠井順八の3名によって担われたように記されている。しかし、本文で述べているように同社の設立発起人に関して、この3名は全く関わっていない。同社の設立過程で渋沢が何らかの関与をしてことを示す史料と考えるならば、株主の募集における渋沢の存在が窺える。

8) 「佐々木男也関係文書」(山口県文書館所蔵、両公伝史料、801)に所収されている野村靖から佐々木男也に宛てた書簡(1889年7月25日付)による。

9) 吉田祥朔編『増補　近世防長人名辞典』マツノ書店、2002年、45頁。

10) 「柏村日記」(山口県文書館所蔵、71藩臣日記5)、1889年7月2日の条による。

11) 山下編『大日本人造肥料株式会社五十年史』、141頁。

12) 小野田市史編集委員会編『小野田市史　史料下』小野田市、1988 年、374～376 頁。

13) 「第壱回　実際報告」。

14) 鎌谷『日本近代化学工業の成立』、286 頁。

15) 「第三回　実際報告」。

16) 鎌谷『日本近代化学工業の成立』、290 頁。

17) 品川の履歴等については、奥谷松治『品川弥二郎伝』高陽書院、1940 年を参照した。

18) 鎌谷『日本近代化学工業の成立』、407～410 頁。

19) 千寿製紙については、『小倉製紙工場沿革概要』(日本経営史研究所編『社史で見る日本経済史　第 28 巻　旧王子系四製紙会社社史』ゆまに書房、2000 年に所収)を参照。

20) 村田辰蔵編『小倉製紙工場沿革概要』私家版、1924 年の「付録」を参照。

21) 門司築港について詳しくは、本書第 4 章を参照されたい。

22) 伊牟田敏充「明治前期の会社機構に関する一考察」(同著『明治期株式会社分析序説』法政大学出版局、1976 年)を参照。

23) 千寿製紙の株主については、「千寿製紙株式会社株入記録」(山口県文書館所蔵、諸家文書、河崎家 78)によった。

24) 庄司編『改訂増補　日本曹達工業史』、576 頁。

25) 米津三郎編『明治の北九州』小倉郷土会、1964 年、105～107 頁。

26) 「有限責任日本舎密製造会社　創立規約　定款」。

27) 宮本又郎・阿部武司「明治の資産家と会社制度」(宮本又郎・阿部武司編著『日本経営史 2　経営革新と工業化』岩波書店、1995 年、269 頁)。

28) 伊牟田敏充「明治期における株主の議決権」(伊牟田『明治期株式会社分析序説』、所収)を参照。

29) 鎌谷『日本近代化学工業の成立』、292 頁。

30) 「第三回　実際報告」、国立国会図書館編『井上馨関係文書目録』国立国会図書館、1975 年、224 頁。

31) 経営に直接参画する株主と配当にのみに関心を示す投資家的な株主の利害の対立については、島田昌和「戦前期における企業ガバナンスの一考察～株主総会を通じた渋沢栄一の役割分析～」(『経営論集』第 14 巻第 1 号、文京学院大学、2004 年〔島田

昌和『渋沢栄一の企業者活動の研究』日本経済評論社、2007 年に再録〕)を参照。また、企業の統治構造を経営紛争が発生した企業の株主総会を通して論じた研究に、中村尚史「所有と経営:戦前期の日本企業」(工藤章他編『現代日本企業 1　企業体制　上』有斐閣、2005 年)等がある。

32) 「第七回　実際報告」。

33) 『品川弥二郎関係文書　5』、233 頁。

34) 「第拾七回　実際報告」。

35) 「第拾五回　実際報告」。

36) 『元勲・近代諸家書簡集成』、252～253 頁。

37) 柳広一編『実業機関　日本之関門』第 2 編第 1 巻、瞬報社、1917 年、92～93 頁、『小野田市史　史料下』、382 頁。

38) 『小野田市史　史料下』、384 頁、『80 年史(日産化学工業)』、204～205 頁。

39) 『小野田市史　史料下』、390 頁、鎌谷『日本近代化学工業の成立』、294 頁、国雄行『博覧会の時代～明治政府の博覧会政策～』岩田書院、2005 年を参照。

40) 「第拾九回　実際報告」、『小野田市史　史料下』、383～385 頁を参照。

41) 『日本の化学百年史』、606 頁。

42) 海外への販売について、柳編『実業機関　日本之関門』には「会社創立以来、海外引合に就いては挙げて三井物産に委託し」(同書、96 頁)と記されている他、『馬関毎日新聞』(1906 年 10 月 23 日)にも「日本舎密の販路視察　日本舎密会社の中野薫六、西川虎吉、長谷徳三郎三氏は仝社販路視察として、昨日正午、門司出航の阿波丸にて上海に向へり」との記事等があり、日本舎密では創立当初から海外への製品の輸出を積極的に展開し、主な輸出先は中国やインドであった。

43) 日本ソーダ工業会編『日本ソーダ工業百年史』日本ソーダ工業会、1982 年、16～17 頁。

表５－１　日本舎密製造会社主要株主　(1890年12月末現在)

株主名	住　所	持株(株)	持株比率（%）	備　考
豊永長吉	山口県豊浦郡長府村	810	8.1	旧長府藩士、日本舎密製造会社社長、千寿製紙会社取締役、衆議院議員
磯野小右衛門	京都市下京区玉津島町	650	6.5	山口県出身、堂島米商会所頭取、大阪株式取引所頭取、北浜銀行監査役
牧野宗助	大阪市東区備後町	410	4.1	
門田利助	大阪市唐物町	400	4.0	日本火災保険取締役、大阪紙会社監査役、大阪株式取引所理事
藤本文策	東京市芝区三田網町	400	4.0	旧徳島藩主蜂須賀家家令、千寿製紙会社取締役、東京海上保険会社取締役
杉井幾三郎	東京市京橋区竹川町	400	4.0	紙商兼文房具品直輸入卸商、千寿製紙会社取締役
小室信夫	東京市日本橋区浜町	400	4.0	千寿製紙会社社長、共同運輸設立委員
平沼専蔵	神奈川県横浜市本町	400	4.0	横浜銀行頭取、金叶貯蓄銀行頭取、貴族院議員
朝田又七	神奈川県横浜市元浜町	400	4.0	明治火災保険会社監査役、貴族院議員
小林秀知	東京市芝区高輪北町	331	3.3	旧萩藩士、官営三池鉱山局長
門田猪三郎	大阪市東区唐物町	250	2.5	大阪毛糸会社社長
佐々木男也	東京市麹町区１番町	200	2.0	旧萩藩士、百十国立銀行支配人、日本郵船支配人
近藤廉平	東京市小石川区原町	200	2.0	旧徳島藩士、日本郵船社長
川田小一郎	東京市牛込区新小川町	200	2.0	旧土佐藩士、日本銀行第３代総裁、貴族院議員
中沢岩太	東京市牛込区横寺町	200	2.0	旧福井藩士、東京帝国大学工科大学教授、印刷局技師
柏村　信	東京市芝区白銀台町	200	2.0	旧萩藩士、毛利公爵家家令、第十五国立銀行支配人、東京人造肥料会社監査役
森岡昌純	東京市京橋区南小田原町	200	2.0	旧薩摩藩士、日本郵船初代社長
吉川泰二郎	東京市本所区横網町	200	2.0	日本郵船第２代社長
内田耕作	東京市神田区東紅梅町	200	2.0	日本郵船取締役
田中為一	東京市芝区白金猿町	200	2.0	
久保田三郎	東京市日本橋区浜町	200	2.0	和歌山県の大地主、第四十三国立銀行取締役
笠井順八	山口県厚狭郡小野田	200	2.0	旧萩藩士、小野田セメント創業者

注:①1.200株以上の株主を掲出した。

②株主の合計は80名であり、下記の史料(「第弐回　実際報告」)に記載された株主の地域別の分布状況は、東京(51.6%)、関西(15.4%)、山口(14.6%)、その他(18.4%)となり、東京在住者の株主が過半数を占めていた。

出所:「第弐回　実際報告」(日産化学工業株式会社小野田工場所蔵)、『明治ニュース事典』第４巻、『日本全国諸会社役員録　1』、『帝国大学出身人名辞典』第２巻、『明治人名辞典』上巻・下巻、『明治人名辞典　Ⅱ』上巻・下巻、『実業家人名事典』、『増補　近世防長人名辞典』、『都道府県別　資産家地主総攬〔大阪編２〕』、高島雅明(2004)等より作成。

表５－２　日本舎密の創業当初の事業所別従業員数

(1890年)

事　業　所	名　称　等	人　数(人)
東京本社	手　代	4
	傭	2
	小　使	1
	(小　計)	(7)
小野田工場	技師長	1
	支配人心得	1
	機械使	1
	手　代	3
	技師助手	3
	小　使	2
	見習職工	7
	(小　計)	(18)
大阪販売店	副支配人心得	1
	手　代	1
	(小　計)	(2)
合　計		27

出所:「第弐回　実際報告」より作成。

表５-３　日本舎密の創業初期の製造高　(単位:貫)

製造品目	1891年(下)	1892年(上)	1892年(下)	1893年(上)	1893年(下)
強硫酸	8,466	38,192	54,941	61,193	83,040
60度硫酸	59,832	173,490	67,257	374,409	27,280
グラバー塔硫酸	—	6,841	206,104	2,775	194,717
鉛室硫酸	—	24,850	91,870	258,646	39,496
塩酸	61,646	227,413	346,036	466,602	533,150
ソーダ灰	12	32,296	42,043	34,669	60,244
苛性ソーダ	11,100	44,636	83,527	103,238	104,654
上晒粉	144	14,076	20,140	61,193	6,503
並晒粉	4,251	35,662	44,181	21,747	27,544
塩素酸加里	—	—	—	262	8,050
硫酸鉄	—	—	—	—	978
芒硝	49,450	153,128	245,595	284,600	300,750

注:①表中の(上)は１月～6月までの上半期、(下)は７月～12月までの下半期の製造高である。

②小数点以下の数値は、切り捨てにした。

出所:「実際報告」(第二回～第七回)より作成。

表５－４　日本舎密の株主総会

開催日	総会名	開催地	開催場所	議案等
1889.年９月２日	臨時株主総会	東京	東京海上保険会社	・取締役の増員と選任　・相談役の設置　・重役の報酬額等について
1890. 7. 30	第１回通常株主総会	東京	吉川泰二郎邸	・「第１回　実際報告」の審議
1891. 1. 28	第２回通常株主総会(臨時)	東京	東京海上保険会社	・大阪支店と赤間関出張所の開設　・御料局付属王子硫酸製造所で製造された製品の販売について ・取締役の増員の件
1892. 1. 25	第３回通常株主総会(臨時)	東京	東京海上保険会社	・本社を東京から赤間関(下関)へ移転し、東京本社を東京支店と称す件　・定款の改正
1892. 7. 25	第４回通常株主総会(臨時)	東京	東京海上保険会社	・利益金の配当について　・前社長(水原久雄)への謝礼に関する審議　・資本金の減資について
1893. 1. 25	第５回通常株主総会	東京	東京海上保険会社	・利益金の配当について
1893. 7. 25	第６回通常株主総会	東京	東京海上株主総会	・利益金の配当　・取締役の改選
1893. 11. 20	臨時株主総会	東京	東京海上株主総会	・定款の改正　・重役の報酬額　・小野田工場の火災とその善後策について
1894. 1. 25	第７回通常株主総会	東京	東京海上保険会社	・小野田工場火災後の事業概要　・利益金の配当
1894. 7. 25	第８回通常株主総会	東京	東京海上保険会社	・利益金の配当
1895. 1. 25	第９回通常株主総会	東京	東京海上保険会社	・利益金の配当　・取締役の補充の件
1895. 7. 25	第10回通常株主総会	東京	東京海上保険会社	・利益金の配当　・監査役の改選の件
1896. 1. 25	第11回通常株主総会	東京	東京海上保険会社	・利益金の配当　・監査役の改選の件
1896. 7. 25	第12回通常株主総会	東京	東京海上保険会社	・利益金の配当
1897. 1. 25	第13回通常株主総会	東京	東京海上保険会社	・利益金の配当
1897. 7. 25	第14回通常株主総会	東京	東京海上保険会社	・利益金の配当
1898. 1. 27	第15回通常株主総会(臨時)	東京	東京海上保険会社	・利益金の配当　・監査役を地元(山口)から選任する件　・重役の役員報酬減額の件　・定款の改正(本社を下関から小野田へ移転する件)
1898. 7. 28	第16回通常株主総会	大阪	大阪商業会議所	・利益金の配当→翌日、再審議
1898. 7. 29	臨時株主総会	大阪	大阪市内(灘萬)	・利益金の配当　・借入金の件
1899. 1. 25	第17回通常株主総会	大阪	大阪商業会議所	・利益金の配当→翌日、再審議
1899. 1. 26	臨時株主総会	大阪	大阪市内(灘萬)	・利益金の配当　・株金の払込　・借入金の返済
1899. 7. 25	第18回通常株主総会	山口	小野田本社	・利益金の配当　・監査役の選任　・定款の改正
1900. 1. 31	第19回通常株主総会	東京	千寿製紙会社	・重役の役員報酬と改選　・利益金の配当
1900. 7. 25	第20回通常株主総会	山口	赤間関(下関)出張所	・利益金の配当

注:①通常株主総会に引き続いて、同じ日に臨時株主総会を開催している場合は、(臨時)と記して議案等も一括して掲出した。
②株主総会における議案等の呼称(議題名)は、下記史料の文言から抽出した。

出所:「実際報告」(各期)、「柏村日記」等より作成。

表 5 - 5　日本舎密における従業員数の推移　(人)

年　次	事務員	技術員	職　工	合　計
1892 年	17	5	59	81
1893	15	6	102	123
1894	17	5	103	125
1895	17	5	130	152
1896	17	6	171	194
1897	18	7	161	186
1898	12	7	154	173
1899	12	6	123	141
1900	14	6	128	148
1901	13	10	179	202
1902	14	10	193	217
1903	16	11	228	255
1904				
1905	16	11	221	248
1906	22	13	309	344
1907	24	18	332	374
1908				
1909	23	11	299	333
1910	21	10	378	409
1911	24	10	395	429
1912	26	12	383	421

注:①1901 年・1906 年・1907 年は下半期、他は上半期における従業員数である。

②数値が把握できない年次は、空欄とした。

出所:「実際報告」(各期)等より作成。

表５-６　日本舎密の主要製品の製造高と市場占有率　(1906年:ポンド、%)

工場所在地	工場数	硫　酸	占有率	苛性ソーダ	占有率	晒　粉	占有率
北海道	1			77,000	1..5		
東　京	4	72,450	37.7	1,295,000	25.8	383,360	4.5
新　潟	2	6,195590	3.2				
大　阪	14	102,815,283	53.6	135,094	2.7	5,197,832	61.6
兵　庫	1	3,650,000	1.9				
徳　島	4			70			
広　島	2						
山　口	1	6,620,560	3.4	3,508,600	69.9	2,847,490	33.7
合　計	29	191,731,525		5,015,932		8,428,682	

注:①工場所在地の山口の(1)は。日本舎密のことである。

②広島の化学工場では、上記の製品以外(炭酸ソーダ等)が製造されていた。

③徳島の苛性ソーダについては、微少のため占有率は算出していない。

④製品が製造されていない場合は、空欄とした。

出所:『日本帝国第二十七統計年鑑』より作成。

表 5 - 7(a)　日本舎密の貸借対照表　(1892 年 6 月末現在)

貸　方	金　額 (円)	借　方	金　額 (円)
未集株金	250,000	株金	500,000
募集株未払込金	12,055	預り金	2,611
創業費	33,173	王子製造所払下品代	2,808
東京支店家屋	1,500	仮受	1,865
工場敷地及付属地	7263	当半期利益金	12,978
工場建築費	136,758		
機械	17,044		
王子製造所預ケ金	2,000		
銀行当座預金	5,273		
借地借家敷金	125		
仮払	5,312		
薬品現在高	10,527		
王子製品	398		
大阪商品	47		
得意先	14,211		
貯蔵物品	20,714		
支店及工場	3,833		
手許有金	24		
合　計	520,264	合　計	520,264

注:円以下の金額は、切り捨てにした。

出所:「第四回　実際報告」より作成。

表 5 - 7(b)　日本舎密の貸借対照表　(1899 年 6 月末現在)

貸　方	金　額 (円)	借　方	金　額 (円)
未募集株金	176,700	株金	465,000
本社敷地及付属地	5,900	準備積立金	29,800
本社家屋	45,895	別途積立金	5,000
築造物	202,427	預り金	10,868
機械	28,168	支払手形	65,000
大阪出張店地所家屋	5,400	支払未済金	4,649
馬関倉庫	150	前半期繰越金	3,860
日本勧業銀行債券	1,000	当半期利益金	14,259
仮払金勘定	11,494		
薬品現在高	18,143		
委託販売薬品	7,498		
得意先勘定	36,309		
貯蔵物品	46,322		
大阪出張店	277		
請取手形	6,944		
銀行当座預ケ金	5,466		
現在金	293		
合　計	598,438	合　計	598,438

注:円以下の金額は、切り捨てにした。

出所:「第拾八回　報告」より作成。

表５-８　日本舎密の利益金と同社および関東酸曹の配当率の推移

(円、％)

年　代	利　益　金	日本舎密の配当率	関東酸曹の配当率
1892年	12,978	4.0	
1893	30,780	8.0	
1894	15,632	2.0	
1895	26,852	6.0	
1896	17,592	9.0	
1897	1,700	無配	12.0
1898	10,362	無配	12.0
1899	14,259	6.5	14.0
1900	26,900	10.0	12.0
1901	23,474	10.0	12.0
1902	26,693	8.0	12.0
1903	24,117	8.0	12.0
1904		10.0	12.0
1905	45,119	12.0	12.0
1906	51,574	12.0	12.0
1907	42,941	12.0	16.0
1908		8.0	12.0
1909	22,154	5.0	10.0
1910	39,146	8.0	12.0
1911	38,254	8.0	12.0
1912	43,469	8.0	12.0

注:数値が把握できない年次は、空欄とした。

出所:「実際報告」(各期)、『改訂増補　日本曹達工業史』310頁より作成。

終　章

本研究では、明治維新以降のわが国が資本主義的な経済発展を遂げ工業化していく過程で、西洋から移植された近代産業に着目し、近代産業が地方においてどの様にして受容され、定着していったのかを検討してきた。研究対象とした「地方」は山口県域であり、近代産業がわが国に移植されはじめた近代移行期から考察を始め、数度にわたる企業勃興を経験した明治期を主な研究対象時期とした。考察にあたっては、近代産業の担い手となる企業家の果たした役割をより具体的に検討していくことを課題との一つとして設定した。

個々の章の結論はすでに前述した通りであるが、山口県域の近代産業の勃興は旧武士層が個別企業の企業家の中心となって担われていたことが明らかとなった。近年の企業家研究では、企業家の出自について宮本又郎が述べているように「武士・商人均等説や限界階層説がもっとも妥当な結論」とする傾向があり、武士出身説は次第に取り上げられないようになった[1]。しかし、地方によっては山口県域のように在野の士族企業家がその核となったところもあり、この点に本研究で士族の歴史的な再評価を試みた理由がある。

以下では、山口県域の近代化過程における旧武士出身の企業家の役割や性格について総括しておく。

まず、西川俊作の研究によれば[2]、近世から明治初期にかけての長州・山口県域は、プロト工業化の段階では全国的にも進んだ地域であったが、それ以降は近代工業へと転換することに失敗し、山口県の工業化は緩慢なものとなったとされる。その経緯については第1章で詳述しているが、山口県域においては農商資本によるプロト工業化と、近代工業が断絶することになった。しかしながら、明治期の山口県域の近代工業の展開は緩慢なものであったとしても明治10年代前半の「初期的企業勃興」、明治20年代前半までの「第1次企業勃興」、日清戦争後の「第2次企業勃興」が存在したことは確認できた。その特徴としては、国立銀行(第百三国立銀行・第百十国立銀行)や銀行類似会社(協同会社・豊永組)をはじめした「金融業の先行的発展」が指摘できる[3]。したがって、山口県域においても第3次産業を中心にして、近代企業の展開が見られた。明治期までの山口県域に設立された近代産業を担う企業を資本金の規模別に見ていくと、前述したように第百十国立銀行等の金融業(銀行類似会社を含む)が先行的な発展を遂げていった。これに次ぐのが、製造業の小野田セメントや日本舎密、海運業の共栄社などであった[4]。この内、旧武士層によって設立された3社(第百十国立銀行、小野田セメント、日本舎密製造)は明治前半期という工業化に向けた最も困

難な時期に設立され、幾度かの経営危機に見舞われながらも持続的な成長を遂げ、山口県域の近代産業を牽引していくうえで大きな力となっていった。

この新興の近代工業の担い手として登場するのが旧武士層であった点に山口県の特徴がある。明治初年の山口県域の工業化は、当時の知識人階級であり、新産業導入の必要性・有効性を理解することのできた旧武士層によって主導された。彼らは、不十分であったとはいえ、秩禄処分によって「資本」となりうる金融資産を手にした階層であり、農商資本によるプロト工業化が停滞する当時の状況の中で、その企業家活動が際立った存在感を示すことになった。これこそが、山口県において武士層の企業家が注目される所以であった。

特に旧長州藩出身の藩閥政府要人との関係は他地域と比較しても優位な面があった。第2章で取り上げた覇城会社では工部省との関連で井上馨との繋がりを、殖鱗社については内務省との関連で伊藤博文・山田顕義・品川弥二郎との繋がりを指摘した。第 3 章の小野田セメントではやはり工部省との関連で井上馨から強い支援を受け、第 4 章の豊永長吉の企業家活動と第 5 章の日本舎密製造では、品川弥二郎の存在と品川を通じての官営工場等からの技術支援等が注目される。一方、地元においても、第 2 章で述べたように県によって士族授産を目的とした授産所(のち就産所)が設けられるなど、旧武士層に手厚い対策が取られた。また、旧藩主家との関係では、義済堂と吉川家(第 1 章)、小野田セメントと毛利公爵家(第 3 章)、前述した豊永長吉と長府毛利家(第 4 章)といった関係が明治以降にも継続されており、これら旧藩主家(華族)から資金面などの支援を得られたのも旧武士層であるがゆえに可能となったといえよう。

こうした旧武士層の個別の動向としては、山口県における株式会社形態の萌芽となる企業であった木綿聚社(1875 年)も旧武士層主体で設立されていた。また、山口県域における初の本格的な近代企業と見なすことのできる国立銀行も、旧武士層によって設立・運営されたものであった。特に第百十国立銀行(1878 年創立)は旧長州藩士族の金禄公債を資金として設立された、全国的に見ても巨大な国立銀行の一つであった。同行は、県内在住の士族のみの金禄公債を資金とし、旧長州藩出身の士族のみによって運営されたまさに典型的な士族銀行として評価することができる。一方、旧武士層による近代工業については、製糸業・綿織物業という在来産業分野で工場制機械工業をいち早く導入した旧岩国藩士よる義済堂(1873 年)が山口県における嚆矢である。また、旧長州藩士笠井順八が 1881 年に創業したセメント業では民間初となる小野田セメントは、旧武士層に下賜された金禄公債証書を資本に転化させた地方企業として発足し、後には全国的な大企業へと発展を遂げていっ

た。そして、第1次企業勃興期の最後の年となる1889年には、先駆的な化学企業である日本舎密製造会社が、やはり旧長府藩士豊永長吉によって創業された。こうした近代工業に旧武士層の企業家が果敢に挑戦した背景には、農商が得手とする在来産業との競合を回避したという側面もあったが、そこに将来性を見いだす革新的な理解があったからにほかならない。これらの先駆的近代工業の明治期の山口県全体の生産額に占める比重は未だ小さいものであったが、前述したように政府の長州閥要人や旧藩主家との紐帯を巧みに利用することで、後の山口県工業を牽引する土台の役割を果たすことになった点は評価してしかるべきであろう。

こうした旧武士層による企業家活動は、俗に「士族の商法」と揶揄される如く、生活に困窮した彼らがやむなく慣れない新分野の事業に手を出したと理解されることが少なくない。しかし、例えば初期の士族授産企業に一つである殖鱗社の社長を務めた旧長州藩士・内藤左平が、同社設立の目的に「地方経済ノ一端ヲ助ケント欲シタ」と掲げている様に、産業化に携わった山口県の旧武士層の多くが地域振興を標榜していたのも事実である[5]。こうした意識こそ、近代産業の勃興というわが国の産業革命につながるものであり、明治前半期の山口県域では、まさに旧武士層こそが、担い手であったと評価することができる。この点について、中村尚史は、近年の地域経営史の動向の1つとして、「地域の主体性への注目」を挙げている[6]。これは、従来の研究では地域経済の発展を政府や財閥主導によるものとして、受動的に描かれていた見方を大きく転換する見解である。本研究の中でも明らかにしてきたように、山口県域における工業化も長州閥という中央政府との人脈を活用しながら、地元にとどまった旧武士層を中心とした「地域の主体性」によって惹起されたことは間違いない。

こうしたことからも山口県域の近代産業は、上記の3社(第百十国立銀行、小野田セメント、日本舎密製造)が出揃う第1次企業勃興期から第2次企業勃興期の間に受容から定着へと移行していったといえよう。そして、近代産業が定着し産業化がある程度進展していった第2次企業勃興期頃になると、もはや旧武士層や商人・農民といった企業家の出自を問うことの意味が、次第に希薄なものへと変容していった。つまり明治20年代後半以降になると、近代産業や会社組織に関する知識や理解が一般にも広がる一方で、金禄公債の償還も進み、旧武士層の優位性や特殊性も喪失し、この間に第3章の小野田セメントで考察したように企業家の世代交代も進んでいった。そして何よりも、近代的教育を受けた新しい世代が企業家としても台頭してくるようになると、「旧武士層による企業家の時代」は、山

口県において終焉を迎えた。

山口県の旧武士層出身の企業家の中でも、注目しておく必要があるのが近代工業の分野で特に重要な役割を果たした、小野田セメントを創業した笠井順八と日本舎密製造会社を創業した豊永長吉である。地方企業家の笠井順八と豊永長吉は長州藩(萩藩)と長府藩と出身藩は異なるが、ともに下級藩士の出身で、それぞれの藩校で学び、武士としての素養は一通り身に着けていた。明治維新以降に笠井は県の官吏となるが[7]、豊永は早くから帰商して商業活動を展開していた。こうした経歴がそれぞれの企業家活動にも大きく影響していたといえよう。

笠井は、小野田セメントにとどまらず、殖鱗社などの士族授産企業をベースにした企業家として登場した。士族授産を目的としていただけに地域主義的な傾向が強く、中村尚史が述べている、「特定の地域の『顔の見える関係』のなかから近代産業が勃興し、産業革命が進展する」という「地方の時代」に小野田セメントを創業した[8]。しかし、日清戦争以後の1900年代に入り地域経済の活性化が存在していた「地方の時代」から、都市経済が自立的な発展を遂げ、地方が自力による工業化から都市部の企業の進出による工業化の始まりを迎える頃になると小野田セメントにおいても、中央からの資本を導入することによって巨大企業化する。しかし、その一方で、創業当初の「顔の見える関係」による県内在住の旧武士層を中心とした株主から、株主層も次第に多様化し都市部を含め同社への投資による配当を目的とした株主なども増加していった。日清戦争後の経営危機ではこれらの株主への対応が、笠井の手には負えない状態となっており、小野田セメントが全国的な大企業へと成長を遂げていこうとしていたただ中にあって、同社の企業統治に失敗し、笠井は「地方の時代」の終焉とともに、小野田セメントの経営から去ることになった。但し、笠井は引き続き地域の産業化のための企業家活動は続けており、次第に地域振興を目的とした企業家へと移行していった。小野田銀行や小野田軽便鉄道といった規模の小さい企業では、その経営手腕を発揮して安定した経営を維持し、地方レベルの産業化への動きを継続した。笠井は「地域の主体性」を堅持し、地域の発展に貢献した地方企業家であり、今でも地元においては「小野田開発の父」として顕彰されている。

これに対して、関門地域における主導的企業家となった豊永は、明治初年の塩問屋を初めとして、士族授産企業(豊永組、豊浦士族就産義社)を手掛ける一方で、地域の農商資本とも連携して合本組織(株式会社形態)の赤間関米商会所や門司築港会社を立ち上げるなど企業経営の経験が豊富であった。特に門司築港会社の設立で中央の実業家と「顔の見える関

係」を築けたこともあって、東京や大阪といった都市部からも資本を呼び込んで、資本金50万円の日本舎密製造を設立に成功している。豊永は亡くなるまで同社のオーナー経営者として社長職にあり、日清戦争後の経営危機などにも機敏に対応している。また、京都に本店を置く起業銀行(資本金200万円)や起業貯金銀行(資本金10万円)の頭取を務めるなど[9]、地方企業家でありながら都市部の企業家とも繋がりを持ちつつ多様な活動を展開していた。豊永は笠井と同様に、これまでのわが国になかった近代産業を興した革新的な企業家であることは共通点といえる。しかし、豊永は地方在住(現在の下関市に居住)ではありながら、笠井とは異なる一面があった。それは地元の発展のための企業経営という笠井に対して、豊永は地域の発展を念頭に置きながらも日本舎密をはじめ関係した諸会社の発展という企業経営を主軸に据え、そのためには都市部の企業家ともコンタクトのとれる活動領域の広い地方企業家であったと評価することができる。

また、序章で設定した「移植された新産業を起業するという大胆さと、起業に成功した新産業分野の企業が直面した困難な状況を克服しつつ、継続して経営していくという能力を備えた経済主体」という企業家の定義に最も適合的なのは豊永であるが、笠井もこれまで検討してきた彼の事績から地方における企業勃興の主体となった企業家であった。この両名について企業家としての性格に着目して類型化するならば、笠井は企業経営を通じて地域の発展に主軸を置いたことから「地域振興型地方企業家」に、豊永は事業意欲が旺盛で企業経営により特化した活動を展開していたことから「経営者型地方企業家」に、それぞれ類型化できるであろう[10]。

最後に、こうした山口県域における明治後期からの工業化の見通しを一瞥しておく。

1905年に大阪硫曹株式会社が彦島(現在の下関市)に分工場を設置したのを皮切りに、明治末から大正期以降には、彦島から瀬戸内海沿岸地域で三菱財閥や神戸の鈴木商店などの中央資本による工場進出が盛んとなり、一挙に山口県の工業化が進んでいくことになる。それは、明治前半期までのような「地方の自力」に基づくものではなく、山口県の工業用地としての地理的条件や利便性に着目した、東京や大阪などの都市部からの工場誘致等による「呼び込まれた工業化」であった[11]。

このようにして、地域の資本家が地域のために産業化を進めていく時代は終わりを告げたのであるが、その流れに反する動きが、山口県には存在した。それが炭鉱業を起点に工業化を進めていた宇部地域である。1864(元治元)年に現在の宇部市で生まれた企業家渡辺祐策は、1897年に沖ノ山炭鉱組合(資本金4万5000円)を設立して宇部発展の礎を築くことに

なるが[12]、その運営方式が資本関係も含めて地元住民の手によってのみで行っていこうというものであった(宇部式匿名組合)。しかしながら、沖ノ山炭鉱の企業化を含めて宇部地域の工業化の進展が、地元資本によって本格化していくのは大正期に入ってのことである[13]。したがって、明治期を主な対象とした本研究では、同地域を取り上げなかったが、山口県域における特異な事例である宇部地域の解明は今後の課題としておきたい。

注

1) 宮本又郎『日本の近代　11　企業家たちの挑戦』中央公論新社、1999年、322頁、同著『企業家たちの幕末維新』(株)メディアファクトリー、2012年、206頁。

2) 西川俊作(牛島利明・斉藤修編)『数量経済史の原点～近代移行期の長州経済～』慶應義塾大学出版会、2013年、第3章・第4章を参照。なお、明治期における山口県経済の停滞については、石井寛治も指摘している(同著「近代における山口県人の経済力」、『山口県史の窓』県史編さん室、2016年、2頁)。

3) 石井寛治『日本の産業革命～日清・日露戦争から考える～』講談社、2012年、51頁。

4) 拙稿「明治・大正期の山口県における近代企業の発展と地域経済の変容～下関の諸企業を中心として～」(『九州国際大学社会文化研究所紀要』第48号、2001年)を参照。

5) 士族授産企業が地方経済の振興を目指した個別事例としては、旧柳河藩士族による興産義社の事例がある(内山一幸「補節　士族授産会社興産義社の再検討」、同著『明治期の旧藩主家と社会～華士族と地方の近代化～』吉川弘文館、2015年)。

6) 中村尚史「経営史と地域発展」(経営史学会編『経営史学の50年』日本経済評論社、2015年)、37～39頁。

7) 落合弘樹は、士族授産において「〝先進的〟事業の代表者は、多くの場合は政府や府県で勧業部門の官吏となっていた人物だった」と述べているが(同著『明治国家と士族』吉川弘文館、2001年、306頁)、笠井は、まさにこの指摘に該当する人物である。

8) 中村尚史『地方からの産業革命～日本における企業勃興の原動力～』名古屋大学出版会、2010年、3頁。

9) 由井常彦・浅野俊光編『日本全国諸会社役員録　6』(明治35年)、柏書房、1988年、71・76頁。

10) 地方資産家の投資動向の分析から、資産家について地方企業家にも注目しつつ類型化を試みた研究に、阿部武司・谷本雅之「企業勃興と近代経営・在来経営」(宮本又郎・

阿部武司編『日本経営史　2　経営革新と工業化』岩波書店、1995年)がある。

11)　大正期以降の山口県の工業化の問題点として、石井寛治も「多くが県外大企業の進出という形態をとっていたことであろう」と述べている(同著「近代における山口県人の経済力」、3頁)。なお、山口県域における工業地帯の形成過程について詳しくは、拙稿「工業地帯の形成と展開」(山口県編『山口県史　通史編　近代』山口県、2016年、第5章)を参照されたい。

12)　百年史編纂委員会編『宇部興産創業百年史』宇部興産、1998年、11～14頁。

13)　宇部地域の工業化に関する先行研究としては、森真澄「日本の企業経営と地域社会～一地方工業都市(宇部)の事例研究～」(中川敬一郎責任編集『日本経営史講座　5　日本的経営』日本経済新聞社、1977年)等がある。